

横浜市環境管理計画

平成27年1月

横 浜 市

はじめに



「横浜市環境管理計画」は、環境に関する本市の計画・指針等を束ねる総合計画で、本市の環境行政の基本となるものです。平成23年4月に策定した「新たな『横浜市環境管理計画』」の目標期間の満了に伴い、これまでの取組への評価や「横浜市環境創造審議会」の御意見を踏まえて、このたび改定の運びとなりました。

私たちの生活は、自然環境からの恵みなしには成立しません。きれいな空気、豊かな水、豊富な食料など、実に様々な恩恵を受けています。しかし、時に自然は、圧倒的な力をもって、私たちの暮らしを脅かすこともあります。今回の改定では、こうした自然の二面性を踏まえ、「自然と人との共生」という基本的な考え方を掲げるとともに、防災・減災の視点を取り入れることの重要性を打ち出しました。

また、本市は平成23年12月、環境問題や高齢化社会などに対応し環境・社会・経済の三つの価値の創造を目指す都市として、国から「環境未来都市」に選出されました。「環境未来都市」のトップランナーとして、スマートシティをはじめ先駆的な取組に挑戦し、他都市・地域のモデルとなるような成功事例を国内外へ発信しています。

一方、横浜には代々受け継がれてきた豊かな環境として、まとまりのある樹林地や農地、源流から海まで続く河川流域、起伏に富んだ地形からかたちづくられた多様な自然環境があります。この豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくために、この新たな計画のもと、市民の皆様、事業者の皆様と一体となって取り組んでいきたいと思っております。

計画の策定にあたっては、市民の皆様をはじめ各分野の専門家の方々など、多くの皆様から御意見、御提案をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げますとともに、本市の環境行政の推進に、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年1月
横浜市長 林 文子

目 次

第 1 章 環境行政の展開.....	1
1.1 現状と課題.....	2
1.2 今後の取組姿勢.....	4
1.3 環境行政の基本的な考え方.....	6
第 2 章 計画の基本事項.....	9
2.1 計画の位置づけと役割.....	10
2.2 計画の期間.....	10
2.3 計画改定の経緯・考え方.....	11
第 3 章 横浜が目指す将来の環境の姿	15
3.1 市民生活・企業活動とつながる環境の将来イメージ.....	16
3.2 横浜が目指す将来の環境の姿.....	18
第 4 章 施策の体系.....	23
4.1 施策体系の考え方.....	24
4.2 施策体系.....	25
第 5 章 総合的な視点による基本政策	27
環境と人・地域社会.....	28
環境と経済.....	34
環境とまちづくり.....	42
第 6 章 環境側面からの基本施策.....	53
地球温暖化対策.....	54
生物多様性.....	66
水とみどり.....	74
食と農.....	80
資源循環.....	86
生活環境.....	92
第 7 章 環境行政のさらなる推進.....	109
7.1 推進における現状と課題.....	110
7.2 環境プロモーション.....	110
7.3 環境価値と防災機能の両立.....	112
7.4 環境行政のプロセス管理.....	116
7.5 環境に関する基本制度の見直し.....	117
7.6 連携範囲のさらなる拡大.....	117
7.7 環境の保全及び創造に向けた指針のあり方.....	118
資料	121
資料 1 計画策定の背景・経過	122
資料 2 関連計画等の概要	125
資料 3 横浜市の地域特性	128
資料 4 環境に関する市民意識	130
資料 5 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	133
資料 6 環境に関する主な指針	137
資料 7 用語説明	140

第1章 環境行政の展開

～横浜の環境のこれからに向けて～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、広範な地域に渡り甚大な被害が生じました。被災地の復興に向けた課題は今もなお残っており、早急な取組が求められています。一方で、今回の未曾有の大災害は、環境行政を推進する上でも、数多くの課題をもたらしました。

この「横浜市環境管理計画」は、平成 23 年 4 月に策定した「新たな『横浜市環境管理計画』」の根幹である将来像や施策体系を継承しながらも、「新たな『横浜市環境管理計画』」策定後、3 年間の取組への評価や課題を踏まえるとともに、震災を契機に改めて重視すべきことを明確化・再認識することで、横浜の環境のこれからに向けて新たにとりまとめたものです。

今後、この計画を進めることで、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指します。

1.1 現状と課題

■市民が主役となる環境政策の必要性

横浜市民の行動力

横浜市では、市民活動や自治会などの地域活動が活発に展開されています。市民に最も身近な活動組織である自治会町内会の加入率は、減少傾向にあるものの、8割弱と高い状況です（平成 25 年 4 月現在で 76.6%）。「横浜 G 3 O プラン」（平成 14 年度～平成 22 年度）では、市民・事業者との協働によりごみの大幅削減に取り組み、目標を大きく上回る成果を挙げました（平成 22 年度は 43.2% 削減）。また、平成 23 年 6 月 22 日に実施した「節電チャレンジ」では、市民・企業・行政が一体となって、使用電力のピークカットを試みた結果、神奈川県内全域で 13.4% の削減となりました。このように、市民や企業の行動力は何よりも横浜の強みです。

ライフスタイル・ビジネススタイルの転換

低炭素社会や豊かな生物多様性の実現のためには、現在のライフスタイルやビジネススタイルを大きく転換しなければ、将来にわたってより良い環境を持続することはできません。G 3 O で取り組んだごみの分別もはじめのうちは多くの人が面倒に感じていたかもしれません。しかし、今では習慣としてごみを分別しています。また、震災を契機に過度な電気の使用を控え、日々の生活においてエネルギーの大切さを考えるようになりました。このように、すべての環境行動が自然な行動として表れるような環境意識の醸成に取り組まなければなりません。

環境行動が得をする社会経済システム

環境に対する価値観を高めるためには、CSR（企業の社会的責任）や人々の善意だけでは限界があります。現在、環境問題への認識・危機感を強く持ち、動き始めている企業も多く見られますが、こうした企業の取組を加速させるために、経済メカニズムを活用したメリットを持たせることが必要です。環境行動を誘導する金融商品の充実、二酸化炭素排出量に関するメリットを盛り込んだ制度の確立など、社会経済システムとして構築することが世界規模で進み始めています。

■多様化・複雑化する環境問題への対応

環境問題の多様化

昨今の環境問題は、従来から「公害」と呼ばれてきた大気や水質汚染、騒音、ごみの問題から水辺環境やみどりの喪失、さらには、近年、地球規模で課題となっている地球温暖化や生物多様性の喪失など多岐にわたっています。

まちづくりの重要性

多様化・複雑化する環境問題への的確に対応していくためには、多面的にあらゆる視点をもって取組を進める必要があります。水辺環境やみどりの創出はもちろんのこと、地球温暖化対策や生物多様性の取組は、それぞれ分野別に施策を進めるだけでなく、まちづくりと合わせた総合的・横断的な施策の展開が重要です。

また、環境問題の多様化に加えて、我が国では人口減少や超高齢化などの社会問題にも直面しています。過度な開発を抑制し都市機能の集約を進めることや、エネルギー効率の良い低炭素型の都市づくり、地域特性に応じた土地利用など、都市構造そのものを改変することも必要です。

さらには、大地震や近年多発する大雨などの自然災害に対応するために、インフラの強化、いざという時に途切れないエネルギー源の多様化など、都市の防災機能の強化の視点を含めた新たな環境施策も求められるようになってきました。

環境貢献による経済成長

環境に関する技術開発は、公害問題を克服する過程で大きな役割を果たしてきました。引き続き、国内外の様々な環境問題の解決にあたって、技術開発は重要な役割を担っています。平成25年6月に国が示した「日本再興戦略」では、3つのアクションプランの1つである「戦略市場創造プラン」において、世界や我が国が直面している社会問題のうち、日本が国際的強みを持ち、グローバル市場の成長が期待できるテーマの1つとして「クリーン・経済的なエネルギー需要の実現」を挙げ、この社会問題を世界に先駆けて解決することで、新たな成長戦略を切り開くとしています。市内企業においても、横浜をフィールドとしたこれらの分野への事業展開の動きを行政が積極的に後押しし、経済成長へどのようにつなげていくかが重要な課題です。

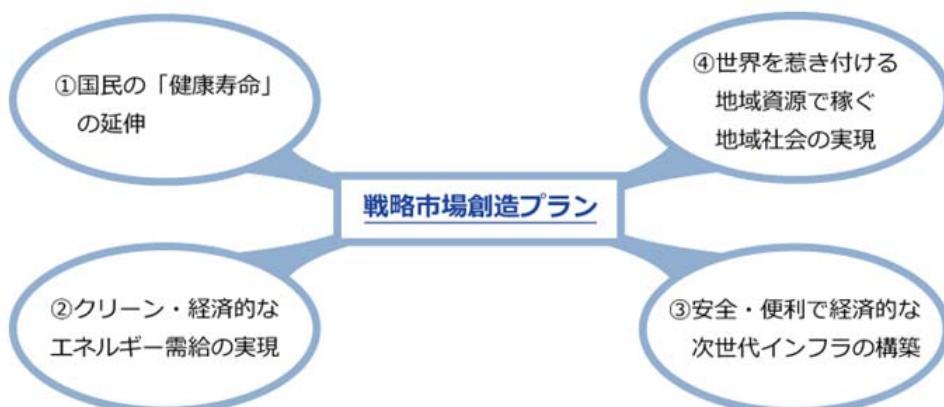


図 「日本再興戦略」における戦略市場創造プラン

(出典：首相官邸HP)

1.2 今後の取組姿勢

■市民・企業の主体性発揮に向けて

これまでの環境行政では、市民・企業・行政がそれぞれの役割に応じて取組を進めるとともに、協働した取組により成果を上げてきました。しかし、これまでの協働は、行政の視点で構築されていました。市民、企業、活動団体が持続的に環境行動に取り組むために、これまでの広報や支援制度などについて、市民の視点に切り替え、取り組みます。

■環境を基軸とした総合的な施策の推進

環境は私たちの暮らしや経済活動などあらゆる分野の根底を支える基盤です。したがって、今後はすべての施策において、環境との関わり方や環境価値の向上への貢献について考え、総合的に取組を進めます。

地球温暖化対策と生物多様性問題の重視

世界的に最も喫緊の対応が求められる環境問題として、地球温暖化や生物多様性の喪失への対応があげられます。これらはいずれも水やみどりなどの自然環境や資源、エネルギーなどの問題と深く関わりを持つものであり、多様化・複雑化した環境問題の中では、個々の分野の施策を連携して取り組むことで大きな効果が期待できます。そのため、これら2つを重点的に取り組む分野として位置づけます。

戦略的な施策の展開

公害などの環境問題は、行政による規制・指導の実施により大きな効果を上げてきました。しかし、昨今の環境問題は、地球温暖化など地球規模の問題から自然災害への対応など日常生活に関わるものまで、多様化・複雑化しています。これらの問題に的確に対応するとともに、様々な市民ニーズに応じるため、選択と集中により戦略的に施策を展開します。

■成長戦略への貢献

新しい成長分野として環境関連の市場への期待感は非常に高まっています。市場が大きく伸びるということは、新しいビジネスや起業のチャンスになるとともに、新たな雇用機会の創出が期待できます。市内経済の持続的な成長のため、環境分野を柱の一つとして成長戦略を推進します。

■「選ばれる都市」に向けて

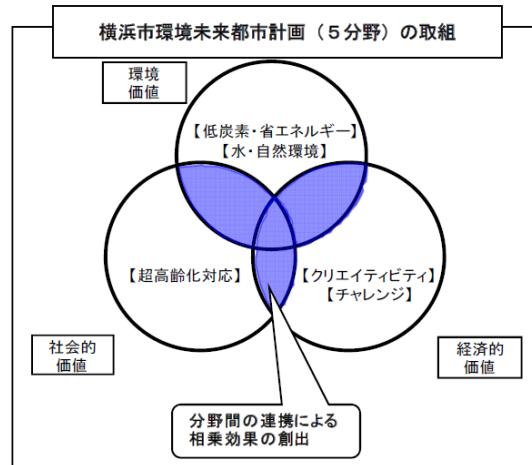
世界の中で選ばれる都市になるためには、その都市独自の魅力を持つことが必要です。多くの都市が歴史や文化、地理的特徴などを生かした様々な魅力を打ち出しています。昨今のオリンピック招致で見られたように、環境問題への取組は大きな都市のブランド力となります。また、水辺環境や豊富なみどり、街並みなどの景観についても、美しい都市として選ばれるためには重要な要素です。これからは、横浜の地域資源としての環境、これまで培ってきた経験や技術を、対外的、国際的に「見せていく」ことについて、力を入れて取り組みます。

「選ばれる都市」横浜

「環境未来都市」の選定

本市は、平成23年12月に「環境未来都市」に国から選定されました。環境未来都市は、環境問題・高齢化問題という多くの都市が直面する2大課題を克服しながら経渓成長を目指し、成功事例を国内外の他都市へ普及展開する目的を持った国家プロジェクトです。

環境未来都市の実現に向けて、平成24年5月に策定した「横浜市環境未来都市計画」では、「低炭素・省エネルギー」「水・自然環境」「超高齢化対応」「クリエイティビティ」「チャレンジ」に大別される40以上の取組を分野で連携して進めることで、誰もがいつまでも幸せに、楽しく、安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。



横浜市の取組が海外で高い評価を獲得

本市が進めている取組は海外で高い評価を得ています。

平成23年11月にスペイン・バルセロナで開催された「スマートシティエキスポ国際会議2011」では、横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)などの低炭素社会の実現に向けた取組が高く評価され、「ワールドスマートシティ・アワード」を都市部門において受賞しました。

また、平成25年6月にドイツ・ベルリンで開催された国際会議「ベルリンハイレベル対話」においては、「環境未来都市」やYSCPの取組のほか、G30での成果、YES(ヨコハマ・エコ・スクール)やこども「エコ活。」大作戦!などの環境問題に関する啓発活動が高く評価され、「グローバルグリーンシティ・アワード」を受賞しました。



「ワールドスマートシティ・アワード」の受賞
(写真提供:日経BPクリーンテック研究所)



「グローバルグリーンシティ・アワード」の受賞

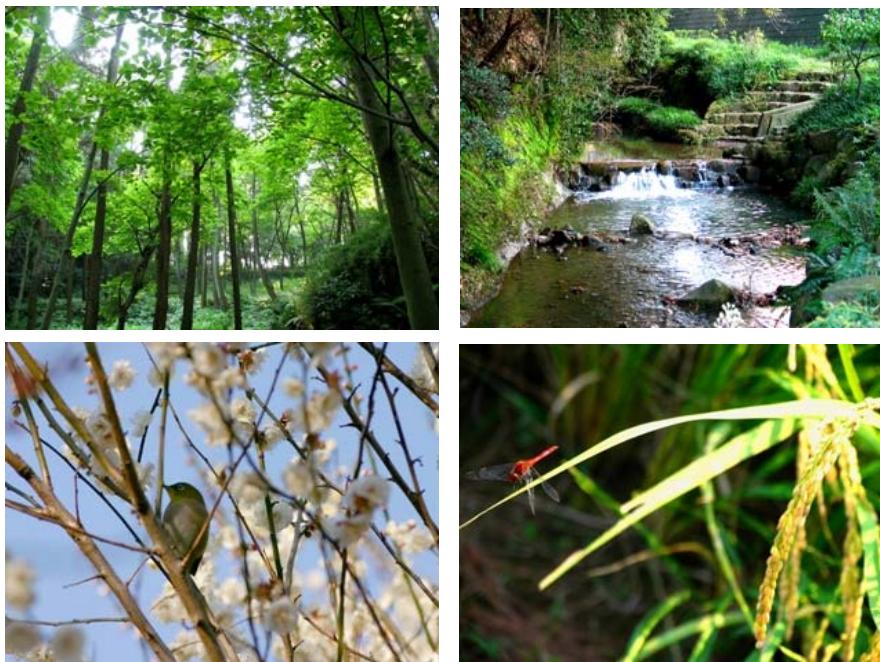
1.3 環境行政の基本的な考え方

■自然の「恵み」と「脅威」

私たちの生活は、生きていくために欠かせない安定した気候、きれいな空気や水、豊かなみどり、美しい川や海、そして、それらによってもたらされる衣食住など、様々な自然の恵みから成り立っています。

一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災からは、自然が持つ圧倒的な脅威の前に、人間の力には限界があること、そして、時に無力であることを、再認識するとともに、大規模な人口を抱える横浜市として、大量の資源やエネルギー消費に頼る現代社会のあり方を見つめ直す必要があることを強く学びました。

このように、自然は「恵み」と「脅威」といった二面性を有していることを、私たちは改めて実感することとなりました。



自然がもたらす恵み

■「自然と人との共生」を目指すこと

自然が持つ「恵み」と「脅威」に対して私たちがなすべきことは、「恵み」を次世代に受け継いでいくこと、「脅威」を認識し、様々な備えを日常生活の中にとり入れていくことで、自然と人とが共生する社会を目指すことです。

昨今では、地球温暖化が原因と考えられる大雨の増加、生物の生息域の移動、農作物への被害など、生態系サービスを揺るがす事象が次々と起こり、私たちの生活に様々な影響を及ぼしています。このような影響を可能な限り軽減し、適応していくために、社会のあり方を調整していくことも、「自然と人との共生」の一つと言えます。

横浜が目指す将来の環境の姿を実現するために、市民・企業が主体性を發揮し、行政が環境を基軸とした施策を総合的に進めていくにあたっては、「自然と人との共生」を目指すことを環境行政の基本的な考え方とします。

横浜らしいエコライフスタイルに向けて

横浜には里山や川、海など豊かで多様な自然環境が残されているとともに、横浜で暮らす人々には新しいものをとり入れ、新たな流行を発信する気質が備わっているといわれています。身近な環境の現状や変化に关心をもち、地域社会とのつながりを大切にすること、日常生活の中に自ずと環境への配慮が多くとり入れられ、環境のためになる行動を楽しみながら継続して実践することが、“横浜らしいエコライフスタイル”です。

横浜市の環境行政が目指す「自然と人との共生」に向けて、この横浜らしいエコライフスタイルの定着を行政が積極的に後押ししていきます。

《横浜らしいエコライフスタイルをとり入れたある一日》

朝の散歩で身近な‘緑’を感じよう！

横浜は大都市でありながら、郊外部を中心にまとまりのある樹林地や農地が広がる一方、都心部では歴史のなかで育まれてきた山下公園や日本大通りなど豊かな緑が存在します。

また、市内には多くの公園が点在しており、生活に身近な所で様々な緑と触れあい、感じることができます。

昼は自然体験に出かけよう！

都市化により、生き物の生息・生育環境が減って、生き物と触れ合う機会も少なくなってきた。それでも森や公園、水辺に出かけると、季節ごとに様々な植物や昆虫たちと出会うことができます。

生き物や自然を身近に感じることで、自然と人とのバランスのとれた暮らし方を考えてみては？



お気に入りのマイボトルを持って出かけよう！

市内にはマイボトルへのコーヒーなどの販売や、水などを無料で提供している「マイボトルスポット」が数多く設置されています。

マイボトルを活用することで、ペットボトル等の使い捨て容器を減らすことができます。ごみを減らすとともにリサイクルに伴うエネルギーやCO₂の排出を削減していくライフスタイルを抜けていきませんか？



「地産地消」を取り入れた食生活を！

横浜は全国でも例を見ない農地と住宅が混在した都市です。地産地消には、「安全・安心な旬な食材をおいしく味わえる」「地域を元気にする」「運搬距離が短いのでCO₂の排出が少ない」など、たくさんのメリットがあります。

ライフスタイルの中に地産地消を取り入れて、エコな食生活を送ってみませんか？

スマートな住まい方でエコな夜を過ごそう！

家庭の電気使用量や太陽光発電等の発電量をパソコンで“見える化”し、コントロールするHEMSを導入することで、電気使用量を把握でき、効率的に省エネを実践できます。

また、夏や冬など、エアコンの使用が増える時期は、一つの部屋に家族が集まって過ごす“クールシェア”や“ウォームシェア”を行うことで、エアコンなどの消費電力が抑えられ、省エネをしながら家族団らんを楽しむことができます。



第2章 計画の基本事項

2.1 計画の位置づけと役割

「横浜市環境管理計画」（以下、「環境管理計画」という。）は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に位置づけられている環境行政の総合計画です。

平成23年4月に策定した「新たな『横浜市環境管理計画』」では、「地球温暖化対策」及び「生物多様性」を基軸に「水とみどり」「食と農」「資源循環」「生活環境」を加えた6つの基本施策をそれぞれ進めるとともに、これらの取組を通じて、人口減少及び高齢社会における人と地域社会のつながりの強化、長らく低迷する市内経済の活性化、持続可能でコンパクトなまちづくりなど、環境を礎に総合的・横断的な施策推進を図ってきました。その後も、大地震や気候変動の影響による自然災害の発生など、環境行政に求められる役割は拡大し続けています。

一方、地方自治体の役割も変化しています。平成22年6月の「地域主権戦略大綱」閣議決定、平成26年5月の「第4次一括法」成立など、地方分権を推進する動きは継続しており、地域特性に合わせた行政サービスを提供する必要があります。

このような社会の変化に対応するため、環境管理計画の主な役割を次のとおりとします。

■環境行政を総合的に推進

これまでの環境行政は、個々の制度等に基づき施策が進められ、施策の対応も組織体制からの縦割りになっていました。この縦割りでの対応をなくし、総合的・横断的に環境行政を進めることが、環境管理計画に求められている役割の一つです。

■市民に分かりやすく環境の状況をみせる

環境管理計画は、横浜の環境への取組を市民や企業の方々が理解し、関心を持っていただくことを主眼としています。行政の視点に偏らず、市民に分かりやすい内容・表現とします。

■プロセス管理を基軸に据える

環境管理計画では、施策の評価、市民へのフィードバックを含めたプロセス管理を基軸に据えて、具体的な進ちょく管理の方法などを明確に示します。

2.2 計画の期間

環境問題は中長期的な視点で、次世代、次々世代まで市民生活に永続的に関わる課題です。一方で、環境を取り巻く状況は日々変化しており、その変化に応じて効率的・効果的に施策を開拓する必要があり、どのように取り組んでいくのか優先順位を明確にすべきです。そこで、環境管理計画の計画期間は以下のとおり設定します。

◆中長期的な視点での目標	「横浜市基本構想（長期ビジョン）」と合わせた 2025（平成37）年度まで
◆事業に実施に関する視点での目標	「横浜市中期4か年計画2014～2017」と整合した 2017（平成29）年度まで

2.3 計画改定の経緯・考え方

■改定の経緯

今回の改定は、平成23年4月に策定した「新たな『横浜市環境管理計画』」で掲げた「事業の実施に関する視点での目標期間（平成25年（2013）年度）」の満了に伴うものです。

「新たな『横浜市環境管理計画』」策定以降、計画を着実に推進し、継続的に環境行政を進化させていくために、専門的な見地から評価・提案といったプロセス管理を実施してきました。また、東日本大震災の発生などを踏まえた環境行政を取り巻く動向を踏まえ、平成23年7月に横浜市環境創造審議会へ「これから環境行政のあり方」について諮詢をしました。これを受け横浜市環境創造審議会では、基本政策部会を設置し、震災を契機に改めて重視すべきことを明確化・再認識するとともに、「新たな『横浜市環境管理計画』」に基づき、取り組んできた施策に対する評価や課題などを踏まえ、「今後の環境行政のあり方」について議論・検討してきました。

■改定にあたっての基本的な考え方

改定作業にあたっては、以下、4つの基本的な考え方に基づきました。

◆「新たな『横浜市環境管理計画』」の根幹部分の継承	「新たな『横浜市環境管理計画』」で掲げた計画の根幹となる「横浜が目指す将来の環境の姿」や「施策体系」は、基本的に継承しました。
◆これまでの取組の検証・評価結果の反映	「新たな『横浜市環境管理計画』」策定後、3年間の取組を検証・評価し、その成果や明らかとなった課題を反映しました。
◆環境創造審議会からの答申の反映	横浜市環境創造審議会での2年半に及ぶ議論を経て平成25年12月に答申された「これから環境行政のあり方」を反映しました。
◆環境分野に関連する諸計画との整合	「横浜市中期4か年計画2014～2017」「ヨコハマbプラン（生物多様性横浜行動計画）」「横浜市下水道事業『中期経営計画2014』」など、環境分野に関連する諸計画との整合を図りました。

※「環境創造審議会からの答申の反映」については、次ページに整理しています。

■環境創造審議会からの答申の反映

本市は、平成23年7月に「環境基本法」及び「横浜市環境創造審議会条例」に基づき設置している横浜市環境創造審議会へ「これからの環境行政のあり方について」諮問しました。東日本大震災の発生を契機に改めて重視すべきことを明確化・再認識するとともに、平成23年4月に策定した「新たな『横浜市環境管理計画』」に基づき、取り組んできた施策に対する評価と課題などを踏まえ、今後の環境行政のあり方を検討し、平成25年12月に答申をいただきました。

計画の改定にあたって、この答申をどのように施策へと反映したかを以下のとおり整理しました。

表 答申（これからの環境行政のあり方）と施策への主な反映

	答申（これからの環境行政のあり方）	施策への主な反映
環境 と 人 ・ 地 域 社 会	学校等における環境教育、市民の講座や調査への参加を通じた普及啓発の展開 <ul style="list-style-type: none"> 市民が身近な環境の現状に関心を持ち、自ら調べ、改善に生かしていくことにつなげる。 教育現場において専門知識を持つ指導者的人材を育成する場づくりを行う。 	■しくみづくり（⇒p.71） 《主な取組》市民参加の生き物調査の推進 ■普及啓発（⇒p.69） 《主な取組》環境教育に携わる指導者への支援新規
	環境活動を通じた地域コミュニティやエリアマネジメントの展開 <ul style="list-style-type: none"> 地域での環境活動を通じたコミュニティの形成を進める。 	■環境活動のネットワークづくり（⇒p.31） 《主な取組》愛護会などの支援、地域での環境行動の推進
環境 と 経 済 (1/ 2)	横浜エコライフスタイルの定着に向けた“見える化”的の活用 <ul style="list-style-type: none"> 横浜エコライフスタイルの定着に向けて、市民一人ひとりの意欲的・継続的な環境行動の実践につなげる。 環境の現状や変化を楽しみながら把握できるようにすることで、環境問題を考えるきっかけにつなげていく。 	■環境活動のネットワークづくり（⇒p.31） 《主な取組》環境行動の実践に向けた広報・啓発 ■しくみづくり（⇒p.71） 《主な取組》生物調査データの一元化（データベース化）と活用
環境 と 経 済 (1/ 2)	省エネルギー・再生可能エネルギー技術の導入によるビジネスチャンス拡大に向けた積極的支援と復興への活用 <ul style="list-style-type: none"> エネルギーの技術に関する支援やビジネスマッチングなどを通じて、市内への関連企業の誘致や海外展開・市内経済の活性化につなげる。 	■環境分野における需要の創出を通じたビジネスチャンスの拡大（⇒p.37） 《主な取組》京浜臨海部エリアの活性化新規 ■環境分野における市内企業の技術革新（イノベーション）推進（⇒p.38） 《主な取組》成長発展分野育成支援事業新規
	上下水道分野における高い環境技術を活用した、市内企業の海外展開の総合的な支援 <ul style="list-style-type: none"> 「横浜水ビジネス協議会」の取組を通じて、市内企業の海外水ビジネス展開を公民連携で支援し、市内経済の活性化につなげる。 新興国などの水環境の問題解決を図り、国際都市としての優位性を高める。 	■新興国等での環境対策の支援と環境ビジネスの海外での戦略的展開（⇒p.40） 《主な取組》公民連携による海外水ビジネスの国際展開、環境保全技術に関する国際貢献新規

環境と経済 (2/2)	<p>大都市にありながら身近にふれることのできる横浜の豊かな自然環境を生かしたシティプロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園など、身近に生き物にふれあえる環境を観光資源としてシティプロモーションにつなげる。 ・食と農の連携や地産地消ビジネスの創出を積極的に進め、まちの活性化につなげる。 	<p>■地域資源を生かしたシティプロモーションの展開 (⇒p.39) 《主な取組》市内の動物園におけるシティプロモーションの展開 ■横浜の特色ある都市農業の推進と先進的生産技術の発信(⇒p.41) 《主な取組》6次産業化など付加価値を高める取組の推進 ■市民が身近に農を感じる場をつくる(⇒p.83) 《主な取組》地産地消にふれる機会の拡大</p>
	<p>水や緑の空間が創出され、身近に自然が感じられる都心づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が親しみ、海の資源を大切にする場となる「きれいな海づくり」を進める。 ・多くの人が訪れる都心臨海部では、身近に緑を感じることができ、快適でにぎわいのあるまちにつながる緑の創出を進める。 	<p>■つながりの海(まちづくりと連携した海づくり) (⇒p.48) 《主な取組》都心臨海部の海づくり ■都心部におけるエコまちづくりの推進(⇒p.46) 《主な取組》都心臨海部の緑花によるにぎわいづくり 新規</p>
	<p>自然の恵み(生態系サービス)の重要性を踏まえたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域を一体的にとらえ、豊かな自然環境、安定した生態系、良質な水環境を基盤としたまちを目指す。 	<p>■市民とともに次世代につなぐ森を育む (⇒p.76) 《主な取組》緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り ■水循環の再生(⇒p.78) 《主な取組》宅地等における雨水浸透、貯留の推進</p>
環境とまちづくり	<p>公園が有する多面的機能の活用を見据えたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園が有する多面的な機能を効果的に活用できるような整備・管理を行う。 	<p>■多様なニーズに対応できる快適な公園の整備 (⇒p.52) 《主な取組》魅力ある公園の新設・再整備</p>
	<p>低炭素で災害に強い都市の実現に向けたエネルギー・マネジメントの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散型のエネルギー供給や、災害時に非常用電源として活用できる電気自動車や燃料電池システムの普及を進める。 ・地域でエネルギーを有効活用できる仕組みを構築する。 	<p>■住宅・建築物の温暖化対策の促進(⇒p.57) 《主な取組》住宅用スマートエネルギー設備の普及促進 新規 ■低炭素交通の普及促進(⇒p.60) 《主な取組》燃料電池自動車（FCV）の普及促進 新規 ■低炭素なまちづくりに向けたエネルギー・マネジメントの推進(⇒p.56) 《主な取組》横浜スマートシティプロジェクトの推進</p>
	<p>快適で利便性が高く、すべての人に配慮したコンパクトなまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型の交通体系へのシフトを進めるとともに、誰もが歩いていて楽しいまちづくりを進める。 	<p>■コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり (⇒p.47) 《主な取組》持続可能な住宅地モデルプロジェクト 新規 ■人やモノが移動しやすく環境にやさしい交通・物流体系の形成(⇒p.49) 《主な取組》横浜都心部コミュニティサイクル事業</p>

第3章 横浜が目指す将来の環境の姿

3.1 市民生活・企業活動とつながる環境の将来イメージ

おおむね 2025 年を見据えて思い描いた将来イメージ

まちなかの環境

- ・都心部では、高層ビルが立ち並ぶ中にも、公園や公開空地等を活用することにより、身近に水やみどり、生き物、風などの自然を感じられるようになりました。
- ・駅前広場や歩道に植えられた街路樹は、木陰が日差しを遮って、歩きやすい空間が創出され、緑が大幅に増えたことで、街としての風格や魅力が高まりました。
- ・まちなかには環境性能の高い建物が増えています。
- ・太陽光や下水道の廃熱利用など、再生可能エネルギーや未利用エネルギーが積極的に活用されています。

交通

- ・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）など、環境負荷の小さい自動車が快適に市内を走っています。充電や燃料補給ができる施設も各所に整備されており、安心して遠くまで移動できるようになっています。
- ・東京方面への鉄道がさらに充実したおかげで、渋谷や新宿、埼玉方面へのアクセスも良くなり、便利になりました。また、道路の整備などが進み、渋滞も解消されたことで、徒歩や自転車で通行しても自動車からの排気ガスが気にならなくなりました。
- ・以前は、マイカーを運転して自宅から離れたスーパーへ買い物に行っていましたが、今では近くの商店街へ徒歩や自転車で行っています。そうすると、これまで見えていなかった街の風景が見えるようになり、あらためて地域に愛着が湧いてきました。
- ・近くにカーシェアリングの拠点ができたので、マイカーを持たない生活を始めました。

企業（職場）

- ・職場での資源の有効活用や効率的なエネルギーの利用は、経費の削減が図られるとともに、企業のイメージ向上につながっています。さらに、カーボンオフセットを活用して事業活動に伴う二酸化炭素排出量を相殺した、ゼロエミッションオフィスも見られます。
- ・工場では、バイオ燃料の利用、工場間の効率的なエネルギー利用が図られるなど、エネルギー・マネジメントシステムの導入が進みました。また、多くの工場の敷地にビオトープが作られ、小鳥や昆虫が行き来できる環境が作られています。
- ・市内の産業は、環境関連技術の開発とその導入や、それらを活用したサービスの提供が図られ、環境分野が基軸の一つとなって市内経済の活性化が進んでいます。
- ・原材料等の仕入れ先を検討する場合は、現地の環境影響などを十分に配慮しながら選定しています。

家庭生活

- ・エネルギーを効率的に利用できる断熱住宅へリフォームしたこと、冷暖房を入れなくても快適に過ごせるようになりました。また、照明をLED電球に交換したため、光熱費の負担がずいぶん減りました。
- ・家庭のエネルギー・マネジメントシステムを導入したので、太陽光パネルで発電した電力を電気自動車の充電に使うなど、効率的なエネルギーの利用が進みました。
- ・降った雨水を溜め、庭に増やした木や草花の水やりに使っています。また、芝生も一緒に植えたことで、雨が庭に浸みこむようになりました。
- ・生鮮食品は旬のもの、横浜産のものを選んで購入しています。市外産の食品や輸入食品を購入する場合も、原産地や生産者の環境への取組を確認するなど、より環境に配慮した商品を選ぶように心掛けています。
- ・家族一人ひとりが3Rを意識し、誰もが当たり前のこととして、3R行動を始めとする環境行動を実践し、環境配慮型のライフスタイルが定着しています。

地域社会

- ・地域のみどりが増え、それぞれの特性に応じた多様な生き物が生息・生育しています。公園やまちの中では小鳥をよく見かけるようになりました。
- ・子どものころから自然環境と地域の文化、生活などとの関わりを大切にする心を、身近な環境の中で地域の方々とともに育んでいます。
- ・まちの花壇や地域清掃など、市民・活動団体や企業等との連携が進み、地域の環境活動が活発化しています
- ・学校では、周辺の環境の様子を調べたり、出前講座で環境について学んだりしています。学校で学んだ環境行動は、家に帰って家族と一緒に楽しみながら実践しています。

里山、河川、海

- ・里山は、多くの地域の方々の参加により維持され、小鳥や昆虫が多く見られるようになつたことで、憩いの場や遊びの場、子どもたちの遊び場として活用されています。
- ・地域の方々の協力により、源流域の森林が保全されることで、貴重な動植物の生息・生育空間が守られています。また、豊富な湧水量も保たれるようになりました。川辺の草むらでは、ホタルやスズムシも見られるようになりました。
- ・海では、赤潮の発生頻度が少なくなり、浅海域では貝類、海藻、魚類が見られるようになりました。また、子どもたちが水とふれあえる臨海公園等も整備され、市民の憩いの場として利用されています。

3.2 横浜が目指す将来の環境の姿

■ 脱温暖化に向けた低炭素社会の実現

～あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、
温室効果ガスの排出が大きく削減している低炭素なまち～

低炭素な都市を実現し、地球温暖化の影響を低減するために、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーが飛躍的に普及しています。また、「横浜スマートシティプロジェクト」などの取組で培った技術と仕組みをいかし、地域でエネルギーを有効活用することが進んでいます。これらは、多様なエネルギー源を確保することにもつながり、災害に強いまちが形成されています。

さらには、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）をはじめとした環境負荷の小さい自動車が普及しているとともに、過度にマイカーに依存するのではなく、安全かつ快適に徒歩や自転車、公共交通を利用することができます、低炭素な交通体系が形成しています。

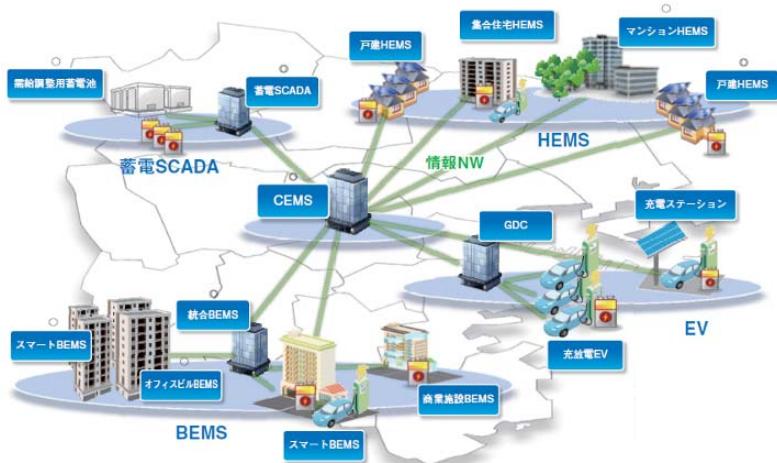


図 横浜スマートシティプロジェクト

■ 豊かな生物多様性の実現

～郊外部だけでなく、都心臨海部においても身近に多様な生き物を感じられる、
水とみどり豊かな自然環境があるまち～



豊かな生物多様性を実現するために、市民が日常生活の中で身近な生き物とふれあい、自然環境を大切にする行動を実践しています。また、源流から海まで続く良質な水環境が維持され、まとまりのある緑が保全・創造されています。

これらは、水と緑のネットワークを形成し、多種多様な生き物の生息・生育環境を守ることにつながっています。

図 緑の10大拠点
(出典:「横浜市水と緑の基本計画」)

■ 「都心臨海部」「郊外部」における将来の姿

横浜が目指す将来の環境の姿を実現するためには、人口規模の変化への対応や集約型都市構造への転換が必要です。「都心臨海部」「郊外部」のエリア別に将来の姿を描きます。

駅からの利便性と人口動態の関係

駅からの利便性に応じた区域ごとの人口の増減率をみると、基本的には、駅への利便性が高い区域ほど人口の増加率が高く、駅までバスで15分以上かかる地域においては人口が減少しています。このことから、駅への利便性が居住地を選択する場合の大きな要素となっていることが分かります。

駅からの利便性による区分ごとの人口の動向（単位：人）

	H17年	H7年	(H17/H7)
駅500m圏	789,300	711,346	111.0%
駅1km圏	1,223,939	1,122,301	109.1%
バス15分圏	754,721	722,633	104.4%
バス15分圏外	297,756	302,875	98.3%
郊外部全体	3,065,716	2,859,155	107.2%

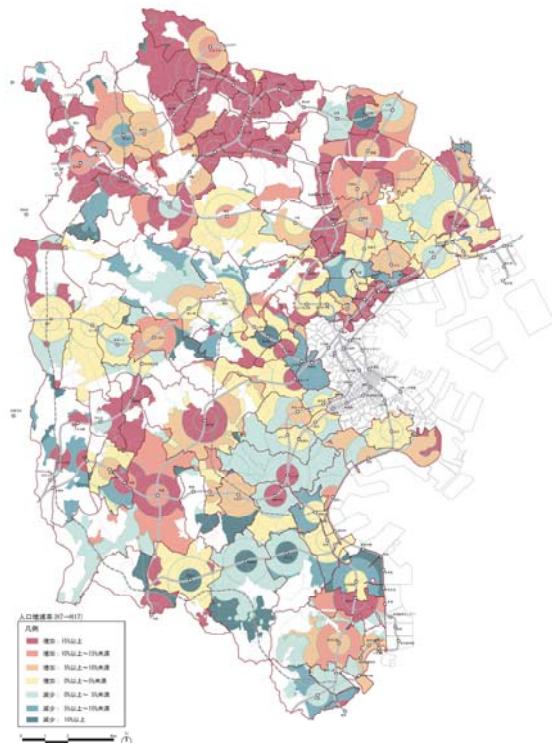


図 駅からの利便性による区分ごとの人口の増減率

(出典：「人口減少等を踏まえた郊外部のまちづくり検討調査」(平成22年3月))

集約型都市構造への転換

今後の都市づくりにおいては、長期的な視野で地球温暖化や生物多様性の喪失などの環境問題への対応を踏まえた都市計画が必要です。

都心部では、環境の取組をヨコハマブランドの一つとして、活力ある都市の形成につなげるとともに、郊外部の住宅地などでは、市街地の拡散を抑制、駅を中心に地域の特性に応じた機能を集約することで、自然が身近に感じられる空間、地域コミュニティでの活動の場を整備します。市域全体において総合的な都市づくりを行うことにより、超高齢化や将来の人口減少に対応した集約型の都市構造を実現します。

これにより、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和に向けた、エネルギー効率の良い低炭素型の都市や、豊かな水・緑環境の実現により生物多様性を身近に感じられる都市を目指します。

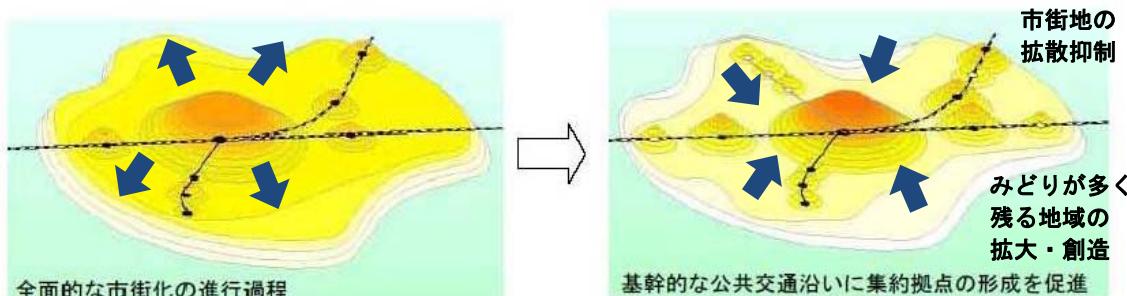
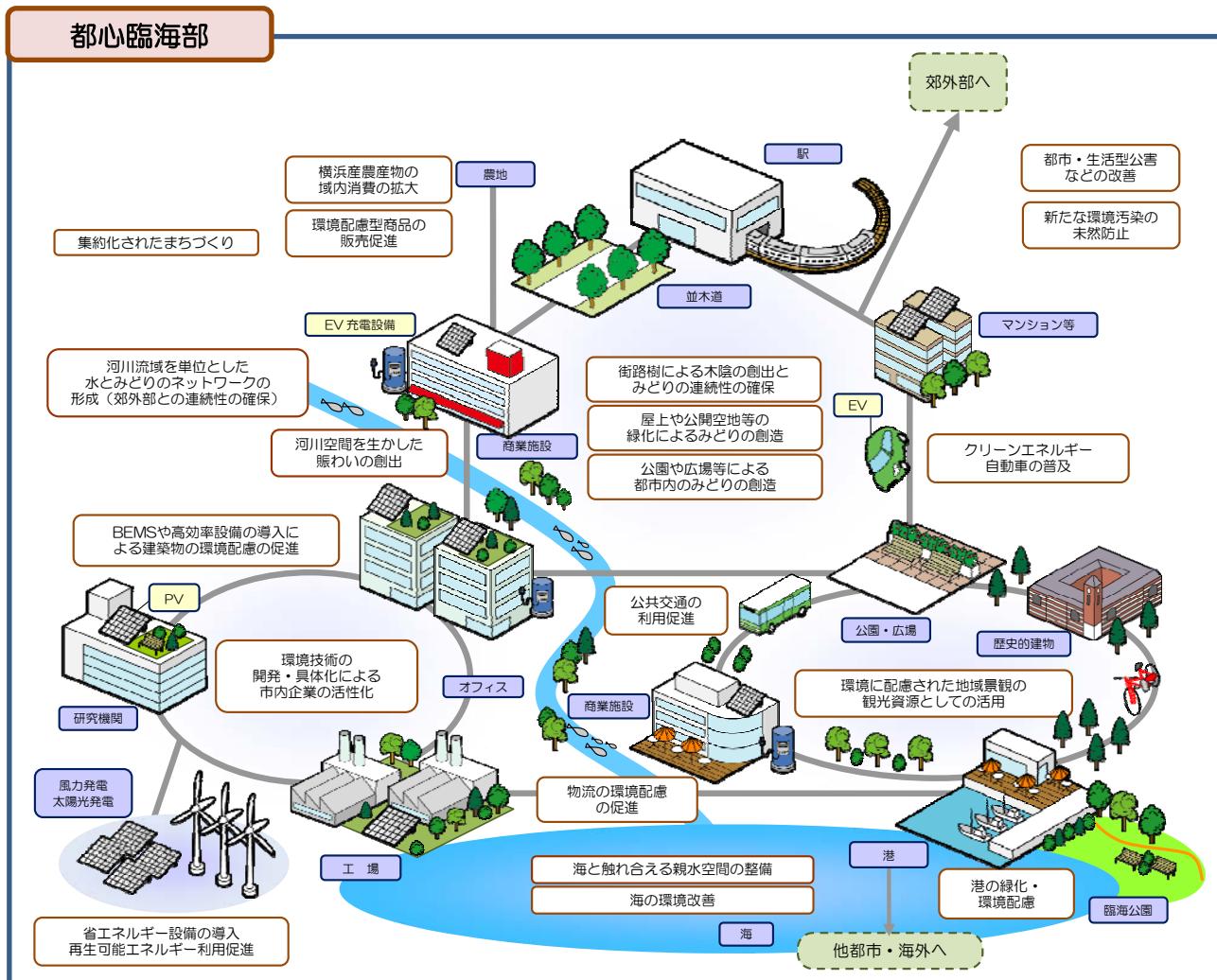


図 集約型都市の概念図

(出典：社会資本整備審議会資料を基に作成)

横浜が目指す将来の「都心臨海部」の概念図



【都心部のみどりの創造】

豊かな生物多様性の実現やヒートアイランド現象の緩和に向けて、公園、建物の屋上や公開空地等の緑化によるみどりの創造、街路樹の植樹等によるみどりの連続性の確保などが進められています。

【市民生活・事業活動における地球温暖化対策】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出には、市民生活や事業活動が大きく関わっています。省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーの利活用、公共交通や自転車の利用促進などが進められています。

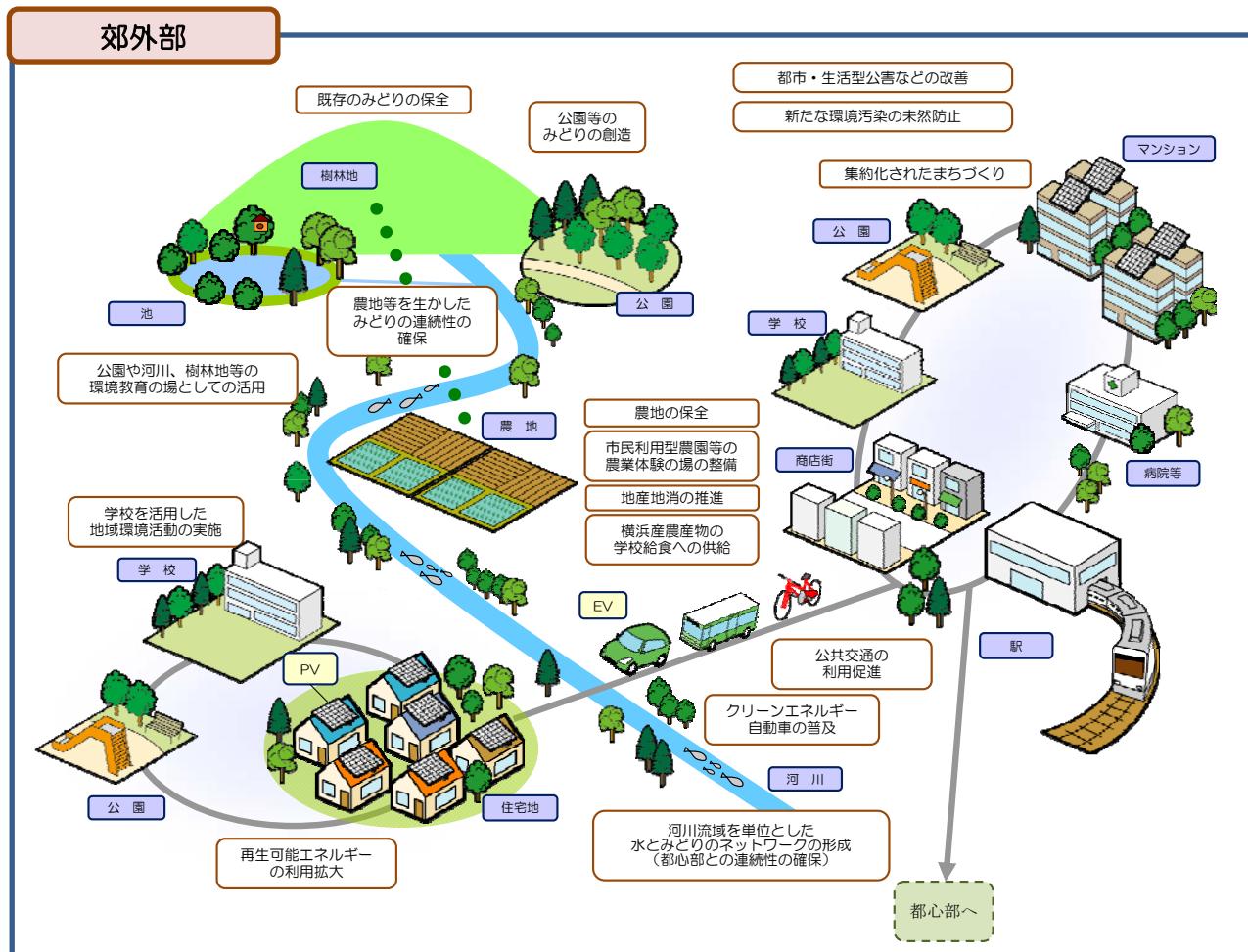
【環境を基軸とした地域経済の活性化】

環境技術や資源のより積極的な活用による地域経済の活性化に向けて、市内企業による環境技術の開発や、環境に配慮された地域景観の観光資源としての活用などが進められています。

【海の環境改善】

都心部に隣接している海が市民にとってのやすらぎの空間であり続けるために、水質の改善、海を身近に感じる空間の整備が進められています。

横浜が目指す将来の「郊外部」の概念図



【水とみどりのネットワークの形成、豊かな生物多様性】

郊外部では、まとまった樹林地を保全・創造するとともに、多様な生き物の生息・生育環境を維持するための水とみどりのネットワークの形成が図られています。

【農地の保全】

農地は、農畜産物の生産の場であるとともに、みどりの構成要素の一つです。横浜の特徴でもある、市民の身近に農地があり、農業が営まれている環境を維持するため、農業生産環境や農業を体験できる場の整備、地産地消の推進を中心とした農業振興などにより農地の保全が進められています。

【コンパクトなまちづくり】

市街地の拡大は、移動や輸送、エネルギー供給などの面で様々なロスを生じることにつながります。移動量の低減、エネルギー利用の高効率化を図るために集約化されたまちづくりが進められています。

【環境教育の充実】

環境に対する関心や意識の高さを行動につなげるためには、幼少期からの環境教育、地域資源を生かした環境教育が不可欠です。公園や河川などを環境教育の場として活用することや、学校を活用した地域での環境活動が進められています。

私たちの生活と環境とのつながり

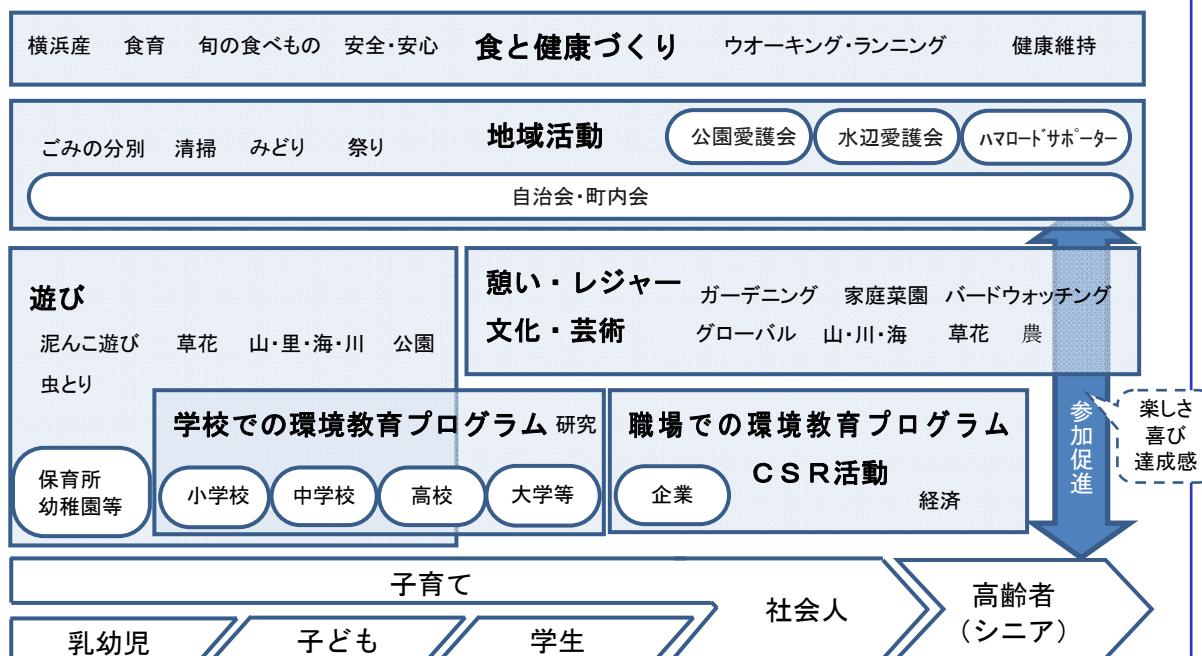


図 ライフステージ別の環境とのかかわり（気づき・発見の場）

私たちは、ライフステージのそれぞれの段階に応じた様々な場面で「環境」とふれあっています。このような環境との出会いは、環境に対する豊かな感性を育み、身近な環境への愛着や愛護の心が芽生えるきっかけを生み出します。特に、子どもの頃に体験する泥んこ遊びや虫とり、森の中での探検ごっこなどは、大人になってからも大切な思い出として記憶に残り、ふるさとの自然環境の大切さを感じる気づき、発見のきっかけとなるほか、危険を察知する能力などを養うことにもつながります。

しかし、横浜は都市化とともに、都市型のライフスタイルが広がってきており、自然環境の中で、そのすばらしさや怖さを学ぶ機会が減ってきています。“子どもたちの笑顔が輝く横浜の未来”を実現するためには、横浜で育つ子どもたちが、身近な環境とふれあうことのできる機会を増やし、地域全体で取組を支えることが大切です。

第4章 施策の体系

4.1 施策体系の考え方

■総合的な視点による施策体系の立案

人口減少・少子高齢化、地域のつながりの希薄化などの社会問題から、市内経済の長引く低迷、水辺環境やみどりの喪失など、横浜市は様々な問題を抱えています。これらの問題解決に向けて、環境行政としてもしっかりと役割を果たさなければなりません。しかし、これら広範な問題に対応するためには、従来の環境の視点からの施策だけでは解決は不可能です。そこで、環境管理計画では、引き続き「人・地域社会」「経済」「まちづくり」の3つの視点による体系を構築し、総合的・横断的に取組を進めます。

■地球温暖化対策と生物多様性の重点化

第1章で重点分野とした「地球温暖化対策」及び「生物多様性」については、持続的に取り組むテーマであり、様々な施策と連携して推進することで、より大きな効果を生み出すものとなります。このため、2つのテーマを環境行政における包括的な分野として位置づけ、体系化します。

■環境側面から立案する施策の柱

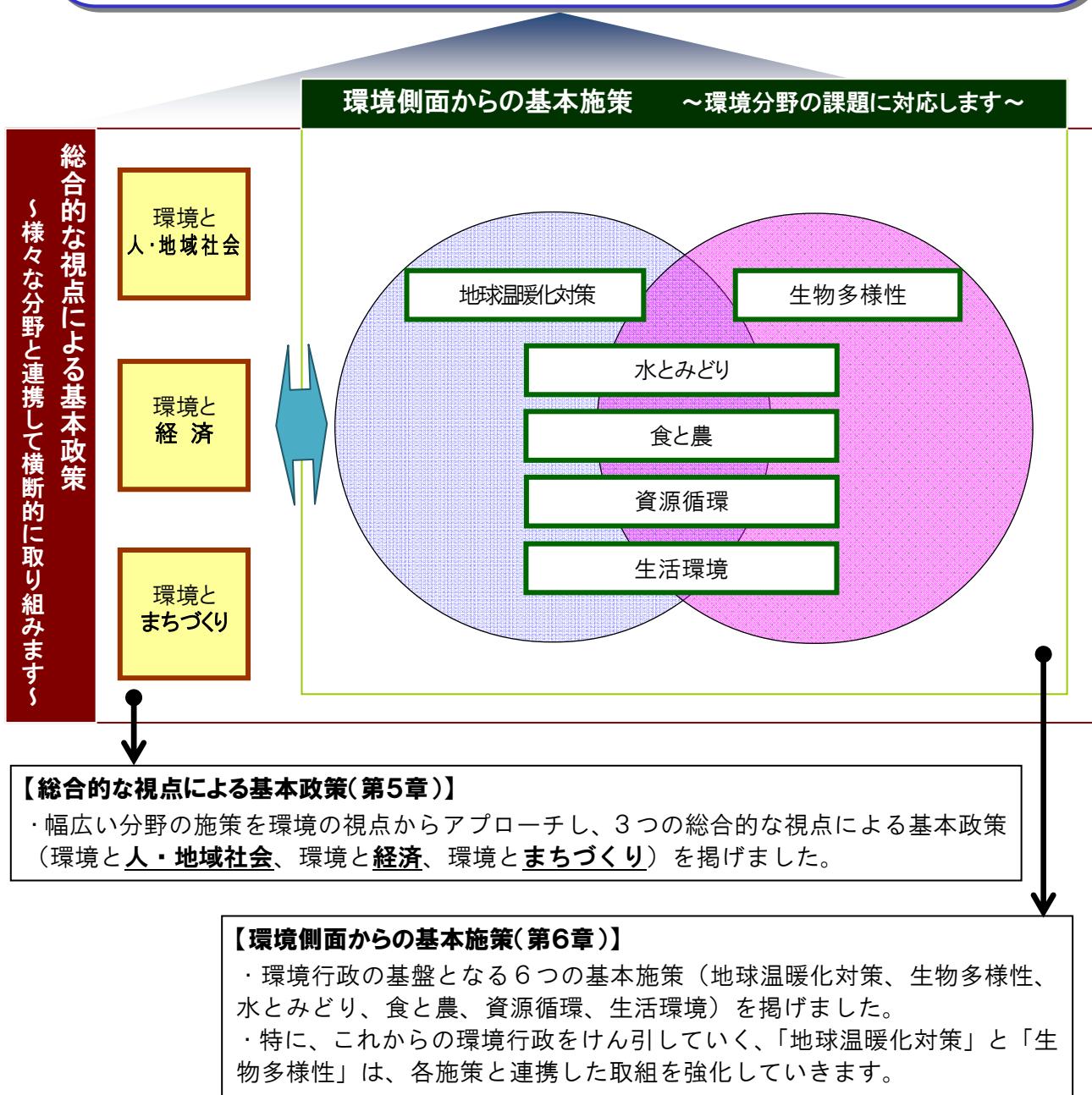
従来から取り組んでいる環境の視点から「水とみどり」「資源循環」「生活環境」を施策の柱に掲げるとともに、「地球温暖化対策」「生物多様性」を重点分野として体系化します。

農地については、これまで市域のみどりを構成する要素の一つと位置づけ、農地の保全と農業振興を中心に取組を進めてきましたが、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性への寄与の観点から農地の役割が再認識されていること、地産地消の取組に企業が積極的に関わるなど、農を取り巻く状況の動きは加速しています。そこで、これらの動きに対応した取組を進めるため、「食と農」についても施策の柱の一つとし、6つの柱で基本施策を立案します。

4.2 施策体系

横浜が目指す環境の姿

- ◆ あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、温室効果ガスの排出が大きく削減している低炭素なまち
 - ◆ 郊外部だけでなく、都心臨海部においても身近に多様な生き物を感じられる、水とみどり豊かな自然環境があるまち
- ⇒ これらの環境への取組が、横浜の経済の活性化、まちの魅力づくりなどに大きく貢献しています。



第5章 総合的な視点による基本政策

環境と人・地域社会

～横浜らしいエコライフスタイルを実践する人と
環境とのきずなが生み出す地域の活力～

2025年度 までの 環境目標

- 多くの市民が、子どものころから横浜の里山、川、海とのふれあいを体験する機会を持ち、自然環境と地域の文化などの関わりを大切にする横浜らしいエコライフスタイルが日常生活に定着しています。企業は、事業活動に伴う環境負荷の低減に取り組むとともに、環境改善につながる技術開発や地域活動を積極的に実施しています。
- 地域活動が、様々な年代の市民が参加して熱心に行われ、身近な公園や川、樹林地、農地などを地域の力で維持しています。
- 里山や公園、水辺の保全などの活動団体の取組が広がり、団体どうしや、多くの市民や企業とのネットワークが形成され、市域全体での取組となっています。

現状と課題

環境に関する市民の意識

- 平成25年7月に実施した『環境に関する市民意識調査』では、約92%の市民が環境に关心を持っていると回答した一方で、「個人でできる行動をしている」という回答は約35%、「みんなで環境活動を進めている」という回答は約3%でした。また、「関心はあるが特に何もしていない」という回答は約54%でした。
- 多くの市民が環境に高い関心を持っていますが、十分な行動の実践に至っていないのが現状です。市民の多様なニーズをとらえ、参加したいと思える体験型イベントなどを創出するなど、身近なことから取組を始められるようなきっかけづくりが重要です。

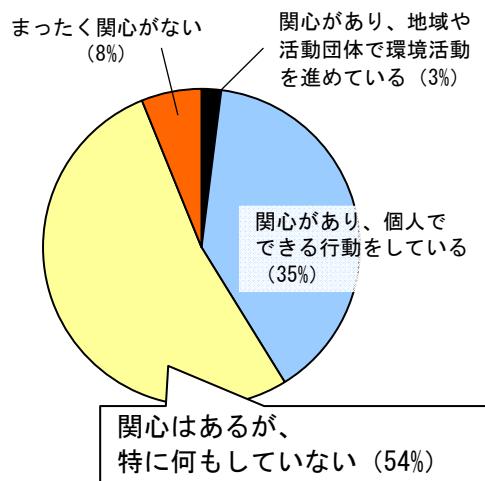


図 環境に対する関心や行動についての市民意識
(出典:「平成25年度 環境に関する市民意識調査」)

市内の環境活動団体や企業の取組状況

- 市内には環境活動に取り組む団体が多く存在しています。公園や樹林地、河川・水辺施設では、「愛護会」が組織され、清掃活動や維持管理活動が行われています。
- 市内企業における環境配慮への関心は高く、先進的な省エネ技術の導入や、廃棄物のリサイクル、ISO14001をはじめとした環境マネジメントシステムの導入などが進んでいます。また、周辺地域での清掃活動やビオトープの設置、小中学校を招いての環境教育など、地域に貢献した活動も展開されています。

表 市内で活動する主な環境活動団体

名 称	活動内容
市民の森愛護会	散策路、広場の清掃・草刈、パトロール
ふれあいの樹林愛護会	散策路、広場の清掃・草刈、パトロール、巣箱設置などのふれあい活動
公園愛護会	公園の清掃、除草、必要に応じての樹木への水やり、利用者のマナー指導
水辺愛護会	河川・水辺施設の清掃や除草、水辺施設を活用したイベントの実施
森づくりボランティア団体	樹林地の保全活動
横浜農と緑の会「はま農楽」	援農、緑地の保全活動、研修、会報の発行など
よこはま緑の推進団体	地域の身近な緑や花をつくり、育てる市民団体
環境事業推進委員	地域での3R活動や街の美化活動の推進など
ハマロードサポーター	身近な道路の清掃・美化活動を継続的に行う

横浜市の取組状況と今後に向けた課題

- 本市は、これまでインターネットや広報誌など様々な媒体を活用した情報発信や、環境に関するイベントの開催を通じた普及啓発に取り組んできました。横浜市環境創造局のポータルサイト「エコぽると」では、活動団体や企業が取り組んでいる様々な活動を横断的に広報しています。また、平成23年度からは「ヨコハマ環境行動フェスタ」を開催し、環境に関する体験型ブースやステージイベントなどを実施し、楽しみながら環境行動を始めるきっかけを創出しています。
- 環境教育や人材育成の観点も重要です。地球温暖化、生物多様性の喪失といった環境問題への理解を深め、環境にやさしい行動ができる人づくりを進めるため、市内の小学校や地域を対象に、市職員・企業・NPOなど専門知識を持った職員が直接出向き講義を行う環境教育出前講座（生物多様性でYES！）を実施しています。
- 地域での環境活動がより一層充実していくことを目的に、活動団体が行う自主的な環境活動に対して活動経費を助成しています。平成4年度から平成25年度まで154団体に助成しました。
- また、地域で環境保全、再生、創造の取組を積極的に行っている個人・団体、企業、学生を「横浜環境活動賞」として表彰し、その活動を後押ししています。



第 20 回環境活動賞表彰式

表 「横浜環境活動賞」受賞団体数

部 門	市民の部	企業の部	児童・生徒・学生の部	合 計
受賞数	122	85	26	233

■平成5年～平成24年まで

- 市民の環境への関心の高さを捉え、横浜らしいエコライフスタイルの定着を進めていくためには、積極的な広報展開とともに、一人ひとりが身近な環境問題に対して行動を起こしていくための「環境プロモーション」が必要です。環境教育、活動団体や企業と地域とのつながりの構築など、様々な側面から行政が後押しをしていくことで、環境問題を考えるきっかけにつなげていくことが重要です。

2017年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、
【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

(1) 人と環境とのきずなづくり

取組方針	・多くの市民が、身近にある横浜の自然・資源などを訪れ、その恵みを感じられるようにします。
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①身近な自然環境の広報	市民の森、樹林地のある公園、川の水辺拠点、農地など、多くの市民が利用し、楽しんでもらうという視点から、横断的に広報します。また、地域主体のイベントなどを体系的に広報します。	・推進
②多岐にわたる分野とのコラボレーションの推進 【再掲】→p.70	身近にある水田や里山、海などに関心を持つてもらうため、コンサートなどのイベント、健康づくり、福祉施設との連携など、多岐にわたる分野とのコラボレーションによりきっかけづくりを幅広く行います。	・推進
③「横浜つながりの森」におけるエコツーリズム 【再掲】→p.39,p.69	活動団体や地域の人々などと協働して、「横浜つながりの森」の魅力を伝え、価値を理解してもらうことで保全につなげます。 また、安全性や自然環境への影響に配慮したルール（マナー）について普及啓発を行います。	・推進

(2) 企業の環境行動

取組方針	・市内の多くの企業が、主体的に地域との連携などにより環境行動を推進することができるよう取組を後押しします。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①企業の環境行動の広報 【再掲】→p.72	企業が主体的に行う地球温暖化対策や生物多様性などの取組について、表彰制度等を活用し、積極的に広報します。	・推進
②企業とのコミュニケーション	生物多様性の取組を進めていくため、企業との対話を積極的に進めていきます。	・推進

(3) 環境活動のネットワークづくり

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・活発な活動を実践している団体や企業と地域の結びつきにより、環境行動の輪をより一層広げていきます。 ・積極的な活動を進めている企業や団体の取組を後押しします。
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①環境行動の実践に向けた広報・啓発 【再掲】→p.69	市民、企業、活動団体などの参加により、環境について楽しく、分かりやすく学べるイベントを開催します。	・毎年実施
②連携・交流のプラットフォームづくり 【再掲】→p.70	企業や活動団体などを対象とした連携・交流のプラットフォームづくりや、身近なエリアやテーマを絞った事例発表会・交流会の開催により、情報交流や連携、技術力アップなどにつなげていきます。	・推進
③活動団体への支援 【再掲】→p.69	身近に生き物を感じることができる活動や生物多様性の保全などの環境活動を支援します。また、引き続き、活動助成制度や活動団体等への表彰により支援します。	・推進
④愛護会などの支援 【再掲】→p.97	公園、水辺、道路、樹林地などの維持活動に取り組んでいる愛護会などの活動を支援します。また、区ごとに交流会を実施するなど、団体相互の意見交換などを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会の活動支援 【現状】2,417 団体 【目標】2,457 団体 ・ハマロドサポートの活動支援 【現状】387 団体 【目標】495 団体 ・水辺愛護会の活動距離 【現状】58,198m 【目標】60,198m
⑤地域での環境行動の推進	地球温暖化対策やごみの減量化、緑のカーテンなどの取組を、地域の特性を踏まえながら区役所や地域との連携により推進します。	・推進

コラム

環境行動へのきっかけづくり

横浜市では、「環境」について関心はあるけれど、具体的な行動に移せていない人が、行動を始める「きっかけ」を見つけるためのイベントとして、平成22年度から「ヨコハマ環境行動フェスタ」を開催しています。

海のこと、森のこと、動物園のこと、下水道のこと、エコな建築のこと、環境にまつわる様々な分野の体験型ブースやステージイベントにより、楽しみながら生物多様性の保全や地球温暖化対策などについて学ぶことができるイベントです。



ヨコハマ環境行動フェスタ 2013

(4) 「学び」の輪づくり

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 多くの市民や企業、活動団体が参画し、環境の学びの輪を広げ、横浜らしいエコライフスタイルの定着につながる取組を展開していきます。 関心の度合や活動内容など、個々のニーズに合った、楽しみながら学べる「学び」の場づくりを進めます。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①ヨコハマ・エコ・スクール（Y E S）の展開 【再掲】→p.69	ヨコハマ・エコ・スクール（Y E S）という統一的なブランドのもとに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政などが実施する「エコ活。」を含む環境・地球温暖化問題に関連する様々な講座、イベントなど学びの場や活動を市民に提供します。	・Y E Sの講座開催(認定) 【目標】250回/年
②生物多様性でY E S！ 【再掲】→p.63	生物多様性に关心を持ち行動する子どもたちを一人でも多く増やせるよう、出前講座など、様々な機会を通じて生物多様性に関する講座等を実施します。	・参加者数 【目標】10,500人/年
③「エコ活。」の推進 【再掲】→p.63	《ニども「エコ活。」大作戦！》 小学生が夏休み期間中、エコライフ・チェックシートを活用し、家庭・地域での環境行動に取り組みます。また、本事業に賛同していただける企業からの寄附を国連の食糧支援機関を通じて、海外や国内の森林再生などの取組に役立てます。	・参加児童数 【目標】32,000人/年
	《環境家計簿や企業等のウェブ活用》 環境家計簿をはじめとする様々なツールを活用して、暮らしの中でのエネルギーなどの使い方にに対する意識を高めます。	・エネルギーとCO ₂ の見える化の推進
④自然体験活動の推進	団体支援や野外活動施設等の運営により、自然体験活動の機会を提供し、子どもたちの健全育成の取組を推進します。	・推進
⑤環境教育に先進的に取り組む学校への支援	身近な体験から持続可能な社会を考える環境教育を展開します。	・推進
⑥動物園等における環境教育 【再掲】→p.69	各動物園や繁殖センターでの教育普及活動等を通じて、生物多様性の普及啓発を進めます。特に金沢動物園では、「横浜つながりの森」の立地を生かした環境ボランティアや教員などとの連携を図り、環境教育に取り組みます。	・環境教育事業数 【現状】350件 【目標】330件

(5) 横浜市役所環境行動宣言による取組の推進

取組方針	・市役所の各職場の運営や業務において、環境へ配慮した行動が重視され、職員一人ひとりが積極的な環境行動を実践することで、市民や企業の環境行動をリードします。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜市環境マネジメントシステムの推進 【再掲】→p.62	横浜市独自の環境マネジメントシステムを導入し、環境負荷の低減、環境行動の推進に取り組みます。環境行動目標の策定、実施、内部監査、環境行動目標の振り返り、マネジメントレビュー作成というPDCAサイクルを回していくことで、システムの継続的な改善を行います。また、環境行動目標を「地球温暖化対策の推進」「生物多様性の取組の推進」「3Rの推進」という3つの視点で作成することで多角的な環境行動に取り組みます。さらに、総合環境研修を実施することで職員の環境についての知識も深めます。	・推進

コラム

横浜市役所環境行動宣言について

市長自らが、市民・企業の皆さんに向けて、市役所が率先して環境行動を実践していくことを約束するため、平成22年2月に「横浜市役所環境行動宣言」として発表しました。

横浜市は、大都市でありながら水、緑など自然環境に恵まれた都市です。この横浜の環境を守り、育て、創り、そして次代の子どもたちに引き継いでいくことが、私たちの責務です。

横浜市役所では、各職場での省資源・省エネルギーといった取組とともに、市民・企業の皆様と連携・協働し、地球温暖化対策、ごみの削減、緑の保全と創造など様々な業務を進めています。しかし、横浜、そして地球の環境を将来にわたり持続し向上させていくためには、地球温暖化への対応や生物多様性への配慮など、これまで以上に取組を強化する必要があります。そのためには、まずは私たち市役所職員一人ひとりが環境問題への意識を高く持ち、市民・企業の皆様のモデルとなる行動を実践してまいります。

横浜市役所は、関連する環境法令などを遵守し、環境汚染の予防に努めるとともに、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。

また、この環境マネジメントシステムがISO14001の国際規格に適合していることを、自らの責任で決定、運用し、市役所が横浜、そして地球の環境保全に大きく貢献することを宣言します。

平成22年2月17日

横浜市長 林 文子

環境と経済

～環境分野をツール・フィールドとした新たな展開による、
市内経済の活性化と地域のにぎわいづくり～

2025 年度 までの 環境目標

- ・環境分野における新たな技術・商品開発等の促進により、市内経済の活性化が進み、環境分野の取組のさらなる普及・促進につながっています。
- ・市内企業の環境分野への関心の高まりを応援し、支える取組を幅広く展開しています。
- ・横浜の地域資源の活用によるエコツーリズムや環境技術・ノウハウの蓄積等の新たな展開が、横浜のシティプロモーションにつながっています。
- ・企業等との連携や農畜産物の付加価値向上などの取組により、横浜ならではの活力ある都市農業が展開されています。

現状と課題

環境・エネルギー分野における市内企業の成長支援

- ・環境への取組を進め、温室効果ガスの排出削減などの目標を達成するためには、環境行動が利益を生み出す持続可能な社会経済システムの実現が不可欠です。環境への配慮を、経済活動の制約要因ではなく、大きな推進要因とし、市内経済の活性化に結びつけるための施策が求められています。
- ・平成 24 年 12 月に実施した『第 83 回横浜市景況・経営動向調査』では、市内企業に新成長分野への取組状況について尋ねています。環境・新エネルギー分野で「既に取り組んでいる」「今後取り組む予定」「関心がある」のいずれかを回答した企業に対して、事業展開をする上で必要と考える項目を質問した結果、「高い技術力・研究開発力」が最も多く、次いで、「営業力・販売力」「製商品・サービスの企画力」の順となっています。市内企業の環境・新エネルギー分野への参入を促進するためには、技術開発や販路開拓を後押ししていくことが重要と考えられます。

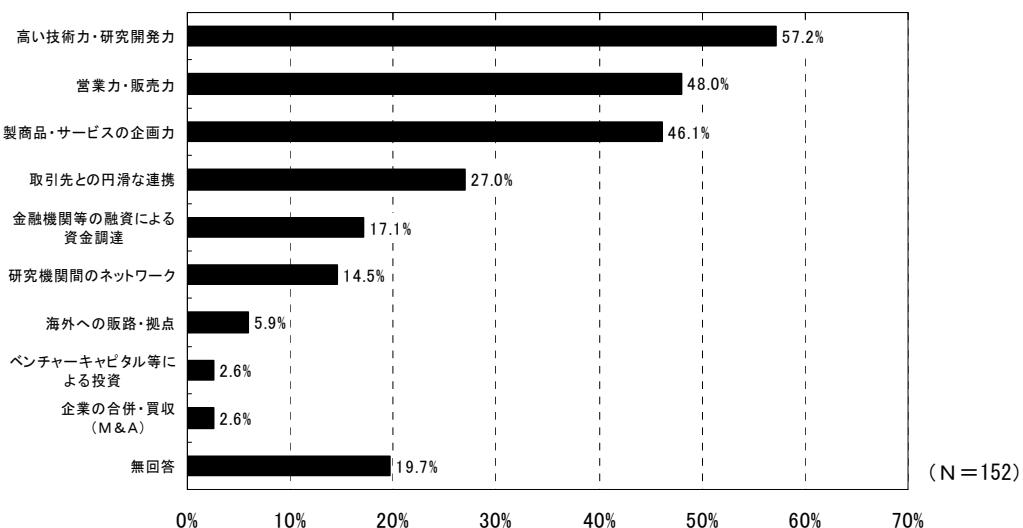


図 環境・新エネルギー分野において、事業展開をする上で必要と考える項目

(出典：「第 83 回横浜市景況・経営動向調査」)

- 本市は、「豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的発展」のため、概ね 10 年間（2025 年頃）を見据え、今後、特に成長が見込まれる分野の育成方針・取組などを明確にした「成長分野育成ビジョン」を平成 26 年 3 月に策定しました。本ビジョンでは、横浜市における今後の成長・発展分野として、「環境・エネルギー」「健康・医療」「観光・MICE」の 3 分野を「特に力を入れる 3 つの柱」と位置づけています。
- また、この 3 つの柱以外の重点的に取り組む分野として、「港湾・物流」「農商工連携」「商業・サービス」を位置づけ、このうち「農商工連携」では、横浜の特色ある都市農業の推進、先進的生産技術の発信を掲げています。

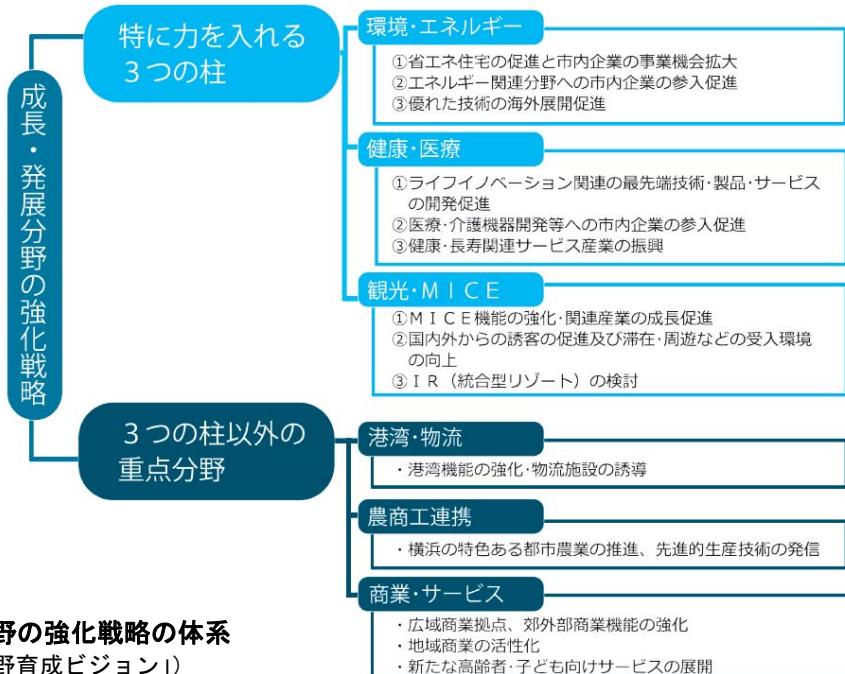


図 成長・発展分野の強化戦略の体系
(出典:「成長分野育成ビジョン」)

市内の動物園におけるシティプロモーションの展開

- 野毛山動物園（西区）、金沢動物園（金沢区）、よこはま動物園ズーラシア（旭区）の 3 つの市立動物園では、毎年 200 万人を超える来園者があります。また、学校等と連携し、年間約 300 件の教育プログラムなどを実施しており、市民にとって楽しく学べる場となっています。
- 2015 年春には、ズーラシアの「アフリカのサバンナ」が全面開園する予定で国内最大級の動物園となります。また、金沢動物園でも「横浜つながりの森」と連携しながら、地域の生き物や自然環境への理解を深める施設として再整備を行う予定であり、各動物園の特色と立地を生かし、横浜の魅力ある観光資源としてシティプロモーションを展開していくことが重要です。

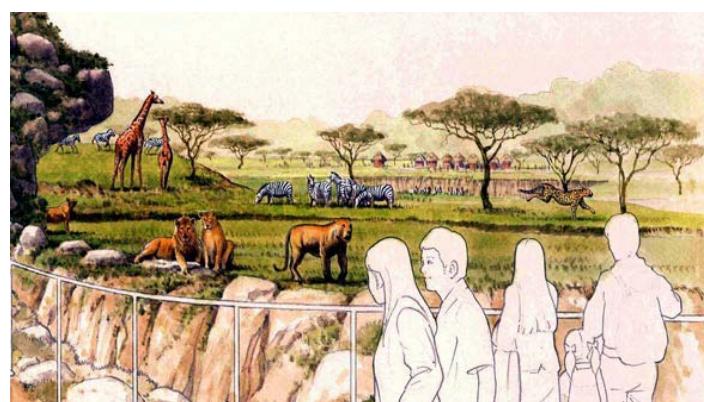


図 よこはま動物園ズーラシア「アフリカのサバンナ」

環境分野の海外市場への展開

- ・アジアなどの新興国では、目覚ましい経済発展による都市開発が進んでいますが、一方で、人口集中、インフラ整備の遅れ、大気や水質の汚染などの環境問題等の都市課題に直面しています。これらの課題解決を支援するため、市内中小企業を含む企業との連携により、本市が有する都市づくりのノウハウと民間企業の優れた技術とを活用した「公民連携による国際技術協力（Y-PORT (Yokohama Partnership of Resources and Technologies)）」を進めています。

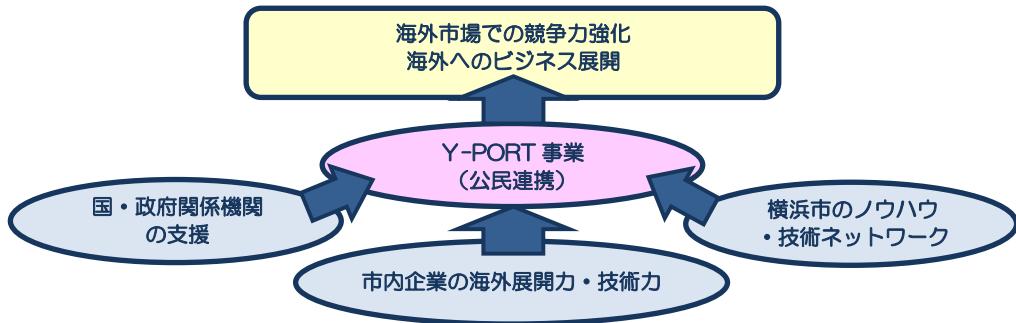


図 「公民連携による国際技術協力（Y-PORT）」

- ・環境分野では、平成 24 年度から「アジア・スマートシティ会議」を開催し、アジア新興国の市長及び代表者や国際機関を招き、再生可能エネルギー・スマートシティの技術・知見について意見交換を行い、横浜が有する先進的取組やベストプラクティスを共有しています。また、上下水道の分野では、平成 23 年 11 月に設立した「横浜水ビジネス協議会」において、会員企業と海外関係者とのビジネスマッチングや、海外自治体と本市との関係構築を図るなど、市内企業の海外水ビジネス展開を公民連携で支援しています。
- ・今後も本市の課題解決に向けたノウハウを活用しつつ、市内企業との連携により新興国の都市課題解決に取り組み、新興国の持続可能な成長に寄与するとともに、市内企業のビジネス機会の拡大を図り、市内経済の活性化につなげていく必要があります。



横浜市の海外での主な取組

(左：「第 2 回アジア・スマートシティ会議」(平成 25 年 10 月)、
右：横浜水ビジネス協議会の取組[海外自治体への横浜市の下水道施設等の紹介] (平成 24 年 9 月))

2017年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、
【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

(1) 環境分野における需要の創出を通じたビジネスチャンスの拡大

【再掲】→p.62

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や民間施設、公共施設における環境配慮型機器、設備などへの転換をサポートすることにより需要を創出し、ビジネスチャンスを創出します。 市内中小企業の省エネ・環境経営の取組を支援します。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜スマートシティプロジェクトの展開 【再掲】→p.40	横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）の取組を継続発展し、エネルギー管理システムの普及など市内中小企業と連携し、さらなる低炭素都市づくりを進めます。また、YSCPの海外展開に向けて、YSCP参画企業や姉妹都市・パートナー都市などと連携・協力して海外でのPRを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラムの開催 ・海外プロモーション
②住宅用スマートエネルギー設備の普及促進 【再掲】→p.57	CO ₂ の排出割合が高い家庭部門におけるエネルギー管理を促進するため、既存住宅を対象に、HEMSの導入を軸とした燃料電池、太陽光発電などの設置補助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・HEMSなどの導入件数 【目標】6,000件《4か年》
③住まいのエコリノベーションの推進 【再掲】→p.51,p.57	既存住宅のエコリノベーション（省エネ改修）を実践から学ぶ「アカデミー」の開催などを通じて、「横浜型エコリノベーションモデル」を発信し、住まいの温暖化対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの横浜型省エネ改修モデルの構築・推進
④燃料電池自動車（FCV）の普及促進 【再掲】→p.50,p.60	CO ₂ を排出しない究極のクリーンエネルギーとして期待される水素の活用に向けて、燃料電池自動車（FCV）の普及を図るため、普及啓発や公用車への率先導入、水素ステーション整備に係る動向調査などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・FCVの普及台数 【目標】200台《4か年》 ・公用車・市営バスへの率先導入 ・水素ステーション整備に係る動向調査 ・技術アドバイザー派遣
⑤技術相談事業（省エネ相談）	省エネルギーの専門家を市内中小企業に派遣し、生産設備、ビル設備等の省エネアドバイスを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資の促進
⑥中小製造業設備投資等助成	技術・製品の高度化、省エネ・創エネ・節電、防災対策など、経営革新に取り組む中小製造事業者に対して、設備投資や工場などの新築・増築にかかる経費について、助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・融資制度の運用
⑦中小企業融資事業（環境・エネルギー対策資金）	省エネ機器の導入などの環境対策に取り組む市内中小企業を支援するための融資制度を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・推進
⑧京浜臨海部エリアの活性化	京浜臨海部の機能強化を図るため、京浜臨海部活性化協議会の場を活用して、企業間連携によるエネルギーの効率的な利用や、エネルギー関連の研究開発・設備投資、新技術開発や実用化に向けた実証実験を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・推進

⑨防犯灯や商店街街路灯などの省エネ対策の推進	《LED防犯灯の設置》 現在設置されている蛍光灯等の防犯灯を省エネルギーで高効率なLED防犯灯に交換し、防犯環境の整備と地球温暖化防止施策を進めます。	・防犯灯のLED化 【現状】21% 【目標】86%
	《商店街街路灯等の省エネ化支援》 商店街の街路灯等において、LED等省エネ型ランプを用いた施設を整備する場合や、従来型ランプから省エネ型へ交換する場合に、助成を行います。	・商店街街路灯の高効率化 【目標】1,000基《4か年》

(2) 環境分野における市内企業の技術革新（イノベーション）推進

【再掲】→p.62

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野における市内中小企業のイノベーションに向けた取組を支援し、成長を促進します。 環境関連企業の市内への誘致を進めます。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜グリーンバレーの推進 【再掲】→p.56	モデル地区である金沢臨海部の産業集積地域において、事業所間でエネルギー融通などを行うモデル事業の実施や、電力の見える化機器の普及など地域でエネルギー・マネジメントを行う体制づくりを支援します。	・エネルギー・グリッドの構築 ・産業団地の見える化
②成長発展分野育成支援事業	「成長分野育成ビジョン」で成長・発展分野の強化戦略に位置づけている医療・介護、エネルギー、植物工場などの分野において、新たな技術・製品・サービスの開発などに取り組む中小・中堅企業に対して、助成を行います。	・助成件数 【目標】15件《4か年》
③中小企業支援コーディネート事業	中小企業の製品開発や販路開拓を促進するため、コーディネーターが大手企業や研究機関とのマッチングを支援します。	・マッチング社数 【目標】600社《4か年》
④横浜環境ビジネスネットワーク事業	市内中小企業の技術開発などを促進するため、横浜スマートコミュニティが行うスマートグリッドなどの実証実験を支援します。	・スマートセルプロジェクトの推進 【目標】1プロジェクト《4か年》
⑤重点産業立地促進助成	環境・エネルギー、医療・健康など横浜市が重点的に振興すべき産業分野の企業が市内に進出する場合に、賃料など相当額の助成を行い、重点産業の集積を図ります。	・アプローチ件数 【目標】1,400件《4か年》 ・国内外での誘致イベント参加企業数 【目標】500社《4か年》 ・重点産業助成を活用した企業誘致件数 【目標】80件《4か年》
⑥省エネ住宅の促進と市内企業の事業機会拡大	省エネ住宅の普及や既存住宅の省エネ化の促進に向けて、市内企業の技術開発・商品化を支援します。	・推進

(3) 地域資源を生かしたシティプロモーションの展開

取組方針	・横浜が有する里山や動物園などの自然環境や、歴史的景観など地域資源を生かしたエコツーリズムの展開、環境技術を PR したイベントの開催などを通じて、横浜のシティプロモーションにつなげます。
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①「横浜つながりの森」におけるエコツーリズム 【再掲】→p.30,p.69	活動団体や地域の人などと協働して、「横浜つながりの森」の魅力を伝え、価値を理解してもらうことで保全につなげます。	・推進
②公民連携による国際技術協力（Y-PORT事業） 【再掲】→p.40	本市が有する上下水道、ごみ減量などの環境に配慮したまちづくりの技術・ノウハウや市内企業の様々な技術を活用した公民連携による国際技術協力（Y-PORT事業）を進め、新興国・途上国が人口増加や経済発展に伴い直面している都市課題の解決を図ります。	・都市づくりアドバイザリー ・横浜のシティプロモーション ・市内企業の海外展開支援
③動物園におけるシティプロモーションの展開	2015年春の、よこはま動物園ズーラシアでの「アフリカのサバンナ」全面開園を契機に、動物園の取組をPRします。また、引き続き環境教育に取り組み、市民にとって楽しく学べる施設として魅力アップを図ります。	・推進
④スマートイルミネーション横浜の開催	LED照明をはじめとする最先端の環境技術とアートの創造性を組み合わせた夜景イベント「スマートイルミネーション横浜」を開催し、市民や企業などの参加により、省エネ行動や温室効果ガス排出削減のPRを行います。	・来場者数 【目標】24万人/年 ※2017年度 ・参加協力団体数 【目標】42団体/年 ※2017年度

コラム

スマートイルミネーション横浜

「スマートイルミネーション横浜」は、長年にわたって優れた都市景観の形成に取り組んできた横浜の都心臨海部を舞台に新たな夜景の創造を試みるアートイベントです。

歴史的建造物のライトアップや、アーティストの創造性をいかした夜景演出の試み、LED照明や有機ELなどの節電型の照明技術はもちろんのこと、太陽光発電、電気自動車のバッテリー電源の利用など、スマートシティを形成する、これから時代に不可欠となる環境技術の活用をテーマに、幻想的な夜景を生み出しています。



スマートイルミネーション横浜 2012



スマートイルミネーション横浜 2013
撮影：アマノスタジオ

(4) 新興国等での環境対策の支援と環境ビジネスの海外での戦略的展開

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> これまで横浜で培ってきた環境や都市づくりに関する技術・ノウハウをいかし、新興国等における都市課題の解決を支援するとともに、公民連携により、海外ビジネスを開拓します。 国内外で連携した取組を開拓します。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①公民連携による国際技術協力（Y-PORT事業） 【再掲】→p.39	本市が有する上下水道、ごみ減量などの環境に配慮したまちづくりの技術・ノウハウや市内企業の様々な技術を活用した公民連携による国際技術協力（Y-PORT事業）を進め、新興国・途上国が人口増加や経済発展に伴い直面している都市課題の解決を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりアドバイザリー 横浜のシティプロモーション 市内企業の海外展開支援
②横浜スマートシティプロジェクトの展開 【再掲】→p.37	横浜スマートシティプロジェクト（YS CP）の取組を継続発展し、エネルギー管理システムの普及など市内中小企業と連携し、さらなる低炭素都市づくりを進めます。また、YS CPの海外展開に向けて、YS CP参画企業や姉妹都市・パートナー都市などと連携・協力して海外でのPRを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> フォーラムの開催 海外プロモーション
③公民連携による海外水ビジネスの国際展開	<p>《具体的案件の獲得に向けた企業との連携》 横浜水ビジネス協議会会員企業の支援を進めるとともに、横浜ウォーター（株）とも連携しつつ海外プロジェクトに参加するなどの取組を進め、新興国都市に対して魅力的なソリューションを提案し、案件の獲得を目指します。</p> <p>《海外からの視察・研修受入れ等による本市及び市内企業のプレゼンス向上》 JICA等との連携や「水・環境ソリューションハブ」の活用等により、市内企業と連携して海外からの視察・研修員の受け入れを進めるとともに、横浜市の持つ都市インフラ分野に関するノウハウや、市内企業の優れた技術をPRし、本市及び市内企業のプレゼンスの向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市内企業・水ビジネス協議会会員企業との連携
④国内外の都市との低炭素連携の推進 【再掲】→p.62	<p>《国内都市等との連携》 「環境未来都市」構想推進協議会や九都県市等のネットワークを活用し、温暖化施策に関する情報交換を行い、連携を進めます。また、北海道下川町をはじめとする自治体等と連携し、カーボン・オフセット等の温暖化施策の地域間連携の促進を行います。</p> <p>《国外都市との連携》 姉妹・パートナー都市や世界大都市気候変動グループ（C40）、アジア太平洋都市間協力ネットワーク（CITYNET）などを通じ、横浜スマートシティプロジェクトやY-PORT事業を軸に海外都市と連携を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 九都県市間の情報交換 地域間の連携
⑤環境保全技術に関する国際貢献	「横浜上海友好交流事業に係る協定書」（平成25年度締結）に基づく技術交流や諸外国からの研修生の受け入れなどを通じて、新興国などの環境保全技術に関する都市づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 横浜上海技術交流の実施 海外研修生の受入

(5) 横浜の特色ある都市農業の推進と先進的生産技術の発信

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 企業と連携した地産地消や魅力ある農畜産物の普及・育成等により、活力ある都市農業を展開します。 市内企業が開発した先進的な農作物の栽培技術・システム（植物工場）を利用した農業経営のモデル的取組を市内で実施し、技術・システムを全国・海外に展開します。
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①市民や企業等との連携（地産地消の推進） 【再掲】→p.83	農家と市民・企業・研究機関（产学連携等）、様々な人や団体が連携した地産地消に取り組みます。11月の地産地消月間のメインイベントとなる食と農の祭典、フォーラムを開催し、様々な団体が連携する下地を作ります。また、市内の中小企業などを対象に、地産地消に取り組む企業等を支援します。	・企業等との連携 【現状】7件 【目標】50件 《2017年度末》
②6次産業化など付加価値を高める取組の推進 【再掲】→p.82	時代の変化に応じた新たな農業振興策の取組を実施するため、飲食店等のニーズと生産者とのマッチングによる6次産業化等を進めます。	・生産設備等支援 【目標】30件《4か年》
③横浜発次世代植物工場技術の発信	横浜発の先進的な技術や社会・実証実験などを発信し、ビジネスチャンスの創出を図り、植物工場分野において国内外で活躍する市内ベンチャー企業の成長を支援します。	・推進

コラム

植物工場とは

植物工場とは、IT技術を活用して温度、水、光などを制御し植物の育成を管理することで、野菜等を通年で栽培し、計画的な生産を可能とする栽培施設のことです。

屋内でLEDなどの人工光を利用する「完全人工光型」と屋外で太陽光を利用する「太陽光利用型」の2つの種類があります。

●完全人工光型

閉鎖環境で太陽光を使わずに人工光を使い、温湿度、光強度などを農畜産物の生産に最適な値に制御することで、周年・計画生産を行う植物工場です。密閉度が高いため、害虫などの混入を極力抑えることができます。レタス、サラダ葉、ハーブ類などの事例があります。



完全人工光型

●太陽光利用型

温室などの半閉鎖環境で、太陽光の利用を基本とし、雨天・曇天時の補光や夏季の高温抑制技術などによって周年・計画生産を行う植物工場です。このうち、人工光を併用するものは特に「太陽光・人工光併用型」といいます。レタス等の葉菜類やハーブ類の他にも、イチゴやバラなどの事例があります。



太陽光利用型

(出典：農林水産省資料より作成)

環境とまちづくり

～環境と調和・共生した魅力あるまちづくり～

2025年度までの環境目標

- ・生物多様性や地球温暖化対策と都市活動のバランスが保たれ、住みやすく、働きやすいまちを目指します。また、集約型都市構造への転換が図られ、コンパクトな市街地形成を進めます。
- ・徒歩や自転車、公共交通を中心とした、人やモノが移動しやすく環境にやさしい交通・物流体系を形成します。
- ・建築物の多くを、地球温暖化対策や長寿命化対策などを講じた環境配慮型の建築物とします。
- ・多様なエネルギー源の創出や浸水対策などのまちづくりを進めながら、災害にも強い都市を形成します。

現状と課題

都心臨海部のまちづくりにおける現状と課題

- ・横浜駅周辺地区やみなとみらい21地区などの都心部は、横浜の玄関口として、魅力ある都市空間づくりが求められています。都市の景観において水や緑は重要な要素となります。郊外部と比較して都心部の水辺や緑は少ない状況にあり、豊かな生物多様性の保全や、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災機能の観点からも、都心部において、水や緑を感じることのできるまちづくりが必要です。
- ・平成25年7月に実施した『環境に関する市民意識調査』では、「本市に優先的に取り組んでほしい事項」について質問したところ、「公園や道路、河川沿いの緑の保全・創出(34%)」「横浜らしい景観の保全(29%)」「都心部など市街地での緑の創出(27%)」が1位から3位を占めており、市民の緑への要望は高く、横浜の歴史ある景観を保全するとともに、緑を感じられるまちづくりが求められています。

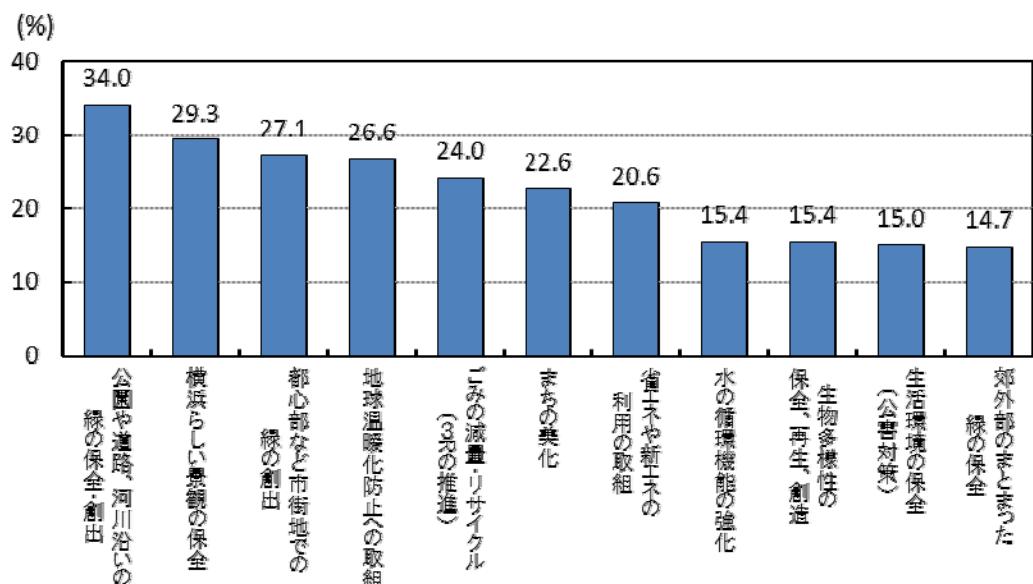


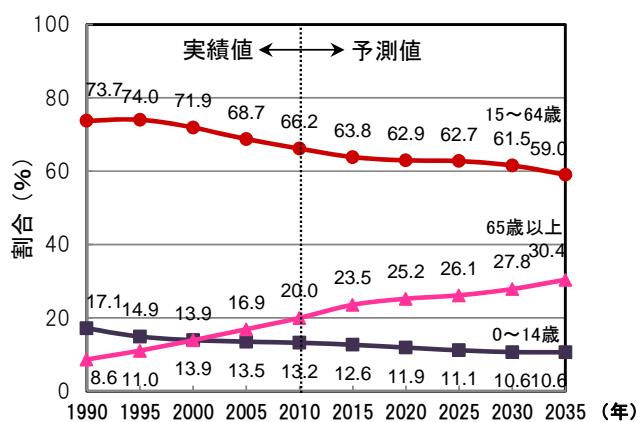
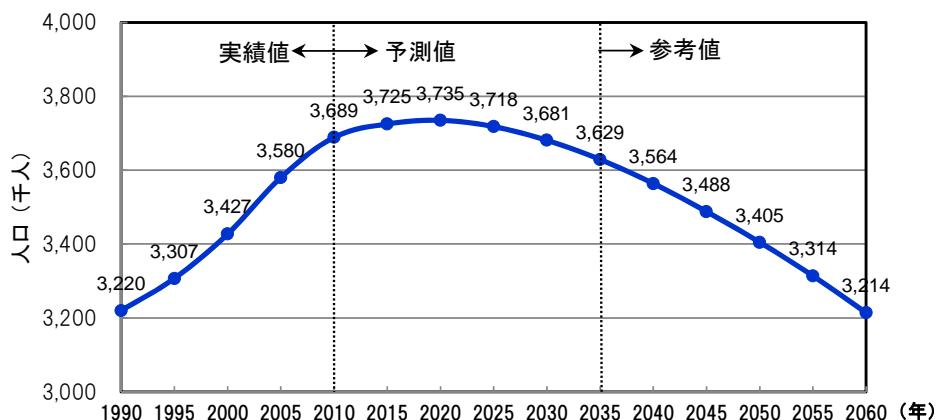
図 本市に優先的に取り組んでほしい事項（複数回答）

(出典：「平成25年度 環境に関する市民意識調査」)

- ・大規模な商業施設やオフィスビルなどが集積し、エネルギー消費量の大きい都心部では、最先端技術の導入や再生可能エネルギー・未利用エネルギーの積極的な活用、地域でエネルギーを融通する仕組みの構築など、低炭素で災害にも強いまちづくりを進める必要があります。
- ・みなとみらい21地区におけるまちづくりは、事業開始から約30年が経過し、この間の社会情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策やB L C P（業務・生活継続計画）への対応など、新しい要素を取り入れたまちづくりが求められています。中でも災害に対して強じんな都市をつくるためには、更なる都市基盤の強化や自立した多重型・分散型のエネルギー供給、情報通信技術の活用などの検討を行う必要があります。

郊外部のまちづくりにおける現状と課題

- ・横浜市的人口は、2013年1月1日現在で約370万人であり、年齢3区別に内訳をみると、年少人口（0～14歳）が13%、生産年齢人口（15～64歳）が65%、老人人口（65歳以上）が21%となっています。このうち、老人人口については、戦後最も高い水準となっており、今後、2019年頃をピークに続く人口増加（2019年に約374万人）に伴い、高齢化はさらに進んでいくと推計されています。



上図 人口の超長期予測（中位・中位推計） 下図 年齢構成の長期予測
(出典：「横浜市統計ポータルサイト」資料より作成)

- 今後、更なる高齢化や人口減少が予測されている中で、郊外部においては、市街地の拡散を抑制するとともに、既存の都市基盤をいかしつつ、鉄道駅を中心に地域特性に応じた機能を集積することにより、誰もが快適で利便性の高いコンパクトな市街地の形成を進める必要があります。

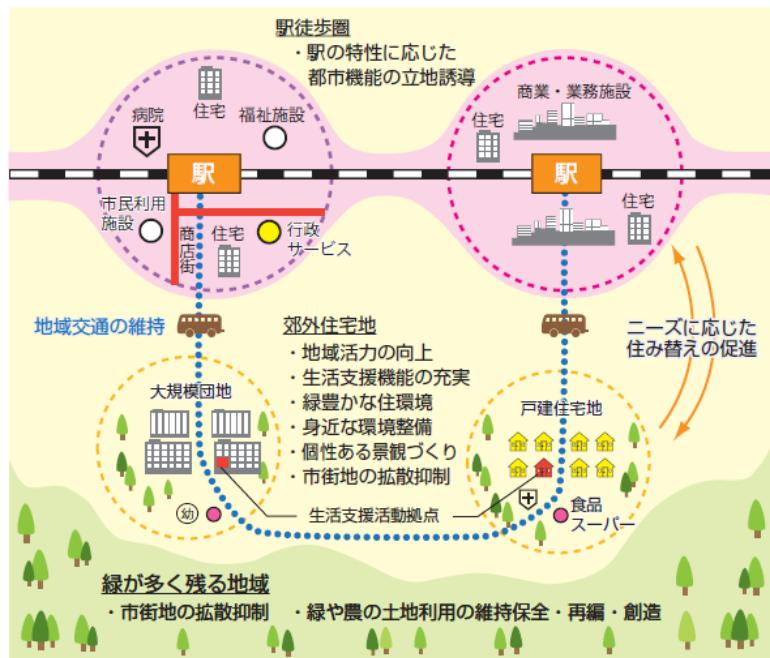


図 郊外部のまちづくりのイメージ
(出典：「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」)

人やモノが移動しやすく環境にやさしい交通・物流体系の現状と課題

- 横浜市の公共交通（鉄道・バス）利用率は、他都市と比べても高い状況にあり、公共交通を中心とした交通体系にシフトしていると考えられます。しかし、幹線道路における交通渋滞は解消しておらず、沿道環境の悪化が大気汚染や騒音などの環境問題につながることから、引き続き渋滞解消などの課題へ対応する必要があります。
- さらに、温室効果ガスの排出削減や災害時における燃料不足への予防的措置の観点からも、化石燃料への依存を極力減らした交通・物流体系への転換が求められています。そのためには、過度なマイカー利用を抑制し、徒歩や自転車、公共交通が利用しやすいまちづくり、電気自動車や燃料電池自動車の普及と利用しやすいインフラ整備などを総合的に進めていく必要があります。

環境に配慮した建築物の普及の現状と課題

- 環境への配慮や地球温暖化対策を進めるうえで、家庭部門の二酸化炭素排出量に大きくかかわる住宅の省エネ化や長寿命化など、建築物への対策が果たす役割は重要です。
- 既存住宅を建て替えずに、生活様式や家族構成の変化に合わせて、環境性能や利便性の向上など、住宅の価値を高める改修を行うことも求められています。また、この取組を広く普及啓発することにより、民間住宅市場におけるリノベーション事業の活性化につなげていくことも重要です。

公園の整備の現状と課題

- ・公園は地域にとって、緑のある安全で安心な生活環境には欠かすことのできない施設であるため、現在の約 2,600 か所の公園を適切に維持しながら、計画的に再整備を行い、まだ不足している地域で、新しい公園を整備していく必要があります。
- ・大規模な公園については、緑の保全・創出、多様なレクリエーションへの対応や、災害時の避難場所などの防災面の機能も踏まえた整備を進めていくことが必要です。

下水道・河川の整備の現状と課題

- ・下水道では、市域全体で時間当たり約 50 mm の降雨に対応する整備を進め（平成 24 年度末現在の整備率：65.1%）、地盤が低いポンプ排水区域では時間当たり約 60 mm の降雨に対応できるよう、整備を進めています（平成 24 年度末現在の整備率：56.7%）。
- ・近年、増加傾向にある局地的な大雨の発生では、時間当たり 50 mm を超える降雨も見られ、路面などを経由して管きょへ流入する水量の急増、水路の急激な水位の上昇につながることから、浸水被害のリスクが高まっています。
- ・このため、従来のハード整備に加え、市民の防災意識の向上や自主的な行動（自助、共助）への支援が重要であり、雨水幹線の整備や雨水浸透施設の設置などの取組とともに、下水道や水路等から溢れて浸水の恐れがある地区を示した内水ハザードマップを作成するなど、総合的な対策により浸水被害の軽減に取り組む必要があります。
- ・河川では、市内を流れる一級、二級、準用河川のうち、主要な 28 河川、延長約 85 km の区間について、時間当たり約 50 mm の降雨に対応する整備を進めています。
- ・また、流域の雨水流出を抑制することにより、近年の局地的な大雨にも効果がある雨水貯留・浸透施設の整備も進めています。今後は、さらなる治水安全度の向上に向け、河川整備水準の強化が求められています。

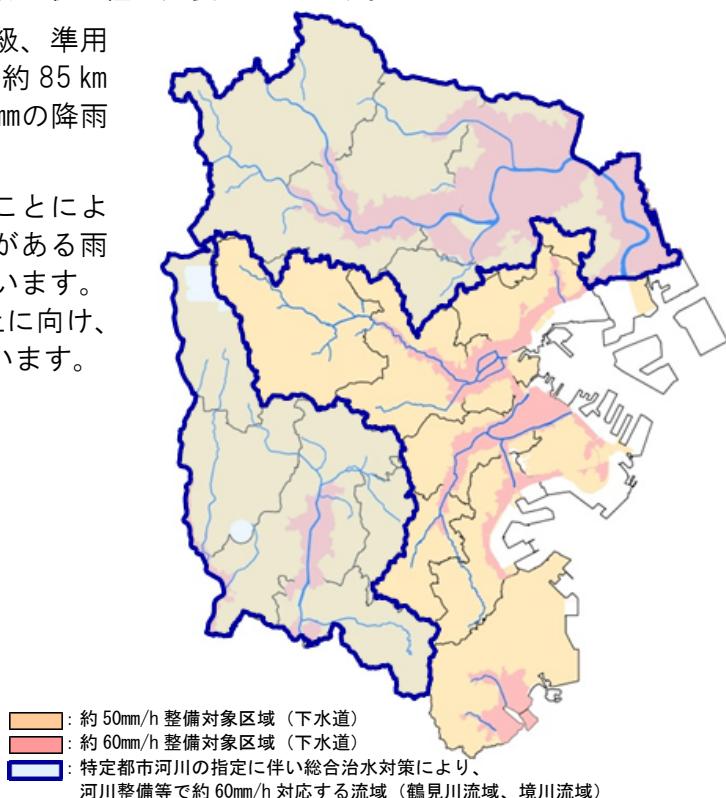


図 時間あたり約 50 及び 60mm 降雨対応図

2017年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、
【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

(1) 都心部におけるエコまちづくりの推進 【再掲】→p.107

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 交通などによる環境負荷が少ないまちづくりを進めるとともに、災害に強い都市機能の強化を図ります。 市民の憩いの場となる水辺空間の整備や、市民が実感できる緑を増やし、生き物を身近に感じられる豊かな環境のあるまちづくりを進めます。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①エキサイトよこはま22における環境取組の推進 【再掲】→p.72	横浜駅周辺の将来像を見据えたまちづくりの指針として地元と共有する「エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）」において、平成24年度に改定した「まちづくりガイドライン」に基づき、生物多様性に配慮した樹種・緑・ビオトープなど、多様な水・緑の創出等、環境問題に対応した先進的なまちづくりを目指します。	・推進
②みなとみらい21地区における環境取組の推進 【再掲】→p.56,p.72	《みなとみらい2050プロジェクトの推進》 みなとみらい21地区において、地球温暖化対策やB L C P（業務・生活継続計画）への対応など、新しい要素をとり入れたスマートなまちづくりについて検討していきます。また、生物多様性に配慮した都市構造の実現を目指していきます。	・推進
	《みなとみらい21中央地区の公共空間への緑化推進》 歩道への街路樹の補植や地区全体の新たな緑化計画の検討などに取り組み、働く方、訪れる方等にとって快適なまちづくりを進めます。	・推進
③横浜スマートシティプロジェクトの推進 【再掲】→p.56	H E M S の導入補助など次世代型住宅の普及に取り組みながら、地域のエネルギー・マネジメントに関する国内最大規模の実証実験を市民参加型で行い、その成果を活用した低炭素な新しいライフスタイルを実践します。	・H E M S の導入促進
④都心臨海部の緑花による賑わいづくり 【再掲】→p.52,p.77	多くの観光客が訪れる都心臨海部において、来訪者の回遊性向上や生物多様性確保の観点から、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。	・推進

みなとみらい 2050 プロジェクト

約 30 年かけて横浜を代表する地域に育ったみなとみらい 21 地区では、文化・観光資源や水・緑などを生かしたまちづくりを行い、多彩な取組が展開されています。

新たなプロジェクトでは、低炭素な都市を目指す「横浜スマートシティプロジェクト」など、これまで取り組んできた最先端のエネルギー関連の実証実験の成果をいかしながら、「世界を魅了する、最もスマートな環境未来都市」の実現に向けて、「エネルギー」「モビリティ」「アクティビティ」「グリーン」などの要素を中心に、エネルギー対策や BLCP（業務・生活継続計画）などの新しい要素をとり入れたまちづくりを検討しています。



公共空間を活用したにぎわいの創出



市民参加型の防災訓練

(2) コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅周辺について、地域の拠点として都市機能の強化を図るとともに、緑化や良好な景観形成などにより、豊かな環境のあるまちづくりを進めます。 市街地の拡散を抑制しつつ、駅前などの拠点と緑豊かな郊外住宅地が地域交通等でつながり、快適で利便性の高いコンパクトなまちを形成します。
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①鉄道駅周辺の拠点整備	駅を中心とした地域の拠点として、駅前広場、歩行者空間、緑化空間などの豊かな環境の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 拠点整備 【現状】3 地区完了《累計》 【目標】完了 3 地区、事業 8 地区《4 か年》 ・緑化の推進
②地域まちづくりの誘導・推進	地区計画等を活用したまちづくりの誘導や、市民発意のまちづくり活動・施設整備への助成等の支援を行い、身近な緑の保全や整備などを含む地域の魅力向上や課題解決に向けた地域まちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくりの件数(新規) 【現状】10 件 【目標】40 件《4 か年》
③人口減少を踏まえた住環境などの充実	<p>《持続可能な住宅地モデルプロジェクト》 地域、民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、住宅地再生、エネルギーなど地域課題解決のモデルを生み出し、持続可能な魅力あるまちづくりを推進します。</p> <p>《土地利用誘導》 郊外部におけるコンパクトな市街地の形成に向けて土地利用誘導手法などを検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推進

(3) つながりの海（まちづくりと連携した海づくり）【再掲】→p.97

- 取組方針**
- 周辺のまちづくりと連携して、浅海域を利用した海づくりを進めます。
 - 海の資源を活用した水質浄化や地球温暖化対策などを進めます。

主な取組	取組内容	取組目標
①京浜臨海部の海づくり 【再掲】→p.72	人工干潟の生き物の生息状況調査や管理手法の検討、施設のビオトープ整備などによる地域の環境価値の向上を目指します。	・推進
②都心臨海部の海づくり 【再掲】→p.72	山下公園前で水質浄化に向けた生物環境改善の実証実験を民間企業と連携し実施します。 また、海づくりの取組を広く周知するため、トライアスロンなどのイベント時に、プロモーション活動を行います。 内港地区において、浅場・アマモ場形成の実験を進めていくとともに、横浜港の環境を次世代に引き継いでいくため、今後の展開を検討していきます。	・推進
③金沢区野島海岸周辺の海づくり 【再掲】→p.72	地域の豊かな自然環境や歴史を知る取組を実施するとともに、野島青少年研修センターを体験学習の場として活用します。 また、金沢湾周辺エリアで生物などの調査を実施します。	・推進
④金沢区白帆地区の海づくり 【再掲】→p.72	東京湾再生推進会議海域対策分科会が主催する「東京湾UMIプロジェクト」により、企業等によるアマモ場の再生活動を進めるとともに、環境学習の場として利用するなど、環境保全の場として充実を図ります。	・推進
⑤横浜ブルーカーボン事業の推進	海藻や海水熱利用など海洋資源を活用した地球温暖化対策「横浜ブルーカーボン事業」に取り組み、環境教育や環境啓発などを付加することで、地球温暖化対策と市民にとって親しみやすい海づくりを同時に推進します。	・推進

コラム

山下公園前水質浄化プロジェクト

山下公園前の浅場を活用し、海藻、貝類などを呼び戻し、「豊かな生物多様性の海」を実現することにより、水質浄化を図ります。

これにより、今後も継続的にトライアスロンが開催されるよう、また、多くの方々が海を感じ、それを体感できるような取組につなげます。



(4) 人やモノが移動しやすく環境にやさしい交通・物流体系の形成

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 交通ネットワークの形成により環境負荷低減を進めます。 過度なマイカー利用を抑制し公共交通の利用を促進します。 徒歩や自転車による快適で楽しい交通環境を整備します。 環境配慮型の自動車の普及やインフラの整備を図ります。 横浜港の低炭素化を進めます。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①交通ネットワークの整備による環境負荷低減	《神奈川東部方面線の整備》 神奈川東部方面線(西谷～羽沢間/羽沢～日吉間)において、事業者による鉄道施設整備に係る用地取得及び工事の推進を図るほか、国や県と協調して補助金を交付します。	・推進
	《運輸政策審議会答申路線の事業化検討》 高速鉄道3号線延伸(あざみ野～新百合ヶ丘)の事業化に向けた検討や、横浜環状鉄道など鉄道ネットワークの構築に向けた検討を進めます。	・検討
	《鉄道駅の利便性向上》 地域の拠点となる駅とその周辺において歩行者空間やエレベーターなどを整備し、駅までのアクセス、乗り継ぎなどの利便性向上に取り組みます。	・関内駅北口および周辺整備事業の完了
	《横浜環状道路等の整備》 周辺環境に配慮した横浜環状道路や幹線道路網による道路ネットワークの整備や交差点改良を進め、渋滞の解消により、温室効果ガスの削減につなげます。	・推進
②モビリティマネジメントの推進 【再掲】→p.60	過度にマイカーに頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促す取組を進めます。	・モビリティマネジメントの実施 【現状】 17件《累計》 【目標】 12件《4か年》
③地域交通サポートの推進 【再掲】→p.60	既存バス路線がカバーしていない地域などにおいて、公共交通の利便性を高めるため、地域の特性や交通ニーズを踏まえた、新たな乗合型の交通サービスの実現に向けて、計画づくりから運行に至るまで、地域の主体的な取組を支援します。	・地域交通サポートの取組支援 【現状】 20地区《累計》 【目標】 28地区《累計》
④徒歩や自転車による快適で楽しい交通環境の整備 【再掲】→p.60	《まちのバリアフリー化》 まちのバリアフリー推進事業などを通じて、誰もが安全に、そして快適に移動できる歩行者空間を創出します。	・バリアフリー化整備延長 【現状】 27.8km《累計》 【目標】 8.0km《4か年》
	《横浜都心部コミュニティサイクル事業》 都心部における利便性、回遊性を高め、都心部の活性化や観光振興及び、自家用車からの転換を含めた低炭素化に寄与する取組としてコミュニティサイクルの本格実施を進めます。	・推進
	《自転車通行空間の整備》 自転車利用環境を創出します。	・自転車レーンの整備 【現状】 12.8km《累計》 【目標】 8.0km《4か年》

⑤燃料電池自動車（F C V）の普及促進 【再掲】→p.37,p.60	C O ₂ を排出しない究極のクリーンエネルギーとして期待される水素の活用に向けて、燃料電池自動車（F C V）の普及を図るため、普及啓発や公用車への率先導入、水素ステーション整備に係る動向調査などを実施します。	・ F C Vの普及台数 【目標】200台《4か年》 ・ 公用車・市営バスへの率先導入 ・ 水素ステーション整備に係る動向調査
	運輸部門におけるC O ₂ の排出を削減するため、国や民間事業者と連携しながら、超小型モビリティを活用した大規模カーシェアリングなど次世代交通の取組を推進します。	・ 推進
	《荷役機械や船舶からのC O ₂ 排出削減》 エコ船舶やハイブリッド型トランクレーン等を導入し、C O ₂ 排出を削減します。	・ 推進
	《「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進》 エコドライブを推進し、また、グリーン経営認証の取得・更新を奨励していきます。	・ グリーン経営認証の取得支援 【目標】40社《4か年》
	《「グリーン物流」の推進》 内航船、はしけ、鉄道など環境にやさしいグリーン物流を推進していきます。	・ 推進
	《トラック輸送の円滑化》 ITシステム等の活用や、コンテナラウンドユースの促進により、トラック輸送の円滑化を図ります。	・ 推進
	《臨港道路網の整備》 臨港道路網の整備を進め、渋滞解消により、温室効果ガスの削減につなげます。	・ 推進
	《省エネ、節電の推進》 LED照明などの高効率な照明設備を導入することにより、省エネ、節電を推進します。	・ 推進
	《港のスマート化》 港における①エネルギー利用の効率化②低炭素化③災害時における事業継続性の確保を目指し、再生可能エネルギー・エネルギー・マネジメントの導入等について検討します。	・ 推進
	《民間事業者への啓発等》 民間事業者への啓発を進めるとともに、その取組を促進し、PRすることに対して協力します。	・ 推進

(5) 環境に配慮した建築物の普及

- | | |
|------|--|
| 取組方針 | <ul style="list-style-type: none"> 環境性能や利便性の高い建築物を増やします。 公共建築物の省エネ対策を進めます。 |
|------|--|

主な取組	取組内容	取組目標
①環境配慮型建築物の推進 【再掲】→p.57,p.62	新築建築物に対する環境配慮を進めるため、戸建住宅や2,000m ² 未満の建築物の任意の届出も含め、CASE横浜の普及を図ります。また、住宅の長寿命化や省エネ化を進めるため、長期優良住宅や低炭素建築物の認定制度の普及を図ります。	・推進
②住まいのエコリノベーションの推進 【再掲】→p.37,57	既存住宅のエコリノベーション（省エネ改修）を実践から学ぶ「アカデミー」の開催などを通じて、「横浜型エコリノベーションモデル」を発信し、住まいの温暖化対策を推進します。	・住まいの横浜型省エネ改修モデルの構築・推進
③公共建築物の省エネ化の推進 【再掲】→p.57	<p><u>《省エネ改修の推進》</u> 公共建築物の更なる省エネ化を推進するため、民間のノウハウを活用して設備の省エネ改修を行うESCO事業や、長寿命化対策工事の際に省エネの要素をプラスする改修を行うほか、地中熱利用空調設備の省エネ効果等を計測検証する実証実験を行います。</p> <p><u>《木材利用の促進》</u> 市内の公共建築物の整備において、積極的に木材の利用を促進し、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、CO₂の排出抑制及び建築物等における炭素の蓄積を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養などに貢献します。</p>	・推進
④民有地における緑化の助成 【再掲】→p.77	基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。また、緑の少ない地区における公開性や視認性の高い場所での緑化や、生物多様性の向上に寄与する緑化に対し、支援を充実させます。	・緑化の助成 【目標】65件 ※2014～2018年度まで

コラム

スマートな住まい・住まい方プロジェクト

市民生活の基盤である「住まい・住まい方」を切り口に、環境問題や超高齢社会に対応する取り組みを進めています。特に、既存住宅を対象に省エネ性能を向上させて快適な「住まい方」を実現するエコリノベーションのモデルづくりを進め、市民の皆様にわかりやすくPRしていきます。

あわせて、断熱性を高めることで健康にも良い「住まい」になることや、賢く節電するためのHEMSの紹介など、「スマートな住まい・住まい方」を実現するさまざまな情報を発信していきます。

◆詳しくはパンフレットをご覧ください↓
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/etc/pamphlet.html>



(6) 多様なニーズに対応できる快適な公園の整備

取組方針	・地域ニーズの反映やまちづくりとの連携などにより、子育て支援や健康づくり、都心部のにぎわいづくりに貢献する場としてみどり豊かな環境整備を進めます。
------	---

主な取組	取組内容	取組目標
①魅力ある公園の新設・再整備	子育て支援や健康づくりなど、地域のニーズを反映しながら、古くなった公園の再整備を計画的に実施します。また、現在公園が不足している地域に新たな公園を整備します。 あわせて、公園内のがけ地の安全対策を推進します。	・新設・再整備公園数 【目標】延べ 320 か所《4 か年》
②土地利用転換に対応した大規模な公園の整備	市内の米軍施設の跡地利用など大規模な土地利用転換の機会を活用し、「(仮称) 鶴見花月園公園」「(仮称) 舞岡町公園」「(仮称) 小柴貯油施設跡地公園」の整備を進めます。	・大規模公園の整備着手 【目標】3 か所《4 か年》
③都心臨海部の緑花による賑わいづくり 【再掲】→p.46,p.77	多くの観光客が訪れる都心臨海部において、来訪者の回遊性向上や生物多様性確保の観点から、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。	・推進

(7) 安心して生活するための下水道・河川の浸水対策

取組方針	・雨水幹線、河川の基盤整備とともに、浸水の恐れがある地区の情報提供を行うなど、総合的な浸水対策を推進し、災害に強いまちを形成します。
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①下水道の整備	局所的な集中豪雨等により浸水被害のあった地区を優先的に整備し、市内全体で時間当たり約 50 mm の降雨を基本に雨水幹線整備を進め、ポンプ排水区域では時間当たり約 60 mm の降雨に対する雨水幹線整備を進めます。さらに、内水ハザードマップなどの被害予測や、整備水準を超える降雨への対応策を踏まえ、局地的大雨等の対策に係る計画を策定するなど水害を予防する取組を強化します。	・時間当たり約 50mm の降雨における雨水幹線等の整備率 【現状】65.1% 【目標】66.4% ・時間当たり約 60mm の降雨における雨水幹線等の整備率 【現状】56.7% 【目標】63.1%
②浸水予測情報の周知	市民に浸水の恐れがある地区の情報を提供するための内水ハザードマップ（北部方面）を作成・公表します。（南部方面は発表済み）	・内水ハザードマップの作成・公表（北部方面）
③河川の整備	市内を流れる一級、二級、準用河川のうち主要な 28 河川、延長約 85 km の区間について、当面、時間あたり約 50 mm の降雨に対応することを目標に、河川を改修します。	・河川改修による想定氾濫区域面積の削減（約 50mm/h） 【現状】575ha 【目標】540ha

第6章 環境側面からの基本施策

地球温暖化対策

～化石燃料に過度に依存しないライフスタイルへの転換～

2025 年度までの環境目標	市民・事業者・行政が一体となって、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入など、市民が快適に低炭素型の生活ができるまちづくりが進み、温室効果ガスの排出削減につながっています。
達成状況の目安となる環境の状況	<p>【温室効果ガス排出量】</p> <ul style="list-style-type: none">・2020 年度までに 2005 年度比で 16% 削減・2030 年度までに 2005 年度比で 24% 削減・2050 年度までに 2005 年度比で 80% 削減 <p>※「横浜市地球温暖化対策実行計画」(H26.3 改定)の目標</p>

目標設定の背景・根拠

- ・本市では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、我が国の温暖化対策やエネルギー政策をとりまく状況の変化を考慮し、低炭素化を通じた活力ある持続可能なまちづくりを目指して、平成 26 年 3 月に「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改定しています。
- ・市民・事業者・行政の全ての主体がエネルギーをより効率的に使用することはもちろんのこと、日常的に行われる市民生活や事業活動が、原子力発電や化石燃料に過度に依存しないようにするため、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを最大限活用し、温室効果ガスをできるだけ排出しない低炭素型のまちづくりを進めることができます。
- ・また、当面避けることができない気候変動による環境変化に、人や社会、経済のシステムを合わせることで地球温暖化の影響を軽減する「適応策」も求められています。

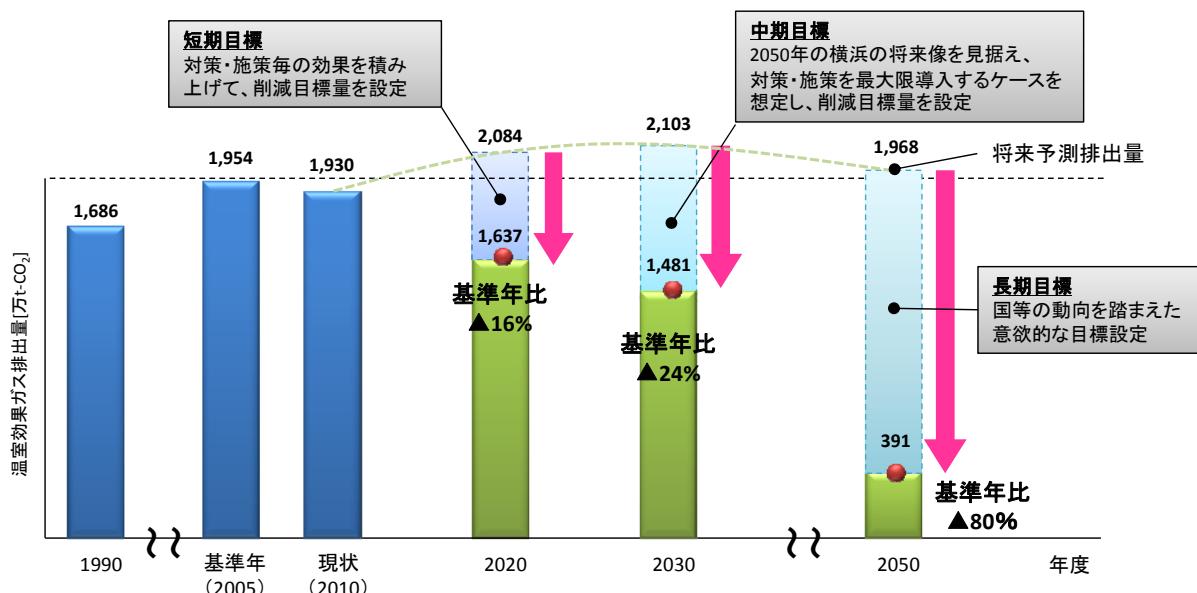


図 横浜市の温室効果ガス排出削減イメージ
(出典:「横浜市地球温暖化対策実行計画」)

現状と課題

横浜市の温室効果ガス排出状況

- 市内の2011年度の温室効果ガス排出量は、2,104万トン-CO₂(二酸化炭素換算)で、1990年度からの推移では25%増加、「横浜市地球温暖化対策実行計画」の基準年である2005年度との比較では8%増加しています。主な原因として、東日本大震災の影響により、火力発電所の稼働が増えたことが挙げられます。
- 温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の部門別構成比を見ると、家庭部門、業務部門の割合が大きく、これらの部門からの排出抑制が必要です。

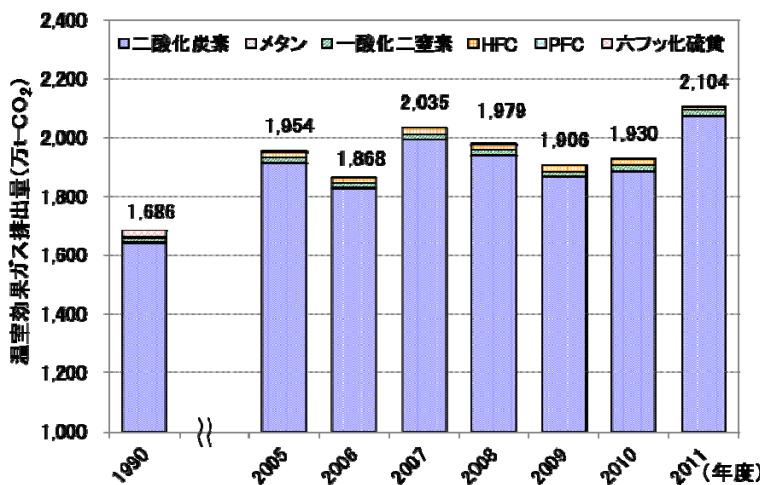


図 横浜市の温室効果ガス排出量の推移

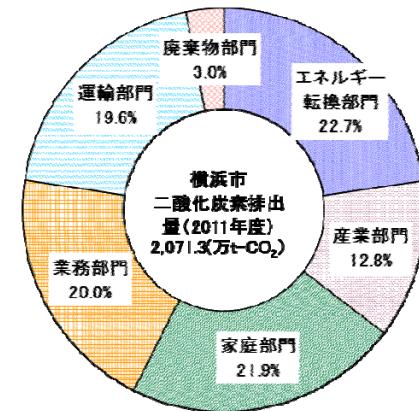


図 横浜市の二酸化炭素排出量の構成比

横浜市の取組状況

- 本市は、平成23年に国から選定された「環境未来都市」として、様々な先導的プロジェクトに取り組んでいます。平成22年4月に経済産業省の「次世代エネルギー・社会システム実証地域」に選定されたプロジェクトである「横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)」では、横浜市と民間企業とで協働し、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入、家庭・ビル・地域でのエネルギー・マネジメント、次世代交通の推進などに取り組んでいます。
- 世界の気候変動に関する最新の知見が集まる「IPCC(気候変動に関する政府間パネル)」第38回総会が、平成26年3月に、日本で初めて横浜市において開催されました。会議では、地球温暖化に関する新しい報告書が発表され、地球温暖化は「すべての大陸と海洋で影響を与えている」と強調、熱波による病気や死者の増加、水資源を巡る争いなどのリスクが示されました。
- IPCCの開催に合わせて、本市は、国と共催のシンポジウムや、市内18区での市民リレー講座を開催するなど、様々な温暖化対策の普及啓発に取り組んできました。



横浜で開催されたIPCC第38回総会

水素エネルギーの活用検討

- ・多種多様なエネルギー源から製造可能であり、利用段階で二酸化炭素を排出しない究極のクリーンエネルギーとして水素を活用した次世代のエネルギーインフラの展開が注目されています。平成26年に国が示した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」では、短期・中期・長期の目標を掲げ、段階的に水素社会の実現を目指して取り組むこととしています。
- ・水素エネルギーの活用に向けては、需要の喚起と供給の確保の両面から取り組むことが必要です。本市においても、FCVや燃料電池の普及を図るとともに、工業用途における水素の需要を把握することや、工業製品の生産過程で副次的に発生する水素（副生水素）の状況を把握するとともに、水素ステーションの整備に係る動向調査など、インフラを含めた供給体制についても検討していきます。

2017年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、
【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

取組方針	取組内容
	<ul style="list-style-type: none">・2020年度までは、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において、地球温暖化対策の促進に必要な制度や仕組みの整備、普及啓発による広範な意識向上とあらゆる主体による取組の開始に重点を置くこととしています。・中期4か年計画の重点施策として、家庭、業務、運輸などあらゆる部門において省エネの取組をさらに進めるとともに、再生可能エネルギーの導入やHEMSなどのエネルギーマネジメントシステム、エネルギー効率のよい住宅、建築物、低炭素交通の普及などを加速します。・環境管理計画では、主な施策を取り上げていますが、「地域活力の創出」「地域のアイデア・市民力」「取組の普及・展開」に資する施策については、実行計画を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの短期で具体化・検討する予定の取組をとりまとめた「環境モデル都市アクションプラン」において展開していきます。

(1) 低炭素なまちづくりに向けたエネルギーマネジメントの推進

主な取組	取組内容	取組目標
①横浜スマートシティプロジェクトの推進 【再掲】→p.46	HEMSの導入補助など次世代型住宅の普及に取り組みながら、地域のエネルギーマネジメントに関する国内最大規模の実証実験を市民参加型で行い、その成果を活用した低炭素な新しいライフスタイルを実践します。	・HEMSの導入促進
②みなとみらい 2050プロジェクトの推進 【再掲】→p.46,p.72	みなとみらい21地区において、地球温暖化対策やBLCP（業務・生活継続計画）への対応など、新しい要素をとり入れたスマートなまちづくりについて検討していきます。また、生物多様性に配慮した都市構造の実現を目指していきます。	・推進
③横浜グリーンバレーの推進 【再掲】→p.38	モデル地区である金沢臨海部の産業集積地域において、事業所間でエネルギー融通などを行うモデル事業の実施や、電力の見える化機器の普及など地域でエネルギー マネジメントを行う体制づくりを支援します。	・エネルギー グリッドの構築 ・産業団地の見える化

④横浜港の低炭素化 【再掲】→p.50,60	《トラック輸送の円滑化》 ITシステム等の活用や、コンテナラウンドユースの促進により、トラック輸送の円滑化を図ります。	・推進
	《港のスマート化》 港における①エネルギー利用の効率化②低炭素化③災害時における事業継続性の確保を目指し、再生可能エネルギー・マネジメントの導入等について検討します。	・推進
⑤水素エネルギーの活用検討	新たなエネルギーとして注目されている水素の市内における活用の可能性を検討するとともに、エネルギー循環都市の実現を目指して施策の検討を行います。	・検討

(2) 住宅・建築物の温暖化対策の促進

主な取組	取組内容	取組目標
①住宅用スマートエネルギー設備の普及促進 【再掲】→p.37	CO ₂ の排出割合が高い家庭部門におけるエネルギー・マネジメントを促進するため、既存住宅を対象に、HEMSの導入を軸とした燃料電池、太陽光発電などの設置補助を行います。	・HEMSなどの導入件数 【目標】6,000件《4か年》
②環境配慮型建築物の推進 【再掲】→p.51,p.62	新築建築物に対する環境配慮を進めるため、戸建住宅や2,000m ² 未満の建築物の任意の届出も含め、CASE横浜の普及を図ります。また、住宅の長寿命化や省エネ化を進めるため、長期優良住宅や低炭素建築物の認定制度の普及を図ります。	・推進
③住まいのエコリノベーションの推進 【再掲】→p.37,p.51	既存住宅のエコリノベーション（省エネ改修）を実践から学ぶ「アカデミー」の開催などを通じて、「横浜型エコリノベーションモデル」を発信し、住まいの温暖化対策を推進します。	・住まいの横浜型省エネ改修モデルの構築・推進
④公共建築物の省エネ化の推進 【再掲】→p.51	《省エネ改修の推進》 公共建築物の更なる省エネ化を推進するため、民間のノウハウを活用して設備の省エネ改修を行うESCO事業や、長寿命化対策工事の際に省エネの要素をプラスする改修を行うほか、地中熱利用空調設備の省エネ効果等を計測検証する実証実験を行います。	・推進
	《木材利用の促進》 市内の公共建築物の整備において、積極的に木材の利用を促進し、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、CO ₂ の排出抑制及び建築物等における炭素の蓄積を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養などに貢献します。	・推進

(3) 公共施設における未利用エネルギー等のさらなる活用検討・導入

主な取組	取組内容	取組目標
①下水道施設及びごみ焼却施設における再エネ・未利用エネの活用	《下水汚泥のエネルギー・資源化》 下水汚泥の燃料化、消化ガス発電、焼却灰の改良土利用など多様な手法で下水汚泥のエネルギー・資源としての有効活用を進めます。	・消化ガス発電の推進 ・汚泥燃料化の推進
	《下水道の資源、資産の活用》 下水道施設の上部空間を利用した太陽光発電を導入し、平時は固定価格買取制度を活用し外部に提供するとともに、被災時には非常用電源として活用します。	・神奈川水再生センターなどの太陽光発電事業
	《焼却工場における熱利用》 焼却工場において、ごみ焼却に伴い発生する熱を利用して発電を行い、発電された電力を工場内で利用するほか、余熱利用施設などに供給し、残りを余剰電力として電気事業者へ売却することで、CO ₂ の排出削減につなげます。	・余剰電力の売却によるCO ₂ の排出削減
②生ごみ等の減量化・資源化推進事業 【再掲】→p.88	燃やすごみの中に多く含まれる生ごみについて、手つかず食品等の削減、排出時の水切り徹底、土壤混合法等の取組を推進します。また、生ごみ等のバイオガス化の実現可能性を検討します。	・生ごみ等のバイオガス化の実現可能性を検討
③使用済食用油のバイオディーゼル燃料の活用	市内小学校から回収した使用済食用油を福祉施設でバイオディーゼル燃料に精製し、水再生センターや市営バスなどの燃料として使用します。また、福祉施設への作業委託による障害者の社会参加への支援や、小学校での環境教育の推進にも寄与します。	・重油及び軽油の代替使用 【目標】640kL《4か年》
④水道施設における再生可能エネルギーの推進	水を供給する過程において未利用だった水力エネルギーを有効活用するため小水力発電の普及拡大に努めています。また、浄水場内のろ過池や沈殿池等の水道施設上部の有効活用として太陽光発電も設置しています。	小水力、太陽光発電の設置 【目標】504kW ※2014～2015年度まで
⑤特別避難場所への再生可能エネルギーの導入	特別避難場所（福祉避難所）に太陽光発電と蓄電池を設置し、災害時に安定した特別避難場所として機能する環境を整備することで、再生可能エネルギーの導入を拡大するとともに、災害時のエネルギー確保と平常時の省エネを推進します。	・公設施設への導入 【目標】35施設 ※2014～2015年度まで
⑥横浜市風力発電所（ハマウイング）の活用	ハマウイングをより広くPRすることで再生可能エネルギーのさらなる普及を促進します。また、設備の適切な維持管理により安定的な稼働に努めます。	・発電量 【目標】880万kWh《4か年》 ・見学者数 【目標】6,500人《4か年》

今後のエネルギー政策

再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入を進めることは、地球温暖化対策のみならず、地域における多様なエネルギー源の確保や横浜の成長をけん引する環境・エネルギー産業の育成といった観点からも重要です。

エネルギーの大量消費地である横浜にとって、都市に必要なエネルギーの確保は、市民生活や企業活動を継続するうえで極めて重要であり、本市として、こうしたニーズや国の動向などを踏まえながら、省エネ住宅や低炭素交通の普及、効率的なエネルギー管理等の様々な分野でエネルギー施策を進めていく必要があります。

今後は、総合的なエネルギー対策を進めるためのアクションプランを策定し、エネルギーの自立化・分散化、都市活動から生じる下水や廃棄物等に含まれる未利用エネルギーや利用時にCO₂を排出しないクリーンなエネルギーである水素エネルギー等の積極的な活用、地域におけるエネルギー融通の導入に向けた検討等を進めます。

《国の動向》

エネルギー政策は、国民や事業者の理解・協力のもと、中長期的な視点で総合的かつ戦略的に推進する必要があります。我が国のエネルギー政策の方向性を示す新たな「エネルギー基本計画」は、平成26年4月に閣議決定されました。計画では、今後の電力の自由化や、水素社会の実現、原子力発電の依存度などが示されています。

水素エネルギーの活用検討

水素は、多種多様なエネルギー源から製造可能であり、利用段階でCO₂を排出しない究極のクリーンエネルギーとして、エネルギーの安定的な確保や環境負荷の低減などに大きく貢献することが期待されているエネルギーです。

《水素の主な活用方法》

●燃料電池自動車 (FCV : Fuel Cell Vehicle)

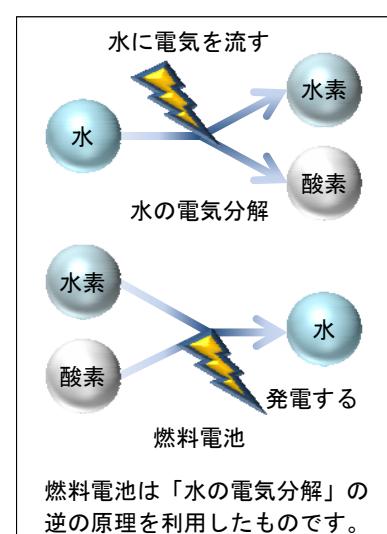
水素と空気中の酸素を化学反応させて、発電した電気を利用して走行する車両です。燃料電池自動車は、走行時にCO₂、NO_xなどを一切排出せず、水だけを排出します。

●定置用燃料電池 (家庭用 (エネファーム) 及び業務・産業用)

都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて、電気と熱を発生させるコジェネレーション・システムです。化学反応から電気エネルギーを直接取り出すため、エネルギーロスが少なく、電気と熱の両方を有効利用することによりさらにエネルギー効率を高めることができるシステムです。

《水素は正しく管理すれば安全なエネルギー》

水素には、反応しやすい=燃えやすいという特徴がありますが、軽いというもうひとつ特徴を用いて、適切に上方へ換気して拡散させるなど、特徴を正しく理解し、正しく使いこなせるように安全対策が幾重にも施されています。



燃料電池は「水の電気分解」の逆の原理を利用したものです。

(4) 低炭素交通の普及促進 【再掲】→p.94

主な取組	取組内容	取組目標
①燃料電池自動車（F C V）の普及促進 【再掲】→p.37,p.50	CO ₂ を排出しない究極のクリーンエネルギーとして期待される水素の活用に向けて、燃料電池自動車（F C V）の普及を図るため、普及啓発や公用車への率先導入、水素ステーション整備に係る動向調査などを実施します。	・ F C Vの普及台数 【目標】200台《4か年》 ・ 公用車・市営バスへの率先導入 ・ 水素ステーション整備に係る動向調査
②超小型モビリティなど次世代交通の推進 【再掲】→p.50	運輸部門におけるCO ₂ の排出を削減するため、国や民間事業者と連携しながら、超小型モビリティを活用した大規模カーシェアリングなど次世代交通の取組を推進します。	・ 推進
③自転車や公共交通への利用転換の促進 【再掲】→p.49	《横浜都心部コミュニティサイクル事業》 都心部における利便性、回遊性を高め、都心部の活性化や観光振興に寄与するとともに、自家用車からの転換を含めた低炭素化に寄与する取組としてコミュニティサイクルの本格実施を進めます。 《モビリティマネジメントの推進》 過度にマイカーに頼る生活から、徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への自発的な転換を促す取組を進めます。	・ 推進 ・ モビリティマネジメントの実施 【現状】17件《累計》 【目標】12件《4か年》
④横浜港の低炭素化 【再掲】→p.50,p.57	《荷役機械や船舶からのCO ₂ 排出削減》 エコ船舶やハイブリッド型トランスクレーン等を導入し、CO ₂ 排出を削減します。 《「ゆっくり走ろう！横浜港」の推進》 エコドライブを推進し、また、グリーン経営認証の取得・更新を奨励していきます。 《「グリーン物流」の推進》 内航船、はしけ、鉄道など環境にやさしいグリーン物流を推進していきます。 《トラック輸送の円滑化》 ITシステム等の活用や、コンテナラウンドユースの促進により、トラック輸送の円滑化を図ります。 《臨港道路網の整備》 臨港道路網の整備を進め、渋滞解消により、温室効果ガスの削減につなげます。	・ 推進 ・ グリーン経営認証の取得支援 【目標】40社《4か年》 ・ 推進 ・ 推進 ・ 推進

横浜が進める低炭素交通

低炭素都市を目指すうえで、CO₂排出量の約20%を占める運輸部門の低炭素化は重要であり、自動車・鉄道等の交通車両自体の低炭素化や、低炭素な交通インフラの整備、交通利用者の意識向上など、様々な主体が協力し、取り組むことが必要です。

本市では、交通・環境行政を担う自治体として、燃料電池自動車や電気自動車、天然ガス自動車などの普及、自転車や公共交通への利用転換促進、エコドライブの普及啓発、新たな交通（LRTなど）の導入検討などに取り組んでいます。



EVカーシェアリング



EV充電器の設置



超小型モビリティ



燃料電池自動車



コミュニティサイクル「baybike」



環境配慮型タグボート

(5) 温室効果ガス削減に有効な制度や仕組みの構築

主な取組	取組内容	取組目標
①地球温暖化対策計画書制度の着実な運用	市内で温室効果ガスを一定規模以上排出する事業者は、地球温暖化対策計画の作成・提出と実施の報告などを行います。横浜市は、計画及び報告内容の公表・評価等を行うことで、温室効果ガスの排出抑制の促進を図ります。	・制度の着実な運用
②公共施設のエネルギー・マネジメント	インターネット(YCAN)上のシステム(エネルギー・カルテシステム)を適切に運用し、進ちょく管理を効率的に行うことで、市域における温室効果ガスの大規模排出者である市役所の事務事業における温室効果ガスの排出削減を支援します。	・「横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)」の目標達成
③横浜市環境マネジメントシステムの推進 【再掲】→p.33	横浜市独自の環境マネジメントシステムを導入し、環境負荷の低減、環境行動の推進に取り組みます。	・推進
④環境配慮型建築物の推進 【再掲】→p.51,p.57	新築建築物に対する環境配慮を進めるため、戸建住宅や2,000m ² 未満の建築物の任意の届出も含め、CASE横浜の普及を図ります。また、住宅の長寿命化や省エネ化を進めるため、長期優良住宅や低炭素建築物の認定制度の普及を図ります。	・推進
⑤再生可能エネルギー導入検討報告制度の運用	大規模な建築物の新築・増改築(床面積2,000 m ² 以上)時に、再生可能エネルギーの導入検討並びに検討結果の報告を求め、導入の促進を図ります。	・制度の着実な運用 ・制度の拡充を検討
⑥環境分野における市内中小企業の成長支援 【再掲】	・「環境と経済(1) 環境分野における需要の創出を通じたビジネスチャンスの拡大」【再掲】→p.37 ・「環境と経済(2) 環境分野における市内企業の技術革新(イノベーション)推進」【再掲】→p.38	・推進
⑦国内外の都市との低炭素連携の推進 【再掲】→p.40	《国内都市等との連携》 「環境未来都市」構想推進協議会や九都県市地球温暖化対策特別部会等のネットワークを活用し、温暖化施策に関する情報交換を行い、連携を進めます。また、北海道下川町をはじめとする自治体等と連携し、カーボン・オフセットをはじめとする温暖化施策の地域間連携の促進を行います。 《国外都市との連携》 姉妹・パートナー都市や世界大都市気候変動グループ(C40)、アジア太平洋都市間協力ネットワーク(CITYNET)などを通じ、横浜スマートシティプロジェクトやY-PORT事業を軸に海外都市と連携を図ります。	・九都県市間の情報交換 ・地域間の連携 ・海外都市との連携

(6) 市民のライフスタイル変革に向けた「エコ活。」普及

主な取組	取組内容	取組目標
①ヨコハマ・エコ・スクール（Y E S）の展開 【再掲】→p.32	ヨコハマ・エコ・スクール（Y E S）という統一的なブランドのもとに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政などが実施する「エコ活。」を含む環境・地球温暖化問題に関する様々な講座、イベントなど学びの場や活動を市民に提供します。	・Y E Sの講座開催（認定） 【目標】250回/年
②「エコ活。」の推進 【再掲】→p.32	《こども「エコ活。」大作戦！》 小学生が夏休み期間中、エコライフ・チェックシートを活用し、家庭・地域での環境行動に取り組みます。また、本事業に賛同していただける企業からの寄附を国連の食糧支援機関を通じて、海外や国内の森林再生などの取組に役立てます。	・参加児童数 【目標】32,000人/年
	《環境家計簿の活用》 環境家計簿をはじめとする様々なツールを活用して、暮らしの中でのエネルギーなどの使い方に対する意識を高めます。	・エネルギーとCO ₂ の見える化の推進

コラム

「エコ活。」で地球環境を守ろう！

こども「エコ活。」大作戦！とは、市内の小学生の児童の皆さんのが夏休み中、地域や家庭で省エネや生物多様性、3Rをテーマとした環境行動に取り組むものです。

こども「エコ活。」大作戦！では、小学生の皆さんの取組を応援したい企業の方が、お金を寄附してくれています。集まったお金は、国連の食糧支援機関「国連WFP」が行っている、中央アジアのタジキスタン共和国での植樹活動と東日本大震災で被災した東北の海岸林を再生するプロジェクトに役立てられます。児童の「エコ活。」が国内外の環境保全へつながる取組です。



結果発表会の様子

協賛金による取組



タジキスタン共和国の学校での果樹植樹
(写真提供: ©WFP)



宮城県での海岸林再生プロジェクト
(写真提供: 公益財団法人オイスカ)

気候変動の影響に対する適応

世界の平均気温は1906~2005年の100年間で0.74°C上昇、海面水位は20世紀を通じて17cm上昇しており、近年になるほど地球温暖化の傾向が加速しています(右下図)。

横浜の平均気温も1901~2011年の観測結果によると、100年間あたり約2.7°Cの割合で上昇しています(左下図)。

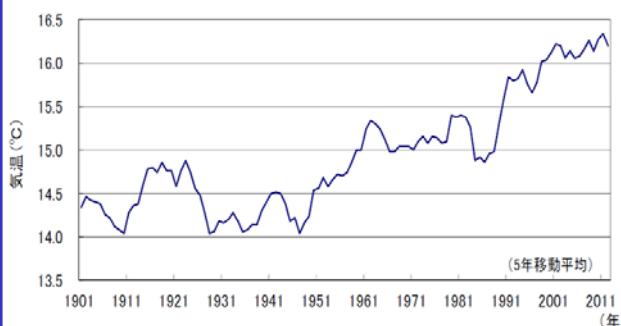


図 横浜市の年平均気温の変化
(出典：横浜地方気象台)

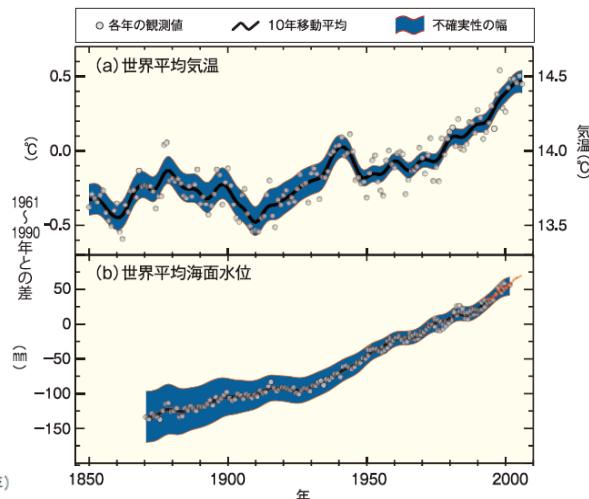


図 世界の気温、海面水位の変化
(出典：IPCC, 2007: IPCC 第4次評価報告書統合報告書)

気温の上昇に伴い、農作物への被害、海洋生物の生息域の移動、大雨の増加、熱中症の増加など、地球温暖化が原因と考えられる様々な影響が私たちの生活にも及んでいます。IPCC第4次評価報告書では、気温の上昇量とそれに伴う主要な影響を報告しており、可能な限り地球温暖化を緩和することが、必要であることがわかります(右図)。

地球温暖化に対する対策は大きく分けて2つあります。1つは、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応策」です。

今後は、このような気候変動とそれに伴う影響がある程度避けることができないとする前提に立ち、可能な限りその影響を軽減する対処として、「適応策」が求められています。

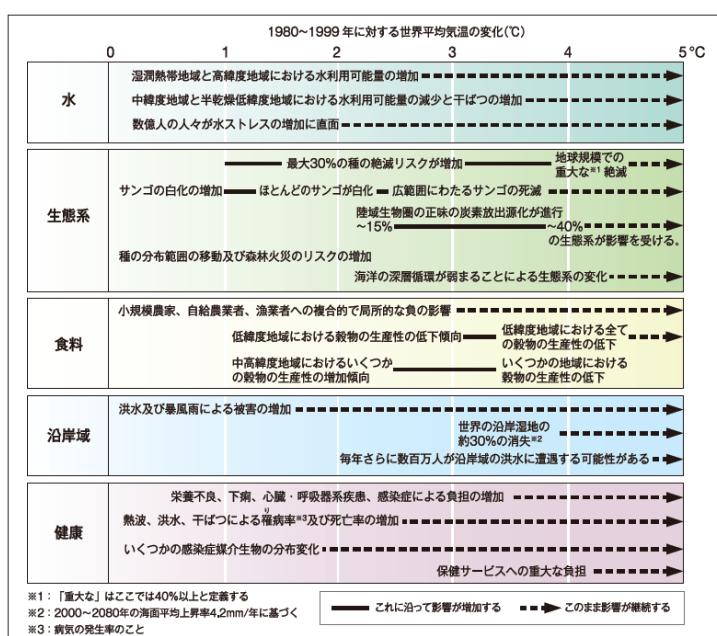


図 世界平均気温の変化に対応した主要な影響
(出典：IPCC, 2007: IPCC 第4次評価報告書統合報告書)

緩和策	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制や、ヒートアイランド現象の原因となる人工排熱の低減を行う。
適応策	既に起こりつつある、あるいは起こりうる地球温暖化の影響に対して、人や社会、経済のあり方を調整することで、可能な限りその影響を軽減する。

横浜市が取り組んでいる主な適応策



防災情報などの提供強化【上図】

大雨や地震などの防災情報や、高温注意報、熱中症予防情報をリアルタイムでいち早く提供することにより、短期的な影響を应急的に防止・軽減します（→主な取組 p.107）。



熱環境モニタリング

【右図】

温暖化に伴う暑熱による影響に対して、夏季の気温観測、街区・緑地等における詳細な熱環境調査（右図）を実施するなど、継続的なモニタリングを行い、情報提供を行うとともに暑熱への適応策を検討していきます。（→主な取組 p.107）。



緑のカーテン【上写真】

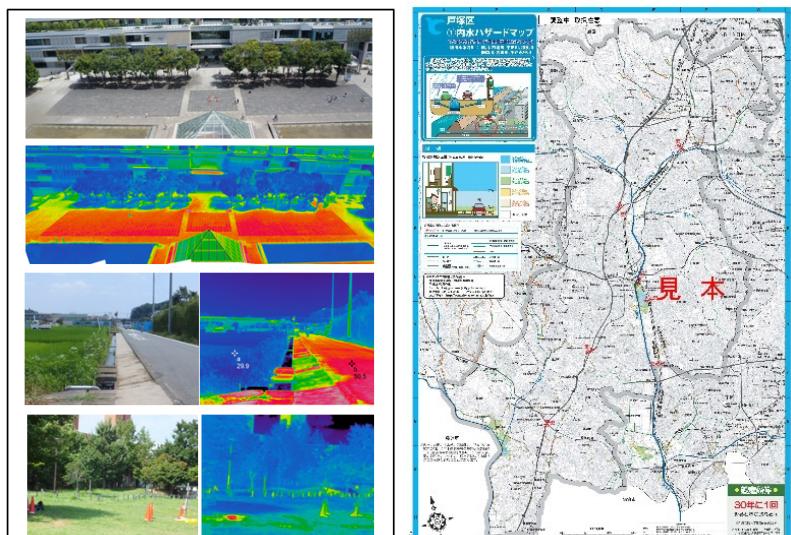
たくさんの茂った葉が窓から入る直射日光を遮るために、室内の温度上昇を抑え、熱中症対策になります。また、建物の壁などに熱を蓄積させないため、ヒートアイランド現象の緩和にも効果があります（→主な取組 p.31）。

生物多様性のモニタリング【左写真】

継続的にモニタリングを行うことで、気候変動の自然生態系への影響がどの程度進んでいるのか、生物多様性の施策へ効果的に反映を実施します（→主な取組 p.71）。

内水ハザードマップ【下図】

大雨の際に下水道や水路などからあふれて浸水する恐れのある区域を指定したマップ。市民の自助・共助を促進し、浸水被害の最小化を図ります（→主な取組 p.52）。



生物多様性

～身边に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし～

2025 年度 までの 環境目標	<ul style="list-style-type: none">誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。生き物の重要な生息・生育環境である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・みどり環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。「市民・企業の主体的な行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。
達成状況の 目安となる 環境の状況	<ul style="list-style-type: none">生物多様性に関心を持ち、身近な問題として考える市民の増加多様な動植物などの生物の生息・生育環境の保全の推進企業による生物多様性の取組の増加

目標設定の背景・根拠

- 市民、企業が主体的に行動するためには、生物多様性の大切さを理解し、身近な問題としての意識が必要です。
- 「横浜みどりアップ計画」(計画期間：平成 26-30 年度) を主体とした継続的な取組を進め、豊かな生物多様性を実現します。
- 国内最大の基礎自治体として、企業の経済活動や市民の消費行動への波及を視野に入れた取組が求められます。

現状と課題

生き物を取り巻く環境

- 横浜市は、急速な都市化の進展により、生き物の生息・生育環境である多くの樹林地や農地などが失われました。その結果、大規模な緑を必要とする猛きん類や草地にすむ鳥類などが大きく数を減らし、動植物の種数自体も少なくなっています。また、生息・生育環境の孤立化・分断化により、生き物同士のつながりも希薄になっています。
- 緑の 10 大拠点を中心とした樹林地や農地などは、横浜における生き物の貴重な生息・生育地です。また、10 大拠点の周辺地域は、バッファー（緩衝）的役割、生き物の移動範囲などを考慮すると重要な役割を有しています。
- 市街化区域は、本来、都市化すべき区域として位置付けられていますが、場所によっては、市街化調整区域内の緑地や水辺と一体となって生き物の重要な生息・生育環境となっているところもあります。都心部などは、郊外部と比べて規模の大きな緑環境は少ないものの、身近に様々な生き物を感じることができる場所の整備が進められています。
- 下水道の普及拡大や事業所での排水規制指導などにより、水質汚濁が改善し、水質は向上して魚類、鳥類など多くの生き物が戻りつつあります。また、多自然川づくりも進んでおり、堤防敷地や河川の流路付近での植生の回復も見られます。しかし、外来種が増加傾向にあることが、生物相調査で報告されています。

一方、中小の河川では日常の水量が減少傾向にあり、生息・生育環境としては劣化している場所もあります。

- ・海域の水質は緩やかに改善する傾向にあり、有機汚濁の指標である COD や富栄養化の原因となる全窒素及び全リンについては、環境基準に適合する地点が増えてきました。一方で、海底には汚濁物質が溜まり、生き物の生息・生育環境としての改善は進んでいません。特に、夏季の海底付近は酸素が少ない状態となり、限られた種類の生き物しか生きられない環境になっています。海域では水質の改善だけでなく、底質環境の改善も含めた総合的な取組が必要となっています。

市民意識

- ・平成 25 年 7 月に実施した『環境に関する市民意識調査』において、「近年、生物多様性の危機が問題として挙げられていますが、身近な問題と思うか」と尋ねたところ、「とても身近な問題だと思う」「ある程度身近な問題だと思う」と回答した人が 51.6% であり、約半数に留まっています。また、「わからない」と回答した人も 2 割を超えています。
- ・生物多様性の大切さを理解し、行動へつなげるため、市民団体・企業等と連携した効果的なプロモーションを進める必要があります。

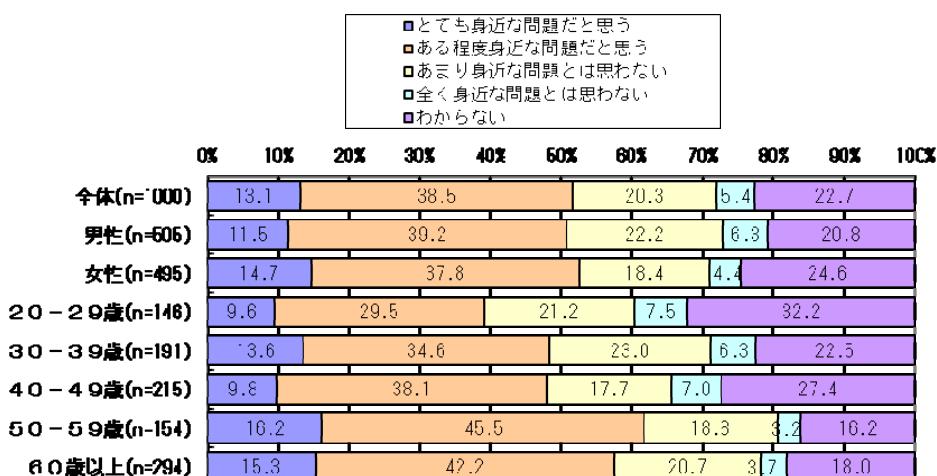


図 「生物多様性の危機を身近な問題と思うか」

(出典 :「平成 25 年度 環境に関する市民意識調査」)

横浜市の生き物データの把握と生き物指標

- ・生物多様性の保全を進めるためには、生き物の生息域や生息数など現状や変化を科学的知見に基づき、把握することが必要です。陸域調査については、近年、市による調査は実施しておらず、データが不足していたことから、2012 年度から、調査地点を設けてモニタリングを開始しました。また、市民や NPO などが、地域を定め主体的に調査を行っています。
- ・様々な主体が実施している調査結果を集約し、共有できるような仕組みが存在しないことも課題です。今後は、行政が市民、活動団体、企業などが主体的に行う調査と連携を図るとともに、調査結果を集約し、共有できるようデータバンク化を進めるなどの役割を果たす必要があります。また、市民が身近な環境に生息・生育する生き物の現状に关心を持ち、自ら調べ、身近な環境の改善に生かしていくことや、生き物に関する啓発を担うことができる人材を育成することも必要です。

外来種の状況

・市内では、近年、外来種（自然分布範囲以外の地域または生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物）が生態系や人間、農作物へ被害を及ぼすケースが増えています。

このような被害を及ぼす外来種のうち、特に影響が大きいと考えられる生物は、外来生物法(正式名称:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、平成17(2005)年施行)によって「特定外来生物」として指定されており、飼育や運搬などが禁止されています。また、外来生物法の規制の対象外ですが、生態系への悪影響を及ぼしうる外来種が「要注意外来生物」として、選定されています。

特定外来生物のうち、アライグマについては、神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施しています。また、タイワンリスについては、捕獲器の貸し出し等による捕獲支援を実施しています。

また、外来種について正しく理解してもらうために、普及啓発を推進します。

横浜市の取組状況「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマb プラン）」

・本市では、平成23年4月に「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマb プラン）」を策定し、横浜の地域特性を踏まえた生物多様性の保全と創造の取組を進めてきました。その後、平成23年10月に「生物多様性自治体ネットワーク」が設立され、横浜市は第2期の代表自治体自治体を努めました。なお、国内外の動向としては、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されるなど、生物多様性を取り巻く状況は大きく変動しています。

表 生物多様性を取り巻く主な国内外の動向

年月	内 容
平成22年10月	「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が名古屋で開催され、2020年までの「愛知目標」などを採択
平成23年4月	本市が「ヨコハマb プラン（生物多様性横浜行動計画）」を策定
平成23年9月	「国連生物多様性の10年日本委員会」が設立
平成23年10月	「生物多様性自治体ネットワーク設立総会」が名古屋で開催され、同ネットワークが設立。横浜市が第1期の副代表に選出
平成23年10月	「生物多様性地域連携促進法」が施行
平成24年6月	「リオ+20（国連持続可能な開発会議）」がブラジル・リオデジャネイロで開催
平成24年7月	本市が「横浜つながりの森」構想を策定
平成24年9月	「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定
平成24年10月	「生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）」がインド・ハイデラバードで開催
平成24年11月	本市が生物自治体ネットワークの第2期の代表に選出

2017年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性に関する施策は広範に渡りますが、展開にあたっては、子どもたちが「生き物に触れ、感性を豊かにする」ことに主眼を置きます。 「b-プロモーション」をはじめ、「ヨコハマ生き物探検」、生物多様性の宝庫である「つながりの森」や「つながりの海」の取組、地域の特性に応じた「生き物にぎわう環境づくり」などを重点的に推進します。
------	--

(1) 普及啓発

主な取組	取組内容	取組目標
①環境行動の実践に向けた広報・啓発 【再掲】→p.31	市民、企業、活動団体などの参加により、環境について楽しく、分かりやすく学べるイベントを開催します。	・推進
②生物多様性でYES! 【再掲】→p.32	生物多様性に関心を持ち行動する子どもたちを一人でも多く増やせるよう、出前講座など、様々な機会を通じて生物多様性に関する講座等を実施します。	・参加者数 【目標】10,500人/年
③環境教育に携わる指導者への支援	生物多様性や地球温暖化など環境教育に関する指導者への支援を図ります。	・推進
④動物園等における環境教育 【再掲】→p.32	各動物園や繁殖センターで教育普及活動等を通じて、生物多様性の普及啓発を進めます。特に金沢動物園では、「横浜つながりの森」の立地を生かし、環境ボランティアや教員などとの連携強化を図り、環境教育に取り組みます。	・環境教育事業数 【現状】350件 【目標】330件
⑤生物多様性に配慮した消費行動	生物多様性に配慮した製品・サービスの購入、原材料購入の取組紹介、地産地消の推進など、市民・企業等に対し啓発を進めます。	・推進
⑥「横浜つながりの森」におけるエコツーリズム 【再掲】→p.30,39	活動団体や地域の人々などと協働して、「横浜つながりの森」の魅力を伝え、価値を理解してもらうことで保全につなげます。 また、安全性や自然環境への影響に配慮したルール（マナー）について普及啓発を行います。	・推進
⑦体験フィールドの活性化～横浜の森プロモーション～	横浜自然観察の森、金沢自然公園、上郷・森の家を「横浜つながりの森」の拠点施設とし、それぞれの特徴を生かして、連携することにより、「横浜つながりの森」の利用を促進し、支えていく人を生み出す流れをつくります。また、各施設の機能強化を図るとともに、区や関連団体と連携し、横浜の森プロモーションによる魅力アップを推進します。	・推進
⑧市民の守りたい、伝えたい谷戸環境の広報	「生き物の生息・生育空間」「歴史や文化」「子育てや福祉」「環境教育」「景観」などの観点から横浜の谷戸環境を広報し、市民の共通理解を深めます。	・推進
⑨府内横断による谷戸環境の積極的活用	横浜市の子育て・福祉、健康、地産地消・食育や農業体験、環境教育など、谷戸環境をフィールドとして活用していきます。	・推進
⑩活動団体への支援 【再掲】→p.31	身近に生き物を感じることができる活動や生物多様性の保全など環境活動を支援します。また、引き続き、活動助成制度や活動団体等への表彰により支援します。	・推進

主な取組	取組内容	取組目標
⑪多岐にわたる分野とのコラボレーションの推進 【再掲】→p.30	身近にある水田や里山、海などに関心を持つもらうため、コンサートなどのイベント、健康づくり、福祉施設との連携など、多岐にわたる分野とのコラボレーションによりきっかけづくりを幅広く行います。	・推進
⑫連携・交流のプラットフォームづくり 【再掲】→p.31	企業や活動団体などを対象とした連携・交流のプラットフォームづくりや、身近なエリアやテーマを絞った事例発表会・交流会の開催により、情報交流や連携、技術力アップなどにつなげていきます。	・推進
⑬森を支えている活動団体のつながりの強化	森を支えている活動団体が参加し、情報交流、意見交換などができる場を設けます。また、関心のある個人が活動団体と交流できる場を設けることにより、団体どうしのネットワークづくりと共に裾野の拡大にも取り組み、市民主体の保全活動の推進につなげていきます。	・研修など交流の場の提供
⑭「横浜つながりの森」の調整機能の充実・体制の強化を推進	金沢自然公園や横浜自然観察の森、上郷・森の家の連携、情報の一元化を図るために、調整機能を充実させます。さらに、「横浜つながりの森」における各取組を推進するための体制を強化します。	・推進
⑮外来種に関する普及啓発	在来の生物の生息・生育環境を守るため、外来種についての普及啓発（リーフレットの発行や講演会・学習会の開催等）を進めます。	・推進

(2) 保全・再生・創造

主な取組	取組内容	取組目標
①瀬上池の生物多様性を守る～瀬上池の未来づくり～	保全管理計画に基づく樹林地の管理を進めるとともに、土砂流入対策や計画的な樹林地管理等の環境改善事業を連動させながら、市民との協働による維持管理を行い、瀬上池の未来づくりに向けた取組を推進します。	・推進
②生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上 【再掲】→p.76	防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備を推進します。	・法面の整備 【目標】8か所 《4か年》
③横浜に生息する生き物体験施設の整備	「横浜つながりの森」に位置する金沢動物園において、横浜や日本の森に生息する動物や昆虫などの生き物を間近に体験し、生物多様性を実感できる施設として再整備を進めます。また、様々な環境技術の紹介、市民と協働した環境保全事業を推進します。	・推進
④アライグマ・タイワシリスによる被害への対策	アライグマ及びタイワシリスの捕獲支援の取組を進めます。	・推進
⑤旧小柴貯油施設跡地の公園活用	「縁からつくり育む環境体感公園」を基本テーマに、森市民が憩い、集い、楽しむとともに、や生物多様性にも配慮した公園を目指します。	・工事・着手
⑥多様な生き物を育む場づくり（アユが遡上する川づくり） 【再掲】→p.78	生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を図るために、アユを指標種として、遡上及び生育環境の整備手法等を検討し、全市展開を目指します。	・帷子川モデルプランの策定

主な取組	取組内容	取組目標
⑦指定・登録文化財の保護育成	国指定天然記念物ミヤコタナゴ保護育成のため、保護増殖事業や生息環境保全に関する調査を実施します。また、こども自然公園のゲンジボタル及びその生息地を保全します。	・推進
⑧国際的な希少動物の保全の取組と国際貢献	国際的な絶滅の危機にひんする動物の生息域外施設下での個体群確立や生息地における個体数増加を目標に飼育下繁殖に取り組むとともに、野生復帰活動や国際保全計画への参加等、国際貢献を進めます。	・推進
⑨横浜市及び国内に生息する希少動物の保全の取組	繁殖期に横浜市内にも飛来するミゾゴイ（絶滅危惧種）や市内に生息するカエル等の動物種の飼育・生物多様性に関する研究を行なうことで、「横浜つながりの森」での動物保全、啓発活動に貢献します。また、国内絶滅危惧種となっているライチョウ等について、飼育下（生息域外）での個体群確立や生息地における個体数増加を目標に、飼育下繁殖に取り組みます。	・推進
⑩希少動物の保全に関する研究の推進	希少野生動物の亜種判定や個体間、種間の近縁関係、雌雄判別等のため遺伝子解析を行うとともに、繁殖生理明のための性ホルモン動態分析等の研究を行います。また、動物の配偶子・遺伝子の収集や凍結保存を行い、遺伝資源の確保をするとともに、人工授精等に取り組みます。	・繁殖センターが行う 研究件数 【現状】32件 【目標】40件
⑪身近な動物・傷病鳥獣に関する啓発の推進	金沢動物園において、地域の貴重な生き物の他、「横浜つながりの森」に生息する身近な生き物を展示するとともに、市民から持ち込まれ、保護している野生傷病鳥獣の展示・啓発活動を充実させます。さらに、園内の動物病院を野生傷病鳥獣の保全普及センターとして機能拡充します。	・講座回数 【目標】20回《4か年》

(3) しくみづくり

主な取組	取組内容	取組目標
①生物調査データの一元化（データベース化）と活用	市民協働、専門団体や専門家により得られた生物調査を一元化し、産学民官の連携によりデータバンク化します。また、データバンクは公開し、市民が活用できると共に生物多様性等に関する施策に活用します。	・データバンクの整備・活用
②市民参加の生き物調査の推進	小学生、市民団体等との協働により生き物調査を継続的に実施・推進します。市民に対し、横浜の生物多様性への理解を深め、行動するための啓発・学習ツールとして活用します。	・市内全域で実施
③生物生息状況モニタリング調査 【再掲】→p.97	本市による陸域、海域・河川域における生物調査を継続的に実施します。また、得られたデータは、指標などによる評価手法の検討、施策を検討する際の科学的根拠や生物多様性の主流化等に活用します。	・継続実施
④地域特性に応じた保全等の検討	「緑の10大拠点」やその周辺、都市化が進む市街地など地域の特性に応じた生物多様性の保全、再生、創造の方策を検討します。	・検討

(4) まちづくりと経済活動

主な取組	取組内容	取組目標
①エキサイトよこはま22における環境取組の推進 【再掲】→p.46	横浜駅周辺の将来像を見据えたまちづくりの指針として地元と共有する「エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）」において、平成24年度に改定した「まちづくりガイドライン」に基づき、生物多様性に配慮した樹種・緑・ビオトープなど、多様な水・緑の創出等、環境問題に対応した先進的なまちづくりを目指します。	・推進
②みなとみらい2050プロジェクトの推進 【再掲】→p.46,p.56	みなとみらい21地区において、地球温暖化対策やBSCP（業務・生活継続計画）への対応など、新しい要素をとり入れたスマートなまちづくりについて検討していきます。また、生物多様性に配慮した都市構造の実現を目指していきます。	・推進
③みなとみらい21中央地区の公共空間への緑化推進 【再掲】→p.46	歩道への街路樹の補植や地区全体の新たな緑化計画の検討などに取り組み、働く方、訪れる方にとって快適なまちづくりを進めます。	・推進
④京浜臨海部の海づくり 【再掲】→p.48	人工干潟の生き物の生息状況調査や管理手法の検討、施設のビオトープ整備などによる地域の環境価値の向上を目指します。	・推進
⑤都心臨海部の海づくり 【再掲】→p.48	山下公園前で水質浄化に向けた生物環境改善の実証実験を民間企業と連携し実施します。 また、海づくりの取組を広く周知するため、トライアスロンなどのイベント時に、プロモーション活動を行います。 内港地区において、浅場・アマモ場形成の実験を進めていくとともに、横浜港の環境を次世代に引き継いでいくため、今後の展開を検討していきます。	・推進
⑥金沢区野島海岸周辺の海づくり 【再掲】→p.48	地域の豊かな自然環境や歴史を知る取組を実施するとともに、野島青少年研修センターを体験学習の場として活用します。 また、金沢湾周辺エリアで生物などの調査を実施します。	・推進
⑦金沢区白帆地区の海づくり 【再掲】→p.48	東京湾再生推進会議海域対策分科会が主催する「東京湾UMIプロジェクト」により、企業等によるアマモ場の再生活動を進めるとともに、環境学習の場として利用するなど、環境保全の場として充実を図ります。	・推進
⑧企業の環境行動の広報 【再掲】→p.30	企業が主体的に行う地球温暖化対策や生物多様性などの取組について、表彰制度等を活用し、積極的に広報します。	・推進

水とみどり

～自然の恵みを享受できる環境の保全・再生・創造～

2025 年度 までの 環境目標	<ul style="list-style-type: none">樹林地や農地などのまとまりのあるみどりが保全されるとともに、都心部などの市街地で新たなみどりが創造されています。土地利用の改善や雨水浸透ます等の普及により、雨水の浸透が進むことで、地下水のかん養、わき水の増加、河川や水路の水量の増加などにつながり、良好な水循環が再生しています。
達成状況の 目安となる 環境の状況	<ul style="list-style-type: none">みどりの総量（緑被率）が増加へ転ずる雨水浸透機能の強化（雨水浸透ますや雨水貯留などの取組数拡大）

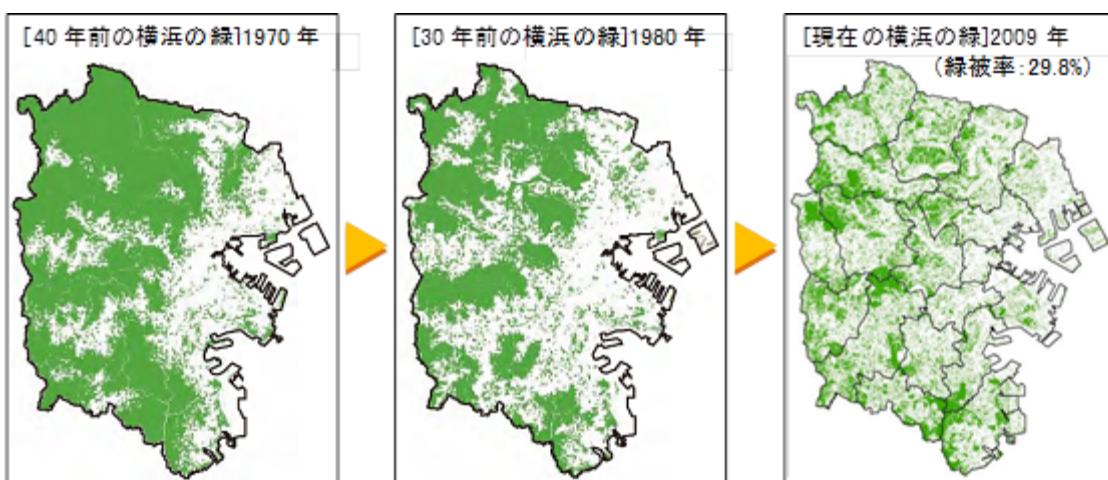
目標設定の背景・根拠

- みどり（樹林地、農地、草地）の量を表す指標である緑被率について、みどりの保全と創造による成果を目標としました。
- 水循環の再生のためには、雨水浸透機能の強化が必要であるため、雨水浸透ますの設置や透水性舗装の展開など、総合的な水循環の取組を目標としました。

現状と課題

横浜市のみどりの現状

- 横浜市のみどり（樹林地や農地など）は、都市化の進展により、郊外部を中心に減少が続いている。概ね5年ごとに、みどりのデータとして測定している「緑被率」（市域に占める緑の割合。300m²以上のみどり（樹林地、農地、草地）のまとまり）は、2009年には29.8%まで低下しました。そのため、本市では平成21年度から「横浜みどりアップ計画」に基づき、緑の減少に歯止めをかける取組や、市街地における緑の創出を進めています。



※調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向を示したものです。

図 横浜の緑の移り変わり

表 市街化区域・市街化調整区域の緑被地面積及び緑被率（平成 21 年）

区域	区域面積 (ha)	緑被地面積 (ha)				緑被率 (%)	
		樹林地	農地	草地	合計		
市街化区域	33,030	緑被面積	4,093	515	1,550	6,158	18.6
		緑被面積 前回(H16)からの増減	-168	-77	-170	-415	-1.3
市街化調整区域	10,530	緑被面積	3,475	2,300	1,038	6,813	64.7
		緑被面積 前回(H16)からの増減	-63	-45	-5	-103	-1.0
合計	43,560	緑被面積	7,568	2,815	2,588	12,971	29.8
		緑被面積 前回(H16)からの増減	-231	-122	-165	-518	-1.2

横浜市の水環境の現状（水質は生活環境で示します）

- 市内河川の 8 つの水系のうち、5 つの水系（帷子川水系、入江川・滻の川水系、大岡川水系、宮川水系）は、市内で完結した流域となっています。また、河川につながる水路も張り巡らされており、市民に身近な水環境があります。
- 都市化の進展に伴う土地利用の変化等により、雨水が浸透しにくい区域が拡大し、本来、自然が有していた雨水浸透機能が喪失しています。
- そのため、自然な水循環の維持向上と併せて、施設整備による雨水の浸透や貯留などの取組を強化することで、水循環の再生を図る必要があります。



図 横浜市の河川

横浜市の取組状況と今後面向けた課題

（「横浜みどりアップ計画」の取組）

- 本市では、平成 21 年度から、「横浜みどりアップ計画」に基づき、緑の減少に歯止めをかける取組や、市街地における緑の創出を進めています。これらの取組により、緑地保全制度による樹林地の指定が大きく進み、山林面積の減少が鈍化するなどの成果がありますが、保全すべき樹林地は多く残っており、継続的な取組が必要です。

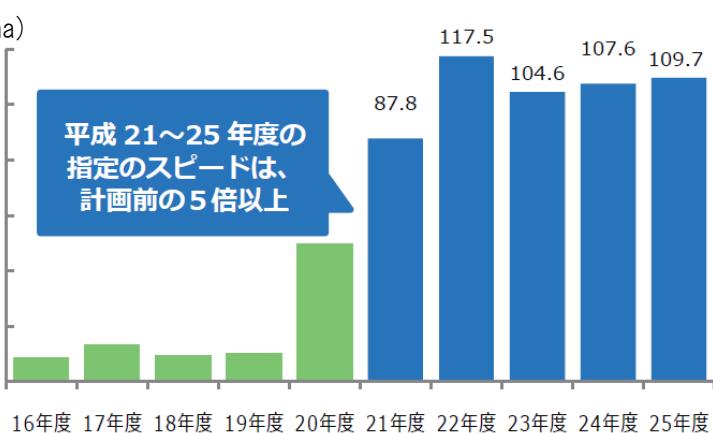


図 緑地保全制度による新規指定面積の推移

- ・平成 25 年 12 月には、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成 26-30 年度）を策定しました。この計画に基づき、引き続き、まとまりのある樹林地の保全や、地域での緑化の取組、多くの人が訪れる都心臨海部の「緑花」の創出により、市民が実感できる緑を増やし、街の魅力やにぎわいづくりにつなげていきます。※

※ 「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成 26-30 年度）における市民が身近に農を感じる場づくりの取組については、「食と農」の章に掲載しています。（p.80 以降参照）

（水循環の取組）

- ・水循環に欠かすことのできない雨水浸透機能の強化のため、これまで雨水浸透ますの設置（平成 25 年度末実績：19,769 個）や透水性舗装（平成 24 年度末実績：1,451,632m²）を進めてきました。自然が本来有している水循環の再生を図るためにには、市民と行政が両輪となった取組をさらに進めていくことが重要です。

2017 年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は 2013 年度末の値、【目標】は 2017 年度末または 2014～2017 年度の 4 か年の目標値を記載しています。

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成 26-30 年度）に基づき、緑のネットワークの核となるまとまりのある森の保全や、街の魅力を高めにぎわいづくりにつながる緑の創出を進めます。 ・健全な水循環の再生に向けて、緑施策と水施策が連携して、雨水の浸透や貯留の取組を進めます。
------	--

～横浜みどりアップ計画の強力な推進とさらなる展開～

（1）市民とともに次世代につなぐ森を育む

主な取組	取組内容	取組目標
①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐため、緑地保全制度による指定や、土地所有者の不測の事態等に買入れ申し出に対応します。	・緑地保全制度による指定 【現状】439ha ※2010～2013 年度まで 【目標】400ha 《4 か年》
②森づくりガイドライン等を活用した森の育成	市民の森などの樹林地を対象に、維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全や利用者の安全確保のため、愛護会などと連携して森づくりを進めます。また、森ごとの具体的な管理の計画を定めた保全管理計画を策定します。	・ガイドライン等を活用した維持管理の推進 ・保全管理計画の策定 【目標】樹林地：12 か所、公園：8 か所 《4 か年》
③指定された樹林地における維持管理の支援	土地所有者の維持管理負担を軽減するため、緑地保全制度により指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業を支援します。	・維持管理の支援 【目標】650 件 ※2014～2018 年度まで
④生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上 【再掲】→p.70	防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備を推進します。	・法面の整備 【目標】8 か所 《4 か年》

⑤森の楽しみづくり	区民まつりなど各区での催しに合わせ、森に関わるきっかけとなるイベントや広報活動を開します。特に森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントの拡充などに取り組みます。	・イベント実施及び広報活動 【目標】144回《4か年》
------------------	--	--------------------------------

(2) 市民が実感できる緑をつくる

主な取組	取組内容	取組目標
①民有地における緑化の助成 【再掲】→p.51	基準以上の緑化を行う市民・事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。また、緑の少ない地区における公開性や視認性の高い場所での緑化や、生物多様性の向上に寄与する緑化に対し、支援を充実させます。	・緑化の助成 【目標】65件 ※2014～2018年度まで
②公共施設・公有地での緑の創出・管理	各区の主要な公共施設について、緑を充実させる取組を推進します。特に重点的な取組として、再整備を予定している区庁舎などの敷地で、視認性が高く、多くの市民が実感できる緑を創出し、充実を図った緑を良好に維持管理します。	・緑化の創出 【目標】58件 ※2014～2018年度まで
③公有地化によるシンボル的な緑の創出	緑の少ない地区などを対象に、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑豊かな公園を整備することにより緑をつくり、街の魅力やにぎわいづくりにつなげます。	・緑化の創出 【目標】5件 ※2014～2018年度まで
④いきいきとした街路樹づくり	街路樹を良好に育成するため、せん定などの維持管理を通常の維持管理に上乗せして実施します。特に、都心臨海部の街路樹や区の代表的な街路樹については、低木の刈込や除草などの管理をより充実させます。	・18区で推進
⑤地域緑のまちづくり	地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工業地帯などで、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、花や木の植栽、維持管理など、緑の街づくりに協働で取り組みます。	・【目標】 46地区で推進 ※2014～2018年度まで
⑥保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化、花壇づくり、屋上や壁面の緑化、ビオトープなど、多様な緑を創出します。	・緑の創出 【目標】100か所 ※2014～2018年度まで
⑦都心臨海部の緑花による賑わいづくり 【再掲】→p.46,p.52	多くの観光客が訪れる都心臨海部において、来訪者の回遊性向上や生物多様性確保の観点から、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。	・推進

(3) 効果的な広報の展開

主な取組	取組内容	取組目標
①市民の理解を広げる広報の展開	みどりアップ計画の取組内容や実績について、広報よこはまでの特集や交通広告など様々な媒体・手法を用いて効果的に広報するとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供します。	・効果的な広報の展開

～良好な水環境づくり～

(4) 水循環の再生 【再掲】→p.99

主な取組	取組内容	取組目標
①宅地等における雨水浸透、貯留の推進	助成制度を通じた宅地等における雨水浸透、雨水貯留を促進し、市民協働で水循環の再生を図ります。	・雨水貯留タンク設置への助成 【目標】300 個/年 ・宅内雨水浸透ます設置への助成 【目標】50 個/年
②公共施設における雨水浸透の推進	下水道管の交換時期に合わせて道路への雨水浸透ますの設置を進めます。また、公共施設への雨水浸透ますの導入を促進するとともに、市民に雨水浸透機能の重要性をアピールする取組を展開します。	・道路への雨水浸透ますの設置 【目標】1,000 個/年
③透水性舗装の展開 【再掲】→p.107	車両走行時の騒音、雨水の河川や排水溝への大量流出及びヒートアイランド現象抑制のため透水性舗装を進めます。	・透水性舗装の実施 【現状】1,491,522m ² 《累計》 【目標】 160,000m ² 《4か年》

(5) 多自然川づくりの推進 【再掲】→p.97

主な取組	取組内容	取組目標
①多自然川づくり	景観等の地域特性をいかして河川改修を進め、良好な水辺空間の形成を図ります。	・推進
②水辺拠点の整備	旧河川敷等の豊かな自然環境を活用し、市民の憩いの場や活動拠点として、水辺拠点を整備します。	・水辺拠点の整備 【現状】38か所 【目標】3か所《4か年》
③多様な生き物を育む場づくり(アユが遡上する川づくり) 【再掲】→p.70	生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を図るため、アユを指標種として、遡上及び生育環境の整備手法等を検討し、全市展開を目指します。	・帷子川モデルプランの策定

コラム

緑や花で彩られた美しい街へ ~実感できる緑~

都心臨海部は、多くの市民や観光客が訪れる横浜の顔であり、山下公園や赤レンガパークなどの緑の空間が、その中心的な存在です。こうした緑の資源を生かし、さらに街の魅力を高めていくためには、丁寧な手入れにより緑の空間の質を高めること、緑のネットワーク形成も念頭に新たなみどりをつくること、季節の花により空間を演出すること、緑の空間を活用しにぎわいを生み出していくことが有効です。

「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）では、都心臨海部の公共空間を中心に、このような緑や花の取組を集中的に展開します。

また、平成29年春に横浜で開催が予定されている全国都市緑化フェアでは、都心臨海部の山下公園やグランモール公園をはじめ、郊外部の公園などを活用し、「美しい花と緑豊かなまち横浜」を発信していきます。さらに、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、市民の誇りとなる美しい街をつくり、国内外から横浜を訪れる人々をおもてなしできる都市を目指していきます。



日本大通りの銀杏並木



スプリングフェアのチューリップ

コラム

雨水浸透ますと雨水貯留タンクによる水循環

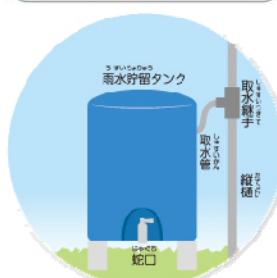
●宅内雨水浸透ます

宅内排水設備の雨水ますを「雨水浸透ます」にすると、地中に浸みこむ雨水の量が増えるため、地下水が増え、わき水や川の水が豊富になります。本市では、建築物の所有者を対象に宅内雨水浸透ますの助成金を交付しています。



●雨水貯留タンク

屋根に降った雨水を、雨どいから取水して、貯留するタンクです。雨水を庭の草花への散水に活用することで、地中に浸みこむ雨水の量が増えます。本市では、雨水貯留タンクの購入費用として助成金を交付しています。



食と農

～“食”と“農”との連携による横浜型農業の新たな展開～

2025年度までの環境目標	・市民が「農」とふれあえる環境があり、それが横浜市の魅力となっていきます。 ・食と農との連携によるまちの活性化、新たなビジネスモデルの発信につながる取組が行われています。 ・横浜市の農業の振興により、安定的・長期的に農地が保全されています。
達成状況の目安となる環境の状況	平成29年までに「横浜みどりアップ計画」などの各種事業で以下を達成します。 ・水田の保全：123ha《累計》 ・市民ニーズにあわせた農園面積：80ha《累計》

※「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）」などの目標

目標設定の背景・根拠

- ・都市農業を推進する取組として、安定的な農業経営や多様な担い手の支援、新鮮で安心な農畜産物の生産供給など、これまでの取組をさらに拡充するとともに、ブランド力の向上や6次産業化など、農畜産物の付加価値を高めることや、農地の集約化による農業経営の向上・効率化等、時代の変化に対応した新たな取組を進めます。
- ・「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）に基づき、景観形成や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組や収穫体験農園の開設、地産地消の推進を推進し、市民が身近に農を感じる場づくりを進めます。
- ・都市農業を推進する取組と、市民が身近に農を感じる場をつくる取組をあわせて、横浜の都市農業を支える農業振興策として推進します。

現状と課題

横浜市の農地・農業生産量の状況

・平成25年の横浜市の農地面積は、3,082ヘクタールであり、平成11年の3,667ヘクタールから約16%減少しています。

・横浜市の農業産出額は、県内トップクラスで、認知度の高い「浜なし」や日本一の生産量を誇る「コマツナ」をはじめ、野菜、果樹、花、植木など多様な農業が展開されています。

・また、住宅（消費者）の近くに農地（生産者）があることから、身近にある約1,000か所の直売所で旬の新鮮な農畜産物を購入できるなど、地産地消の取組に適していることも横浜の特徴です。

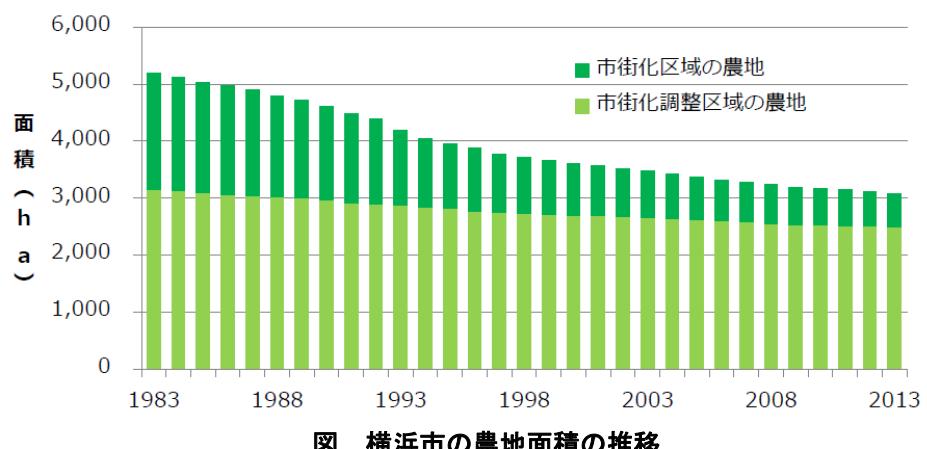


図 横浜市の農地面積の推移

農地の保全に向けた課題についての農地所有者の意識

- 平成24年7月から8月に実施した『横浜の縁に関する土地所有者意識調査』では、農地を所有し耕作を続ける上での課題について、「相続税の支払いに不安がある。又は負担が大きい」「農業で安定的な収入が得られない」などの回答が多くありました。都市農業を持続していくには、基盤等の整備・改修や意欲ある担い手の育成・支援が必要です。

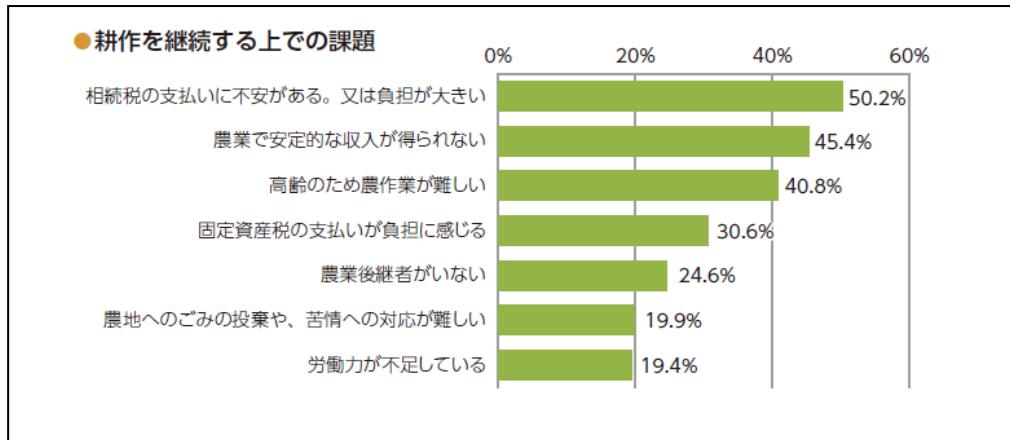


図 農業を継続する上での課題についての農地所有者の意識
(出典:「横浜の縁に関する土地所有者意識調査」(平成24年7~8月実施))

横浜市の取組状況と今後に向けた課題

- 本市では、平成21年度から「横浜みどりアップ計画」において、農地管理への支援や水田の保全など「農地の保全」、収穫体験農園の整備に対する支援や企業や団体等と連携した地産地消など「農業の振興」、農地の新規参入者等への貸付など「農業の担い手支援」に取り組んできました。

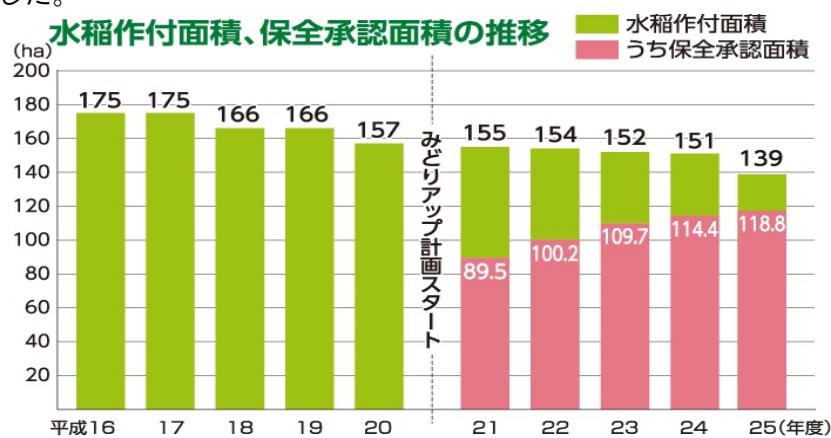


図 水稻作付面積と保全承認面積の推移

- 農地の多くは小規模に点在しているため、規模拡大を図る農家や法人の利用希望に対応できるよう、農地の集約化、利用者とのマッチング等により貸し借りを促進する必要があります。
- さらに、横浜の農業を活性化させるため、市民・企業のニーズを踏まえた農畜産物のブランド力の向上や、横浜の特徴を生かした6次産業化の推進など、新たな取組が求められています。
- 地域や市民に親しまれてきた横浜に残る農地や農業が創り出す「農」景観を維持・保全し、次世代に継承していくことが重要です。さらに、「農」とのふれあいを求める市民も増えており、地産地消等、身近に農を感じることができる取組を進めることや、農畜産物や水産物などの地域産品の観光資源としての活用を図る必要があります。

2017年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、
【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業を推進する取組として、生産環境の整備・改修、農畜産物の品質向上・安定供給などの支援や、意欲ある農家や新たな農業の担い手が農業経営を継続するための支援などを推進するほか、時代の変化に応じた新たな取組を進めます。 ・「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）に基づき、景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を開展します。
------	---

(1) 持続できる都市農業の推進

主な取組	取組内容	取組目標
①農業生産基盤・設備の整備・改修	農業の生産性を向上させるために、かんがい施設や機械揚水施設、暗きよ排水の整備など生産環境を整えるとともに、都市と調和した良好な環境を創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生産環境の整備 【目標】72地区《4か年》
②経営改善や規模拡大に寄与する営農支援	市内産農畜産物の生産量の拡大と安定供給を図るため、経営改善や規模拡大に寄与する営農支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善支援 【目標】70件《4か年》
③横浜型担い手の認定・支援	経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を認定し、その経営体が地域の農業生産や農地の相当部分を担うような農業構造の確立を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に対する支援 【目標】20件《4か年》
④農地の貸し借りに関する調整	農地の貸し手と借り手が安心して農地を貸し借りできるように、農業委員会など関係機関の協力を得て市が調整し、農地の利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借面積 【現状】109.6ha 【目標】12ha《4か年》
⑤6次産業化など附加価値を高める取組の推進 【再掲】→p.41	時代の変化に応じた新たな農業振興策の取組を実施するため、飲食店等のニーズと生産者とのマッチングによる6次産業化等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生産設備等支援 【目標】30件《4か年》
⑥先進的な栽培技術の活用による生産振興	都市化の進展や新たな街づくりが進む中で時代の変化に応じた新たな農業振興策の取組として、先進的な栽培技術の導入を支援します。また、特別栽培等の取組、先進技術や経営スキルの継承及び普及を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・先進栽培技術に対する支援 【目標】30件《4か年》
⑦効率的な農業経営のための農地の集約化	耕作できない農地所有者や、新規参入者等の情報をデータバンク化し、効率的にマッチングする仕組みを作ることで、農地の流動化を促進し、集約化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・農地マッチング 【目標】7.0ha《4か年》

(2) 市民が身边に農を感じる場をつくる

主な取組	取組内容	取組目標
①水田の保全	土地所有者が水田を維持できるよう、水稻作付を10年間継続することを条件に、支援を行います。また、水田景観を保全するために必要な水源を確保するため、まとまりのある水田がある地区を対象に、井戸等の設置を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・水田の保全承認 【現状】119ha 【目標】123ha《2017年度末》 ・水源の確保 【目標】8か所《4か年》
②農景観を良好に維持する取組の支援	生物多様性の保全に配慮し、周辺環境と調和した良好な農景観を保全・形成するため、農業専用地区などで地域の農業者が組織する団体の取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・良好に維持されている農地の面積 【現状】676ha 【目標】680ha《2017年度末》 ・水路機能の維持 【目標】4地区《4か年》 ・土砂流出対策 【目標】4か所/年
③多様な主体による農地の利用促進	意欲ある農家や新規に参入を希望する企業・NPO法人などが、農地を安定的に利用できるよう、農地を長期間（6年以上）貸し付ける農地所有者に奨励金を交付し、農地の貸し借りを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期貸付農地の確保 【現状】62.3ha 【目標】78ha《2017年度末》
④様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の開設 【現状】1.3ha 【目標】4.8ha《2017年度末》 ・収穫体験農園の開設 【現状】4.8ha 【目標】10.0ha《2017年度末》 ・農園付公園の整備 【現状】0.4ha 【目標】6.7ha《2017年度末》
⑤市民が農を楽しみ支援する取組の推進	市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農と触れ合う機会を提供します。また、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組など、市民による主体的な活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施 【目標】400回《4か年》 ・農ある横浜・あぐりツアーや開催 【目標】16回《4か年》 ・農のある地域づくり協定の新規締結 【目標】3件《4か年》 ・家族で学ぶ農体験講座の開催 【目標】20回《4か年》
⑥地産地消にふれる機会の拡大	地産地消を推進するため、市民が身近で地場産農畜産物が購入できるように直売所等の開設や運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所等の支援 【現状】4件 【目標】42件《4か年》 ・青空市運営支援 【現状】5件 【目標】20件《4か年》
⑦市民や企業等との連携（地産地消の推進） 【再掲】→p.41	農家と市民・企業・研究機関（产学連携等）、様々な人や団体が連携した地産地消に取り組みます。11月の地産地消月間のメインイベントとなる食と農の祭典、フォーラムを開催し、様々な団体が連携する下地を作ります。また、市内の中小企業等を対象に、地産地消に取り組む企業等を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等との連携 【現状】7件 【目標】50件《2017年度末》

活力ある都市農業の展開

農地は、多面的な機能を持っています。多面的機能とは、新鮮で安心な農畜産物の生産・供給に加えて、都市に潤いと安らぎの空間を提供するとともに、農業体験・環境教育の場となり、さらに貯水・防災、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性に寄与する機能です。



《横浜の農業・農畜産物》

横浜市には、西区を除くすべての区に農地があり、市域面積の約7%を占めています。全国の市町村でトップクラスの生産量を誇るコマツナ、キャベツなどの野菜を含め、果樹、花き・植木、畜産など、多種多様で先進的な経営が行われるなど、全国の都市の中でも農業が盛んな都市です。



青葉区 寺家ふるさと村

《持続できる都市農業の推進》

市内産農畜産物の生産振興や農業の担い手の育成・支援といった、従来から行っている農業振興を引き続き実施していきます。

また、市内にはホテルや飲食店、流通業、食品加工業等の、2次産業や3次産業の企業がすでに多数立地しているため、これらに1次産業である農業を結びつける6次産業化等や、ITを活用した先進的な栽培技術の導入支援など、新たな事業を推進していきます。



牛乳やアイスクリームの加工・販売

《市民が身近に農を感じる場をつくる》

農に親しむ取組の推進では、市内に残る貴重な水田や樹林地や田や畑が一体となった谷戸など、良好な農景観の保全などを進めます。また、果物等のもぎ取りが体験できる収穫体験農園など様々な農園の開設・整備などを支援することにより、市民が農とふれあう場づくりを推進します。

地産地消の推進では、市民が市内産農畜産物を購入できる直売所の整備等の支援を拡大します。また、食や農に関心を持つ企業やNPO、市民グループなどが増え、農家等と連携した新しい取組も増えています。このような市民や企業等と連携した地産地消をさらに拡大することで、横浜の農畜産物のブランド力の向上やPRを一層推進していきます。

資源循環

～循環型社会の構築～

(1) 一般廃棄物に関する取組

2025 年度 までの 環境目標	[横浜の未来（一般廃棄物行政における将来ビジョン）] ・みんなが協力し合い、誰もが3R行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。 ・より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されています。 ・清潔できれいなまちが実現しています。 ・全ての市民がごみのことで困らない住みよいまちが実現しています。	
達成状況の 目安となる 環境の状況	・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量を平成 37（2025）年度までに平成 21（2009）年度比で 50%以上（約 14 万トン-CO ₂ ）削減 ・総排出量（ごみと資源の総量）を平成 37（2025）年度までに平成 21（2009）年度比で 10%以上（約 13 万トン）削減	※「ヨコハマ3R夢 プラン（横浜市一般 廃棄物処理基本計 画）（平成 22 年度 ～平成 37 年度）」 の目標

目標設定の背景・根拠

- 本市は、平成 37 年度までを見通した長期的な計画である「横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）」（平成 23 年 1 月策定）において、3R の推進、とりわけ最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進めて、ごみと資源の総排出量を削減し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぎ、子供たちが将来に「夢」を持つことのできる社会の実現に取り組んでいます。
- また、市全体で脱温暖化の取組を推進する中で、ごみの処理に伴い発生する温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

現状と課題

横浜市のごみと資源の総量及び人口の推移

- 各年度の実績については、右図に示すとおり、「ごみ量」については、平成 22 年度以降、概ね減少傾向にあります。その理由として、分別の徹底が維持されており、「横浜G30 プラン」の削減効果が継続していると考えられます。「資源化量」については、増加傾向にあります。その理由として、「家庭系資源化量」は、インターネットの普及等によりペーパーレス化が進み、古紙が大幅に減少するなど減少傾向にある一方で、「事業系資源化量」は、市内の民間施設が増え、木くず等のリサイクルが進んだことにより、大幅に増加しており、この「事業系資源化量」の増加が「ごみと資源の総量」の削減に影響を及ぼしています。

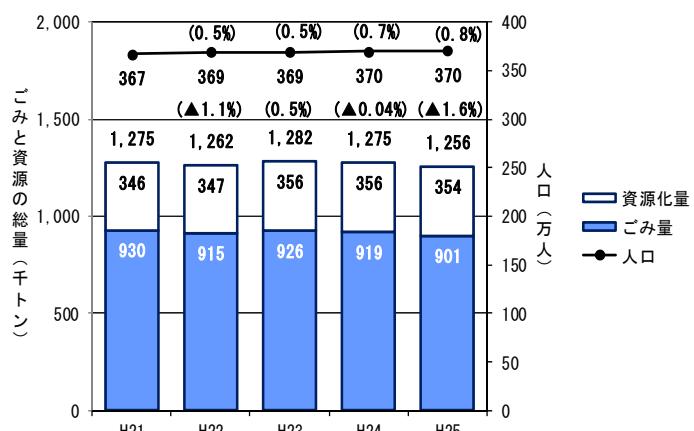


図 ごみと資源の総量及び人口の推移

市民意識

- 平成24年12月に実施した『ヨコハマ3R夢プランについての市民・事業所アンケート調査』では、「ヨコハマ3R夢プラン」を「知っている（25.8%）」と「聞いたことがある（39.5%）」を合わせると約65%となり、市民に認知されてきています。
- また、行政が今後力を入れるべきことについては、「ごみ問題の教育や環境学習の機会を提供すること（44.5%）」「極力ごみを出さない製品やサービスを市民に広報する（37.2%）」（複数回答）となっており、今後も継続して市民に対する広報・啓発を進める必要があります。

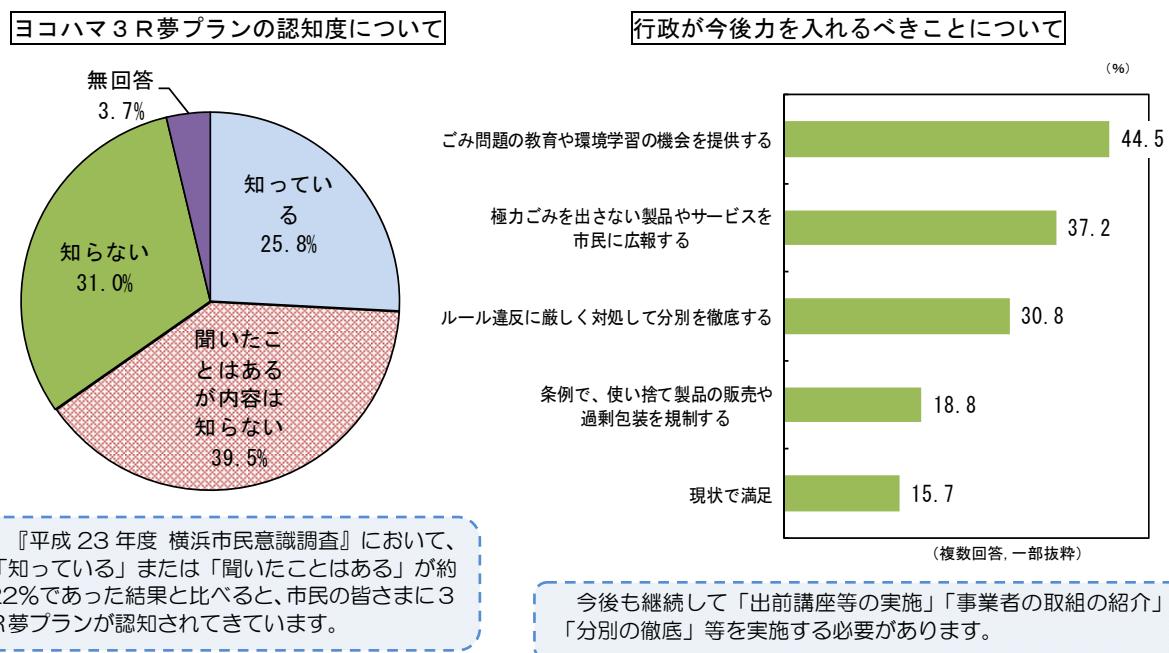


図 「ヨコハマ3R夢プランの認知度」及び「行政が今後力を入れるべきこと」
(出典:「ヨコハマ3R夢プランについての市民・事業所アンケート調査」)

横浜市の取組状況と今後に向けた課題

- 平成26年4月に、「ヨコハマ3R夢プラン」によるこれまでの取組の現状や課題等を振り返り、平成26~29年度に取り組む具体的な施策・事業等を示した「ヨコハマ3R夢プラン（第2期推進計画）」を策定しました。
- 家庭から出される燃やすごみには、生ごみが約35%と多く含まれているのに加え、いまだに資源化可能な古紙が約10%、プラスチック製容器包装が約5%含まれていることなどから、生ごみ、古紙、プラスチック類の削減に重点を置いた更なる3Rの推進が必要です。また、小型家電、生ごみ、プラスチック製品等については、新たなリサイクル手法を検討する必要があります。
- 本市の焼却工場は、ごみ量の減少に伴って、平成22年度から保土ヶ谷工場を一時休止し、現在は4工場体制となっています。平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、これまで以上に焼却工場等の施設の防災対策を行うことや、適切な維持管理等を行うことが必要です。
- 市内唯一の南本牧ふ頭第2ブロック廃棄物最終処分場は平成29年度に埋立終了予定のため、第5ブロック廃棄物最終処分場の整備を着実に進めることができます。

2017年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

取組方針	<p>「ヨコハマ3R夢プラン（第2期推進計画）」に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口増が見込まれる中、リデュースの推進により、「ごみと資源の総量」を5%以上（約6万4千トン）削減します。 ・「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス」を25%以上（約7万トン-CO₂）削減します。 ・収集・運搬、処理・処分のすべての段階で安心と安全・安定を追求します。 <p>※平成21（2009）年度比</p>
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①3R行動の実践に向けた広報・啓発	「ヨコハマ3R夢プラン」の目標を実現するため、市民・事業者がリデュースを中心とした3R行動を実践できるよう、分かりやすい情報の提供、地域特性や対象者にあわせた啓発等を進めます。	・説明会・イベント・工場見学等啓発 【目標】5,500回《4か年》
②生ごみ等の減量化・資源化推進事業 【再掲】→p.58	燃やすごみの中に多く含まれる生ごみについて、手つかず食品等の削減、排出時の水切り徹底、土壤混合法等の取組を推進します。また、生ごみ等のバイオガス化の実現可能性を検討します。	・生ごみ等のバイオガス化の実現可能性を検討
③事業者による減量化と分別徹底	事業者によるごみの減量化と分別を徹底するため、排出事業所に対する立入調査・現況確認や焼却工場での搬入物検査を強化するとともに、事業系食品廃棄物の削減に取り組みます。	・立入調査等（大規模・中小事業所） 【目標】8,000件《4か年》
④ぬくもりのある街横浜事業	市民が安心して暮らせるよう、高齢者・障害者等のごみ出し支援などの増加するニーズに対応するとともに、収集時や災害発生時に安否確認も行います。	・高齢者等のごみ出し支援のニーズに着実に対応
⑤焼却工場の長寿命化等の適切な施設管理	焼却工場等の施設を適切に維持管理し、安全で安定した稼働を確保するため、都筑工場の長寿命化工事を実施するとともに、定期的な補修等を行います。また防災対策・津波対策を進めます。	・都筑工場長寿命化工事の完了《2017年度》
⑥最終処分場の整備とごみ焼却灰の資源化など処分場の延命化	南本牧ふ頭第5ブロックの新規廃棄物最終処分場の整備を行うとともに、ごみ焼却灰の有効利用と埋立量の削減、第2ブロックの既存最終処分場の高密度化などを進めます。	・南本牧ふ頭第5ブロック最終処分場整備の完了《2017年度》

スリム 3R夢は新たなステージへ

「ヨコハマ3R夢プラン（第2期推進計画）」は、平成37年度までを見通した長期的な計画である「ヨコハマ3R夢プラン」を進めるため、平成26年度から平成29年度に取り組む施策を具体的に示した計画です。

第2期推進計画では、これまでの現状と課題を踏まえ、「ごみと資源の総量」及び「ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス」を削減し、環境負荷を低減しながら「ごみ処理の安心と安全・安定を追求」するため、以下の考え方のもと取組を進めます。

**考え方
その1**

生ごみ プラスチック類 古紙 更なる3Rの推進



生ごみ、プラスチック類、古紙の削減に重点を置き、リデュース・リユースの取組を進めるとともに、分別・リサイクルの徹底を図るなど、更なる3Rを推進します。

**考え方
その2**

新たなリサイクル手法の検討



現在、その多くが焼却処理されている小型家電、生ごみ、プラスチック製品等について、新たなリサイクル手法を検討します。

**考え方
その3**

適正処理の推進



東日本大震災を踏まえ、「安心と安全・安定を追求したごみ処理」をこれまで以上に進めるため、施設の適切な維持管理や防災対策、エネルギーの有効活用等を図ります。

**考え方
その4**

分かりやすい 情報の提供



皆さんに3R行動を実践していただけるよう、取組の必要性や成果などの情報を分かりやすくお伝えします。

(2) 産業廃棄物に関する取組

2025年までの環境目標	<ul style="list-style-type: none">すべての排出事業者、処理業者、市民が協力し合い、3R行動を実践する環境配慮型のビジネススタイル・ライフスタイルが定着しています。より環境負荷の少ない産業廃棄物処理体制が構築されています。すべての市民、排出事業者、処理業者が産業廃棄物のことで困らない都市が実現しています。 <p>※「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」将来ビジョンより</p>
達成状況の目安となる環境の状況 ※2015年度まで	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物の発生抑制を進めるとともに、発生量に対する最終処分率のさらなる削減を目指します。産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進し、将来にわたって安全安心な産業廃棄物の処理体制を構築します。また、緊急や災害時のための迅速な廃棄物処理体制を整えます。産業廃棄物に対する市民の関心を高めるとともに、分かりやすい行政を目指します。 <p>※「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」の目標より</p>

目標設定の背景・根拠

- 依然として大量の産業廃棄物が本市内から排出される見込みです。収集運搬及び処分に伴う環境負荷や温室効果ガスの発生を低減するため、一層の発生抑制が求められています。
- 自主的にリサイクル率の目標等を定め、積極的に取り組んでいる排出事業者も増えてきましたが、より多くの排出事業者の具体的な取組が求められています。また、これまで以上に優良で高い技術をもつリサイクル業者の育成と合わせ、リサイクルされる産業廃棄物を増やし、限りある資源が循環する社会の構築が求められています。
- 産業廃棄物分野においても地球温暖化対策への取組が求められています。
- 本市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、横浜市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」に基づき取組を進めています。
- 平成28年度以降の取組については、「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成23年度～平成27年度）」の取組の振り返りや課題等を踏まえ、今後検討します。

現状と課題

産業廃棄物の発生状況と処理状況

- 平成24年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,093万トン（前年度比0.8%減少）です。そのうち、埋立や海洋投入により最終処分される最終処分量は、約87万トンで最終処分率は8.0%となっています。

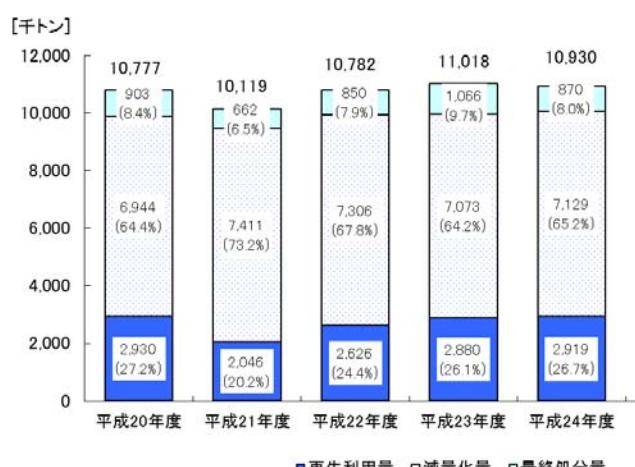


図 産業廃棄物の処理別発生量
(平成20～24年度)

市民意識

- ・産業廃棄物の適正処理の促進に向けて、九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ（リサイクルスクエア）の利用促進や業界団体等と適正処理に関する情報提供事業を実施するため、業種別情報伝達ルート及び業界との連携手法等全体スキームを検討するにあたって関係団体にアンケートを行いました（平成 24 年 9 月）。

アンケートの調査結果により、九都県市廃棄物問題検討委員会からの産業廃棄物の適正処理に関する情報提供について、業界団体会員への周知（パンフレットの配布など）やりサイクルスクエアとの相互リンクといった協力が得られることが判明し、実施に至っています。

横浜市の取組状況と今後に向けた課題

- ・「第 6 次処理指導計画」の目標である最終処分率は、平成 27 年度の目標値 7%以下に対し、平成 24 年度は 8.0%でした。多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導、公共事業等における再生利用推進等のさらなる減量化・資源化に加え、発生抑制が必要です。
- ・不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しています。また、産業廃棄物対策課に県警OB 職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。
- ・より多くの排出事業者によるリサイクルの取組や高い技術を持つリサイクル業者の育成を図り、リサイクルされる産業廃棄物を増やすなど限りある資源が循環する社会の構築が必要です。
- ・小規模事業所での適正処理や 3R の取組が進みにくい状況への対策が必要です。

2017 年までに実施・着手する主な取組

取組方針	環境行動都市として、「持続可能な社会」を実現し、将来世代に豊かな環境を引き継ぎます。 <ul style="list-style-type: none">・市内総生産あたりの産業廃棄物発生量について 10% 削減を目指します。・平成 27 年度、最終処分率 7% 以下を目指します。 ※平成 28 年度以降の取組については、「第 6 次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」の取組の振り返りや課題等を踏まえ、今後検討します。
-------------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①循環型社会を目指した取組の推進	産業廃棄物の発生抑制を進めます。最終処分率のさらなる削減を目指します。	<ul style="list-style-type: none">・多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導の推進・公共事業等における再生利用の推進
②安全で信頼できる環境負荷の少ない廃棄物処理の推進	産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進します。 災害にも安心できる体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none">・アスベスト、PCB など産業廃棄物の適正処理指導の徹底の推進・不法投棄・不適正処理の未然防止のため監視体制の強化の推進・災害等の廃棄物処理体制の整備
③市民、排出事業者、処理業者、行政の協働・連携強化	産業廃棄物に対する市民の関心を高めます。	<ul style="list-style-type: none">・市民向け啓発活動の実施

生活環境

～安全で安心・快適な生活環境の保全～

生活環境に係る目標は、2025年度の将来像をふまえた長期的な視点での「達成指標」と、「達成指標」に向けて取り組む今後4年間（2014～2017年度）での達成状況を把握する「改善指標」の2つの指標を設定します。

(1) 大気環境の保全

2025年度までの環境目標	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。		
達成状況の目安となる環境の状況	項目	改善指標(～2017年度)	達成指標(～2025年度)
	二酸化窒素	二酸化窒素に係る環境基準の下限値（1時間値の1日平均値が0.04ppm）への適合。	二酸化窒素に係る環境基準の下限値（1時間値の1日平均値が0.04ppm）への適合。
	微小粒子状物質(PM2.5)	高濃度予報の発令が継続してないこと。	微小粒子状物質に係る環境基準への適合。
	光化学オキシダント	光化学スモッグ注意報などの発令がないこと。	大気汚染に係る環境基準への適合。
	浮遊粒子状物質	大気汚染に係る環境基準への継続した適合。	大気汚染に係る環境基準への継続した適合。
	二酸化硫黄		
	一酸化炭素		
悪臭	市民が日常生活において不快を感じない。	(2017年度までの達成状況の評価により検証)	

目標設定の背景・根拠

- ・二酸化窒素については、現在は全測定局において環境基準の上限値（1時間値の1日平均値が0.06ppm）に適合しているため、環境基準の下限値（1時間値の1日平均値が0.04ppm）への適合を目標とします。
- ・微小粒子状物質（PM2.5）については、主な発生源が工場・事業場及び自動車であると考えられていますが、生成機構が明確になっていません。改善指標については、健康被害の発生抑制の観点から、高濃度予報の発令が継続してないことを目標とします。
- ・光化学オキシダントについては、早期には環境基準への適合が困難なため、健康被害の発生抑制の観点から、光化学スモッグ注意報などの発令がないことを目指します。
- ・浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素については、環境基準への継続した適合を目標とします。
- ・悪臭については、環境基準が定められていないため、市民が日常生活において不快を感じないことを目標とします。

現状と課題

- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素は、工場・事業場などの固定発生源対策や自動車などの移動発生源対策により、住宅地などに設置された一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）や幹線道路沿道に設置された自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」）といふ。ともに、改善の傾向が見られ、現在は全測定局で環境基準に適合しています。

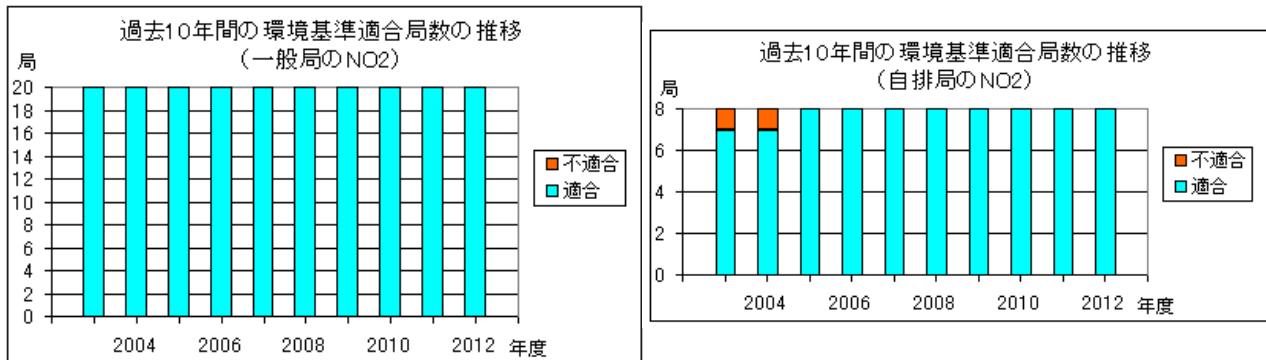


図 二酸化窒素 (NO₂) の 2003~2012 年度までの環境基準適合局数の推移
(左が一般局 (全 20 局)、右が自排局 (全 8 局))

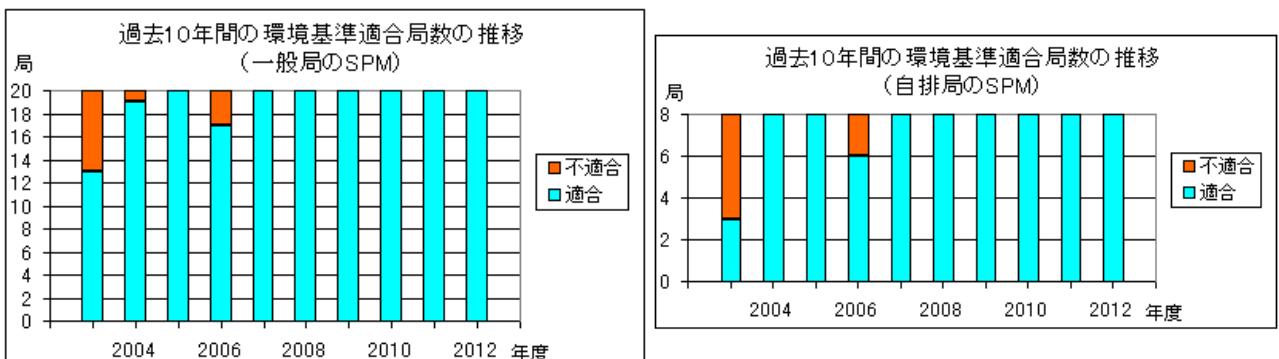


図 浮遊粒子状物質 (SPM) の 2003~2012 年度までの環境基準適合局数の推移
(左が一般局 (全 20 局)、右が自排局 (全 8 局))

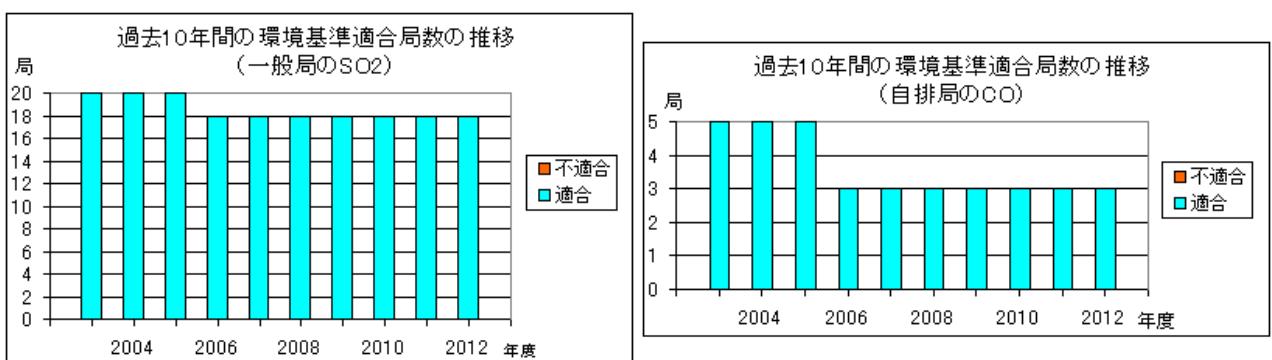


図 二酸化硫黄 (SO₂) 及び一酸化炭素 (CO) の 2003~2012 年度までの環境基準適合局数の推移
(左が二酸化硫黄 (自排局)、右が一酸化炭素 (自排局))

- ・微小粒子状物質（PM2.5）は、2009年9月に環境基準が設定され、2010年3月の常時監視に関する事務処理基準の改正に伴い、常時監視体制の充実など都道府県等において3年を目途に微小粒子状物質（PM2.5）の測定局の整備を図るなどの考え方が示されました。これを受け本市では、2013年までに市内18区で測定局を整備しました（一般局15区、自排局3区）。今後は、神奈川県や関係自治体と連携を図りながら、環境基準への適合状況やその実態把握及び、科学的知見に関する情報の収集・提供に努めていく必要があります。
- ・光化学オキシダントは、環境管理計画の策定以降、全測定局で環境基準を達成できていない状況が続いています。光化学オキシダント濃度が高くなり、光化学スモッグが発生すると、目や呼吸器などに刺激を与え、健康被害を発生するおそれがあります。本市では、注意報などが発令されると大規模工場等に対する処置などを講じますが、健康被害の発生抑制の観点からも、喫緊の課題として取り組む必要があります。
- ・悪臭は、2006年度以降、市民からの苦情・相談は減少傾向にあるものの、騒音に次いで2番目に件数が多い項目です。2012年度は、市民からの依頼・通報等に基づき、257件の調査を実施しています。行政として円滑な解決を図るためにも、市民からの相談などに対し、迅速かつ適切に対応を行っていく必要があります。

2017年度までに実施・着手する主な取組

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントなど、改善指標の達成に向けた取組を強化・推進します。 ・大気汚染対策の取組を進めます。
-------------	---

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

主な取組	取組内容	取組目標
①二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策	移動発生源対策として、燃料電池自動車（FCV）や九都県市指定低公害車の普及促進を行います。また、交通流の円滑化対策や公共交通機関の利用促進などの交通量対策、環境にやさしい運転「エコドライブ」の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・FCV、九都県市指定低公害車の普及促進 ・エコドライブ講習会の開催
②微小粒子状物質（PM2.5）対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自動測定機を用いた常時監視と測定値（速報値）の公表等を行います。 ・工場等の発生源や移動発生源に起因する環境中の微小粒子状物質の実態把握調査を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視の実施 ・発生源に関する実態把握の実施
③光化学オキシダント対策	光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）の排出総量抑制を進めます。また、広域的な課題でもあることから、周辺自治体と積極的に連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査・測定の実施 ・VOC排出量調査の実施 ・周辺自治体との連携
④悪臭対策	発生源への規制指導を適切に実施します。都市・生活型の臭気対策については、規制指導に加え、当事者間の調整役を果たします。	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査の実施 ・都市・生活型の臭気測定
⑤低炭素交通の普及促進【再掲】	・「地球温暖化対策(4) 低炭素交通の普及促進」【再掲】→p.60	・推進

微小粒子状物質（PM2.5）について

PM2.5とは

大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル※1(μm)以下より微小さな粒子を微小粒子状物質(PM2.5)といいます。(図1)

PM2.5は、環境省や自治体の測定結果によると、環境基準※2を超過している地域が見られます。

また、PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。(図2)

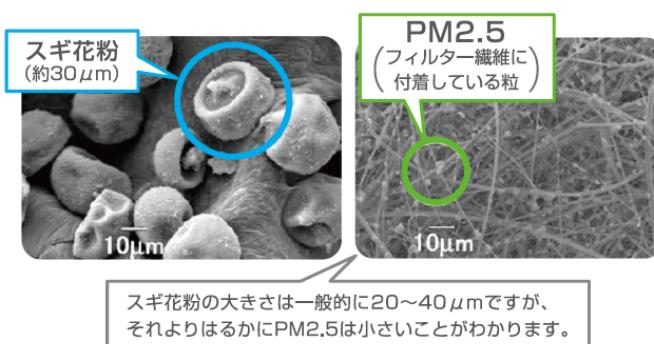


図1 電子顕微鏡によるスギ花粉とPM2.5の大きさの比較

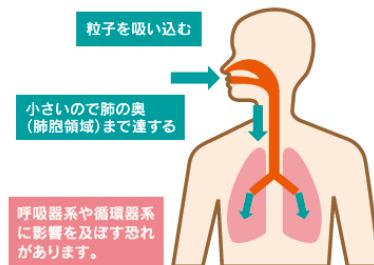


図2 PM2.5の健康影響について

※1 マイクロメートル: $1 \mu\text{m} = 0.001\text{mm}$ (1ミリメートルの千分の1の長さ) = 0.000001m (1メートルの百万分の1の長さ)

※2 環境基準:維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標です。

※3 マイクログラム: $1 \mu\text{g} = 0.001\text{mg}$ (1ミリグラムの千分の1の重さ) = 0.000001g (1グラムの百万分の1の重さ)

●発生源について

PM2.5はさまざまな場所から発生します。 主に、工場・事業場(固定発生源)、自動車、船舶、飛行機(移動発生源)、屋外燃焼等から発生すると考えられています。その他にも、土壤、海洋、火山など自然由来のものや、他の地域で発生し、風によって運ばれてくるものがあります。

●生成のしくみ

PM2.5は、物の燃焼などによって直接排出されるもの(一次粒子)と、大気中での化学反応により生成されるもの(二次生成粒子)に分けられます。

- ・一次粒子は、自動車、船舶などから排出される粒子状物質や工場・事業場から排出されるばいじん※4などです。
- ・二次生成粒子は、大気中の窒素酸化物(NO_x)、硫黄酸化物(SO_x)、揮発性有機化合物(VOC)※5などのガス状物質が、光化学反応等により粒子化したものです。

このように、PM2.5には様々な成分が含まれています。

PM2.5は、大気中に長時間存在し、風等により移動する場合があるため、工場・事業場、自動車などの発生源が集中している地域の濃度が、必ずしも高いとは限りません。

※4 ばいじん: 燃料などを燃やすことによって発生する「すす」や「煙」のことです。

※5 VOC: Volatile Organic Compoundsの略称で、蒸発しやすく大気中でガス状となる有機化合物の総称です。

代表的な物質は、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどで、塗料、接着剤、印刷インキ等に使用されています。

！高濃度予報について

神奈川県では、環境省の暫定指針に基づき、PM2.5の濃度が高くなる場合に備え、平成25年3月9日から朝8時に判定する高濃度予報を行っています。さらに、同年11月28日に国が注意喚起のための判断方法を見直したことから、同年12月5日から午後1時の判定を追加しました。

高濃度予報の判定は、県内の一般環境大気測定期局における測定値をもとに、国の暫定指針値(日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えるおそれがあると判定したとき、県内全域に注意喚起します。 詳しくは、次のURLからご確認ください。

URL ▶ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470290/>



(2) 水環境の保全

2025 年度までの環境目標	魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。		
達成状況の目安となる環境の状況	項目		改善指標(～2017 年度)
	項目 生活環境	BOD (河川) COD (海域) 全窒素 (海域) 全りん (海域)	水域別に設定した水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)、水環境目標 ^{注)} への適合。
	健康項目	(カドミウム、全シアンなど)	水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)への継続した適合。
	生物指標		河川では市内 40 か所中 36 か所、海域では 10 か所中 9 か所で、生物指標により「きれい」と評価されること。
	※達成指標(～2025 年度)は、2017 年度までの達成状況の評価により検証します。		

注)「水環境目標」については、p.104 をご参照ください。

目標設定の背景・根拠

- ・水中の有機汚濁の指標であるBODやCOD、富栄養化の原因物質である窒素やりんについては、環境基準への適合及び水環境目標の達成ができていない水域があることから、水域別の環境基準への適合及び水環境目標の達成を目標とします。
- ・健康項目については、人の健康の保護に関する項目であることから、環境基準への継続した適合を目標とします。
- ・市内の河川域や東京湾の水質改善に向けた取組を進めていくため、環境基準がある水質項目に加えて、本市が定めた生物指標による水質評価において水環境目標への適合を目指します。

現状と課題

- ・下水道の普及や工場・事業場に対する規制指導などにより、市内の河川のBOD及び海域のCODとともに改善の傾向が見られ、水質測定計画に基づく調査では、河川のBODは2009年度以降全測定地点で環境基準に適合しています。しかしながら、水環境目標については、達成していない地点が見られます。
- ・海域のCODは、環境基準への適合率は高い傾向にありますが、水環境目標の達成率は依然として低い傾向にあります。また、全窒素・全りんは、環境基準への適合率が徐々に高くなっています。

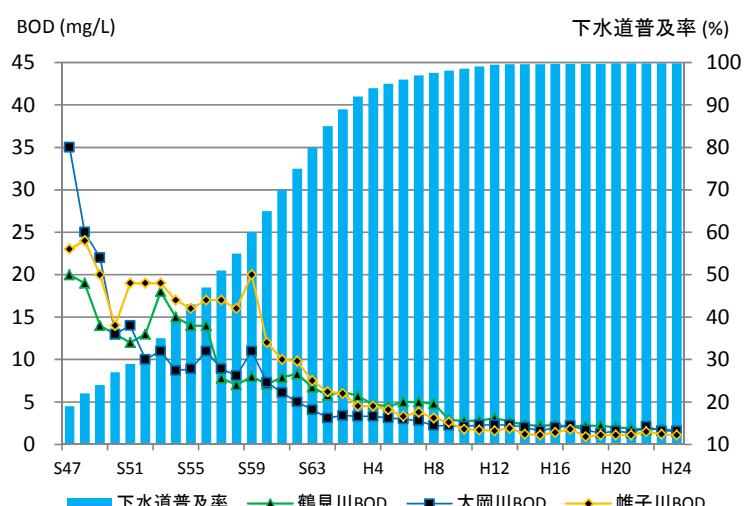


図 下水道の普及と河川の水質の推移

- ・健康項目については、現在はカドミウムや全シアンなど27項目が設定され、2005年度以降は河川及び海域の全測定地点で環境基準に適合しています。環境基準に適合しているものの、人の健康の保護に関わる項目であり、また、項目などの見直しが随時されていることから、今後も水質調査や規制指導などを適正に行っていく必要があります。
- ・1973年からほぼ3年ごとに市内の河川や海域に生息する生物を調査し、生物指標を用いた水環境目標に基づく評価を行っています。2011年度に実施した河川の調査では、鶴見川や境川など6水系41地点（市外の1地点を含む。）の33地点で「大変きれい」や「きれい」と評価されました。また、2012年度から2013年度に実施した海域の調査においても、河口・海岸、内湾の8地点のほとんどで「きれい」と評価されました。
- ・閉鎖性水域の東京湾では、湾内に流入する窒素・りん等による富栄養化が課題となっており、海域や河川のヘドロのしゅんせつなど、より一層の水質向上に向けた取組が求められています。

2017年度までに実施・着手する主な取組

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁対策の取組を進めます。 ・東京湾のさらなる水質改善に向けた、流域自治体との連携や下水処理の高度化を進めます。
-------------	--

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

主な取組	取組内容	取組目標
①工場・事業場等への規制指導	工場・事業場等に対し、法や条例、東京湾水質総量削減計画等に基づく規制指導を適切に実施します。	・届出指導、立入調査の実施
②東京湾流域自治体との連携	東京湾の水質改善に向けて、「東京湾環境一斉調査」などの取組を流域自治体と連携して効果的に進めます。	・「東京湾環境一斉調査」などの実施
③下水道の取組	《水再生センターにおける高度処理の導入》 水再生センターの施設・設備の更新に合わせた高度処理の導入などにより、河川や海の水質向上を図ります。	・高度処理の導入 【目標】4水再生センター 《4か年》
	《合流式下水道の改善》 合流式下水道において、雨天時に未処理の下水が河川や海に流出する回数を低減させ、水質と公衆衛生を向上させます。	・合流式下水道の吐口における下水流出口抑制対策等の推進
④赤潮モニタリングの実施	横浜沿岸の中・長期的な水質を把握するための指標として、定点での赤潮モニタリングを実施します。	・モニタリングの実施
⑤多自然川づくりの推進【再掲】	「水とみどり(5)多自然川づくりの推進」【再掲】→p.78	・推進
⑥つながりの海(まちづくりと連携した海づくり) 【再掲】	「環境とまちづくり(3)つながりの海(まちづくりと連携した海づくり)」【再掲】→p.48	・推進
⑦市民参加等による生物多様性の取組 【再掲】	《愛護会などの支援》【再掲】→p.31 《生物生息状況モニタリング調査》 【再掲】→p.71	・推進

(3) 地盤環境の保全

2025 年度までの環境目標	地盤沈下や土壤・地下水汚染による被害がなく、きれいな湧き水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしています。	
達成状況の目安となる環境の状況	項目	改善指標(～2017 年度)
	地盤沈下	地下水の過剰な採取などにより、地盤に悪影響が及んでいない。
	土壤汚染	土壤汚染の拡散が防止されている。
	地下水の水質汚濁	・地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。 ・地下水汚染の未然防止・拡散防止が行われている。
※達成指標(～2025 年度)は、2017 年度までの達成状況の評価により検証します。		

目標設定の背景・根拠

- ・地盤沈下については、環境基準が定められていません。近年、沈静化している状況ではあるものの、地下水の過剰な採取などにより、地盤に悪影響が及んでいないことを目標とします。
- ・土壤汚染については、土壤汚染対策法において原位置封じ込めなどの対策や搬出汚染土壤による環境汚染の防止が規定されていることから、土壤汚染の拡散防止を目標とします。
- ・地下水の水質汚濁については、現在も環境基準を超える項目があるため、すべての項目について環境基準への適合と併せて、地下水汚染の未然防止や拡散防止を目標とします。

現状と課題

- ・本市が毎年実施している水準測量調査によると、2011 年に発生した東日本大震災による地殻変動の影響を除き、近年地盤沈下は沈静化の傾向にあります。しかしながら、地下水の採取や掘削作業については、法や条例に基づく規制指導を引き続き進める必要があります。
- ・土壤汚染対策法が、「土壤汚染把握の機会拡充」「区域の分類及び必要な対策の明確化」「搬出汚染土壤の適正な処理」などを目的に改正され、2010 年に施行されました。
- ・改正土壤汚染対策法の趣旨や本市の状況などを踏まえ、「土壤汚染把握の機会拡充」、「土地所有者の責務の明確化」などを目的に、2012 年に市条例を改正しました。
- ・1989 年以降、水質汚濁防止法により、有害物質の地下浸透が禁止されています。しかし、地下水汚染の事例が継続して確認されていることから、2011 年に地下水汚染の未然防止のための規定が新たに設けられました。
- ・地下水の水質汚濁は、1999 年度以降、地下水の環境基準を超える物質が 7 項目（鉛、砒素、塩化ビニルモノマー、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 2ジクロロエチレン）ありました。この 7 項目を含めたすべての項目について、環境基準への適合に向けた取組を推進していく必要があります。

2017年度までに実施・着手する主な取組

取組方針

- 改善指標の達成に向け、地盤環境の取組を進めます。

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、
【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

主な取組	取組内容	取組目標
①地盤沈下対策	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への地下水採取の規制指導や採掘作業による地盤沈下防止の規制指導を法や条例に基づき、適切に実施します。 地盤環境の情報提供及び地盤変動の測定を継続して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出指導、立入調査の実施 環境測定の実施
②土壤汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 改正法や改正条例の趣旨を踏まえ、土壤汚染のある土地の適切な管理のための取組を推進します。 土地所有者等に対し、法や条例に基づく届出指導や立入調査を適切に実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 土壤汚染のある土地の適切な管理を推進 届出指導、立入調査の実施
③地下水の水質汚濁対策	<ul style="list-style-type: none"> 地下水汚染の未然防止・拡散防止のため、工場・事業場等に対し、法や条例に基づく規制指導を適切に実施します。 地下水の水質汚濁状況について、環境基準が定められた項目を中心に常時監視を継続して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出指導、立入調査の実施 常時監視の実施
④水循環の再生 【再掲】	「水とみどり(4)水循環の再生」【再掲】→p.78	・推進

(4) 化学物質対策の推進

2025 年度までの環境目標	化学物質が適切に管理されるとともに、市民や事業者が化学物質に関する情報を共有し、安心して暮らしています。		
達成状況の目安となる環境の状況	項目	改善指標(~2017 年度)	達成指標(~2025 年度)
	化学物質	環境リスクの低減のため、化学物質が適正に管理され、環境中への排出が抑制されている。	(2017 年度までの達成状況の評価により検証)
	有害化学物質	ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについて、ベンゼン等による大気の汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。	ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについて、ベンゼン等による大気の汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合。
	ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る環境基準への継続した適合。	ダイオキシン類に係る環境基準への継続した適合。
アスベスト	建物解体などによる大気環境中への飛散が防止されている。	(2017 年度までの達成状況の評価により検証)	

目標設定の背景・根拠

- ・化学物質については、環境リスクの低減を目指すため、化学物質の適正な管理と環境中への排出が抑制されていることを目標とします。
- ・有害化学物質及びダイオキシン類については、引き続き環境基準への適合を目標とします。なお、本章で指定する有害化学物質は、ベンゼン等による大気の汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）とします。
- ・アスベストについては、排出の主な発生原因が建物解体などにおける局所に限定されることから、解体現場などからの飛散が防止されていることを目標とします。なお、アスベストには環境基準がないため、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアによる数値（世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度：1本～10本／Ø程度）を参考とします。

現状と課題

- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく第一種指定化学物質の排出量については、近年減少傾向にあるものの、有害性・残留性・蓄積性など様々な影響があることから、優先して取り組む物質の決定や、その低減に向けての取組が求められます。
- ・化学物質の対策は、市民・事業者が社会的に許容される化学物質のリスクについての合意形成を図ることが重要であり、市民・事業者とのリスクコミュニケーションの構築が求められます。横浜市では、環境イベントへの出展、市民講座や事業者向け講演会の開催などを通じた啓発活動に取り組んでいます。

- ・本章で指定する有害化学物質（ベンゼンなど4物質）の環境基準への適合率は、近年、高い傾向にありますが、引き続き、全測定地点における環境基準への適合を目指し、取組を進めていく必要があります。
- ・ダイオキシン類は、2001年度以降、全地点で環境基準に適合していますが、物質の毒性等を考慮し、引き続き監視測定や廃棄物焼却施設など主な発生源に対する取組を行うことも必要です。
- ・市内のアスベスト濃度は、2012年度に市内6地点を調査したところ、各地点の濃度の範囲は0.04未満～0.35本／㎥でした。この濃度であれば、人体へ影響を与える程度ではないと考えられますが、社会的な関心も高いことから、実態調査と併せて、現在の主な発生源である建物解体時についても引き続き対応していきます。

2017年度までに実施・着手する主な取組

取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションなど、改善指標の達成に向けた取組を進めます。
-------------	---

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

主な取組	取組内容	取組目標
①化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場等に対し、化学物質排出移動量届出制度（P R T R制度）や条例に基づく届出指導の徹底、自主的な適正管理や排出量の抑制を推進します。 ・市民等に対し、環境教育活動や広報活動を通じて、化学物質に関する情報の共有化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P R T R届出指導の徹底 ・講座開催、イベント出展
②有害化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場等に対し、法や条例に基づく届出指導や立入調査を適切に実施します。 ・有害大気汚染物質の測定調査を実施します（5地点で年12回）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出指導、立入調査の実施 ・環境測定の実施
③ダイオキシン類対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場等に対し、法や条例に基づく届出指導や立入調査を適切に実施します。 ・環境中のダイオキシン類の測定調査を実施します（大気：6地点で年4回、河川及び地下水：各6地点で年1回交互、土壌：年10地点）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出指導、立入調査の実施 ・環境測定の実施
④アスベスト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の解体等工事現場に対し、法や条例に基づく立入調査を適切に実施します。 ・環境中のアスベストの測定調査を実施します（6地点で年4回）。 ・必要に応じて府内で関係課長会を開催し、全庁的な取組を進め、健康や環境における諸問題について総合的に対処します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査の実施 ・環境測定の実施

(5) 騒音・振動対策の推進

2025 年度 までの 環境目標	市民が振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適に過ごしています。	
達成状況の 目安となる 環境の状況	項目	改善指標(～2017 年度)
	騒 音	<p>騒音に係る環境基準への適合。</p> <p>《各地域等における環境基準の指定の考え方は以下のとおり》</p> <p>○一般環境（市民の住居を主とする地域）においては、地域類型※「A 及びB型」を適用する。地域類型Cにおいても、より厳しい「A及びB型」を適用する。</p> <p>※地域類型</p> <p>A：専ら住居の用に供される地域</p> <p>B：主として住居の用に供される地域</p> <p>C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>○ただし、道路に面する地域及び新幹線鉄道騒音については、「道路に面する地域の環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」をそれぞれ適用する。</p> <p>○なお、航空機騒音、新幹線鉄道を除く鉄道騒音、建設作業騒音には、これらの基準は適用しない。</p>
	振 動	市民が日常生活において不快を感じない。

※達成指標（～2025 年度）は、2017 年度までの達成状況の評価により検証します。

目標設定の背景・根拠

- ・騒音は、環境基準が定められている項目については、環境基準への適合を目標とします。
- ・振動については、環境基準が定められていないため、市民が日常生活において不快を感じないことを目指します。

現状と課題

- ・一般環境における地域類型Cの改善指標の達成率は、地域類型A 及びBと同じ環境基準を適用していることから低い状況となっています。
- ・騒音は、2012 年度の苦情・相談の中で最も多く、その内訳は工場・事業場等に関する苦情・相談が最も多く、次いで、建設作業、交通となります。
- ・工場・事業場等による騒音振動については、法や条例に基づく規制指導を実施していますが、都市・生活型の騒音問題への対応も求められています。
- ・また、建設作業による騒音・振動については、低騒音・低振動型の建設機械が導入されてしまっているものの、工場・事業場等と比較すると騒音・振動のレベルが高くなります。建設作業に伴う騒音・振動は、一時的に発生することから、対応が難しい状況です。
- ・道路・鉄道における騒音・振動については、市民などからの要請に基づく調査を実施しており、測定した結果が要請限度等を超えるなど一定基準を超過した場合には、対策を実施するよう管理者へ申し入れを行っています。
- ・騒音・振動について、引き続き、定点測定により現状を把握していきます。また、市民などからの要請に応じた調査を継続します。

- ・近年、近隣住宅や集合住宅において、住民同士による生活騒音としてトラブルに発展する場合もあります。生活騒音は地域の問題として解決を図る姿勢が重要ではありますが、行政として側面的な支援をしていくことも必要です。

2017年度までに実施・着手する主な取組

取組方針	・改善指標の達成に向け、騒音・振動対策の取組を進めます。
-------------	------------------------------

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

主な取組	取組内容	取組目標
①工場・事業場の騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場や大規模小売店舗等に対し、法や条例に基づく届出指導や立入調査を適切に実施します。 ・都市・生活型の騒音低減を図るため、事業者との調整や啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出指導、立入調査 ・騒音低減のための普及啓発 ・都市・生活型の騒音測定
②建設作業の騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・建設作業を行う事業者に対し、法や条例に基づき届出指導や立入調査を適切に実施するとともに、事前に周辺住民へ工事内容等の周知徹底を図り、住民の理解を得るよう指導します。 ・建設・解体工事に伴う騒音・振動の未然防止を図るため、啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査の実施 ・騒音・振動低減のための普及啓発
③生活騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づき、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、引き続き必要な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活騒音に係る相談対応
④道路及び鉄道交通騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通及び鉄道騒音の常時監視を継続して実施します。また、測定結果を基に管理者等と協議し、低騒音舗装の施工や遮音壁等の設置など地域特性を考慮した対策を進めます。 ・鉄道や高速道路等に近接して集合住宅を建設しようとする事業者には、防音対策を指導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視の実施 ・地域特性を考慮した騒音対策
⑤航空機騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機騒音の常時監視を継続して実施します。 ・市民からの苦情相談を受けて内容を確認し、必要に応じて国や関係部署に改善を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視の実施

横浜市の水環境目標

本市では、BOD（河川）やCOD（海域）、全窒素（海域）、全りん（海域）など生活環境に係る項目については、水域の形態や状況に基づき、環境基準よりもきめ細かい水環境目標を市独自で設定しています（「横浜市水と緑の基本計画」を参照）。

水環境目標は、水域によっては環境基準よりも厳しい値を設定しているとともに、水質に加え、生物指標による感覚的な水質階級、ふん便性大腸菌群数、河川の水深・流速、周辺環境についても設定するなど、「横浜方式」の指標となっています。

根 拠	環境基準		横浜市の水環境目標
	環境基本法		横浜市水と緑の基本計画
内 容	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。		BOD、COD、全窒素（海域）、全りん（海域）などの水質項目に加えて、生物指標による感覚的な水質階級、ふん便性大腸菌群数、河川の水深・流速、周辺環境についても水域ごとに目標を定めたもの。
指標の基準	BOD : 3~10mg/L COD : 3~8mg/L 全窒素 : 0.6~1mg/L 全りん : 0.05~0.09mg/L ※水域によって異なる		BOD : 3~8mg/L COD : 2~3mg/L 全窒素 : 0.3~1mg/L 全りん : 0.03~0.09mg/L ※水域によって異なる

横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標 河川域

水域区分	目標イメージ	達成目標		補助目標				
		BOD	COD	生物指標による感覚的な水質階級	ふん便性大腸菌群数	水深	流速	河床状況と美観
I	A 	3mg/l以下	3mg/l以下	「源流・上流域」の「きれい」 ホトケドジョウ	5~15(10)cm ²	自然河床の保全 ・ゴミのないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、漬んだせせらぎの復元に努める。	

横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標 海 域

水域区分	目標イメージ	達成目標			補助目標			
		COD	BOD	生物指標による感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性大腸菌群数	底質状況と美観	周辺環境
I	B 	3mg/l以下	2mg/l以下	「内湾」の「きれい」 「干潟」の「きれい」 シロギス	T-N 0.3mg/l以下 T-P 0.03mg/l以下	100個/100m ² 以下	ゴミが散乱していないこと	砂浜の保全・後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーションの親水性にも配慮する。
II	A  A 	3mg/l以下	2mg/l以下	「干潟」の「きれい」 「内湾」の「きれい」 クサフグ	T-N 0.6mg/l以下 T-P 0.05mg/l以下	—	底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。	港や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、御水性と整備

私たちの生活環境を保全する制度

本市では、様々な法律や条例に基づき、環境基準に定められた項目を中心とした常時監視や工場・事業場等に対する規制指導、定期的な調査など、市民の安心・安全に向けた環境の保全に取り組んでいます。

表 生活環境を保全する主な制度

主な制度の名称	内 容
横浜市生活環境の保全等に関する条例	良好な生活環境の確保を目的として、公害を発生するおそれのある事業所に対する規制・指導を行うために適用されてきた「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を基本として、横浜市域の特性を考慮し、市独自に定めた要綱・指針を盛り込み、環境保全を推進していくための必要な事項を定めている。
環境基本法	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壤、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという環境基準を定めている。
大気汚染防止法	ばい煙発生施設から発生するばい煙の排出基準、ばい煙発生施設の設置・変更等の届出、粉じん（特定粉じん）発生施設の規制基準、粉じん（特定粉じん）発生施設の設置・変更等の届出などを定めている。
悪臭防止法	事業所から発生する悪臭の規制基準を定めている。
水質汚濁防止法	工場等からの排出水の排出基準、有害物質の地下浸透の規制、閉鎖性水域における総量規制基準、特定施設等の設置・変更等の届出、生活排水対策の推進などを定めている。
土壤汚染対策法	有害物質使用特定施設の廃止時等に、土壤調査を実施し、汚染による人の健康被害防止に関する措置を講じることなどを定めている。
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたかというデータを把握し、集計・公表し、化学物質による環境汚染を未然に防止することを目的としている。
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設から発生するダイオキシン類の排出基準、特定施設の設置・変更等の届出などを定めている。
騒音規制法	特定工場から発生する騒音の規制基準、特定施設の設置・変更等の届出、特定建設作業から発生する騒音の規制基準、特定建設作業実施届出を定めている。
振動規制法	特定工場から発生する振動の規制基準、特定施設の設置・変更等の届出、特定建設作業から発生する振動の規制基準、特定建設作業実施届出を定めている。

(6) ヒートアイランド対策の推進

2025 年度 までの 環境目標	市域全域でヒートアイランド現象が緩和され、市民が快適に生活しています。	
達成状況の 目安となる 環境の状況	改善指標(～2017 年度)	達成指標(～2025 年度)

目標設定の背景・根拠

- ヒートアイランド現象による健康被害への影響を可能な限り軽減する「適応策」の視点に立ち、まずは、熱中症患者が増加しないことを目標とします。
- 中長期的には、都心部におけるみどりの増加や、河川や海風などを活用したまちづくりとの連携により、ヒートアイランド現象が緩和され、市域の気温格差が少なくなっていることを目標とします。

現状と課題

- これまでの市内の気温観測の結果から、横浜市では、日中は市内の北東部（鶴見区、港北区、都筑区など）で気温が高くなり、夜間は横浜港周辺（鶴見区、神奈川区、西区、中区など）で高温となる傾向がここ数年続いています。

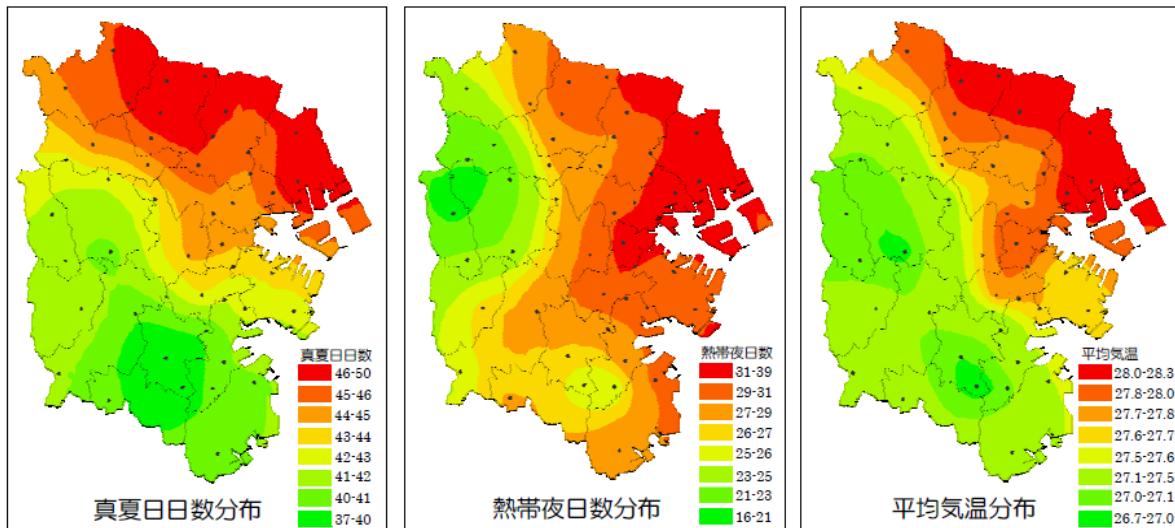


図 平成 25 年度の観測結果（7～8 月、62 日 [1,488 時間]）

- 本市は、これまで市民・事業者・行政との協働により、緑のカーテンや、屋上緑化、打ち水、すず風舗装など、様々なヒートアイランド現象の緩和に資する取組を進めてきました。
- しかしながら、近年は気温が 30 度を超える状況の長時間化や熱帯夜日数の増加といった傾向が続いており、熱中症患者数が増えてきているなどの健康への影響が顕著となっています。こうしたことから、従来の取組を継続的に推進することに加え、短期的に効果の表れやすい人の健康への影響の軽減について取り組むことも課題となっています。
- 地球温暖化の現象がある程度生じることは避けられないものとする前提に立ち、これより

生じる健康被害や大気汚染などの影響を可能な限り軽減する「適応策」の視点が求められるようになってきました。平成25年7月に改定された国の「ヒートアイランド対策大綱」では、ヒートアイランド現象の対策に従来からの取組である「人工排熱の低減」「地表面被覆の改善」「都市形態の改善」「ライフスタイルの改善」の4つの柱に加え、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」が新たに追加されました。

- 本市では、夏季の気温観測や熱環境調査等を継続して実施するほか、地球温暖化への適応策を検討するため、新たに「熱中症注意情報システム」の構築に向けた基礎研究に着手します。

2017年度までに実施・着手する主な取組

※取組目標欄に示す数値のうち特に断りがないものについては、【現状】は2013年度末の値、【目標】は2017年度末または2014～2017年度の4か年の目標値を記載しています。

取組方針	・都心部におけるみどりの増加やすず風舗装の展開などを通じて、ヒートアイランド現象の緩和を進めます。併せて、熱中症対策など人の健康への影響を軽減する「適応策」の視点においても取組を進めます。
------	--

主な取組	取組内容	取組目標
①定点的な観測	横浜市のヒートアイランド現象の推移を長期的に把握するため、気温観測を継続して実施します。	・推進
②研究解明に向けた取組	ヒートアイランドの適応策による緩和効果を検証するため、各種状況下で熱環境調査等を実施します。	・推進
③普及啓発	商店街などが実施する打ち水イベントの支援により、地域で環境を考える取組を進めます。	・推進
④熱中症対策（ヒートアイランド現象適応策）	熱中症患者の発生を抑制するため、熱中症指数を測定・発信する効果的なシステムを構築します。	・2017年度までに本格運用
⑤すず風舗装による道路整備	ヒートアイランド現象の緩和策として、鉄道駅周辺の路線、商店の連担する路線（商店街）、区役所など公共施設周辺の路線などのすず風舗装を進めます。	・すず風舗装の実施 【現状】163,787m ² 《累計》 【目標】10,000m ² 《4か年》
⑥透水性舗装の展開 【再掲】→p.78	車両走行時の騒音、雨水の河川や排水溝への大量流出及びヒートアイランド現象抑制のため透水性舗装を進めます。	・透水性舗装の実施 【現状】1,491,522m ² 《累計》 【目標】160,000m ² 《4か年》
⑦都心部におけるエコまちづくりの推進 【再掲】	「環境とまちづくり(1)都心部におけるエコまちづくりの推進」【再掲】→p.46	・推進
⑧市民が実感できる緑をつくる 【再掲】	「水とみどり(2)市民が実感できる緑をつくる」【再掲】→p.77	・推進

第7章 環境行政のさらなる推進

7.1 推進における現状と課題

これまでの環境行政は、施策の推進にあたって、個々の課題に応じた制度を立案するなどにより対応してきました。環境行政のさらなる展開に向けては、第1章で整理したように、まちづくりなど広範な分野と連携し、多様化・複雑化する環境問題に対応するとともに、市民、企業等の主体的な取組につなげられる方策を打ち出すことが大切です。

しかし、現在の環境行政の推進に向けての最も大きな課題の一つは、個々の取組の推進において、庁内の横の連携が図られていないため、市民、企業等と行政の連携において十分な成果を発揮できない状況にあることです。

今後、より一層多様化・複雑化する問題に対し、施策をどのように連携し、市民、企業等の主体的な取組につなげていけるか、さらに、環境行政をどのように進化させていくことができるかが課題の解決に向けたポイントとなります。そこで、市民、企業等の視点からこれまでの行政の枠組みを見直し、総合的、横断的に進めていく必要があります。

7.2 環境プロモーション

■市民への戦略的な環境プロモーション

市民の環境への意識は高まっており、多くの環境活動団体や企業が高い活動意欲を持って環境行動を実践し、横浜の環境を支えています。しかし、関心があるが行動には至っていない市民も多く、意識から身近な環境行動の実践に移行するためには、何らかのきっかけが必要です。また、環境活動団体や企業と行政との連携により、取組の輪を継続的に拡大し、取組のさらなる活性化につなげることも必要です。

そこで、これまで多用してきた行政からの一方通行の広報ではなく、行政側が営業マインドを持って、市民・活動団体・企業等とのコミュニケーションを活発化させ、行動の推進につなげます。

■「選ばれる都市」に向けた環境プロモーション

世界の多くの都市が、緑や生物多様性などの取組を都市のイメージ戦略として活用しており、環境への先進的な取組は、都市のプロモーションの枢要を担っています。今後は、横浜の取組を市内だけでなく国内外に向けて広く発信し、世界の中で「選ばれる都市」を目指します。

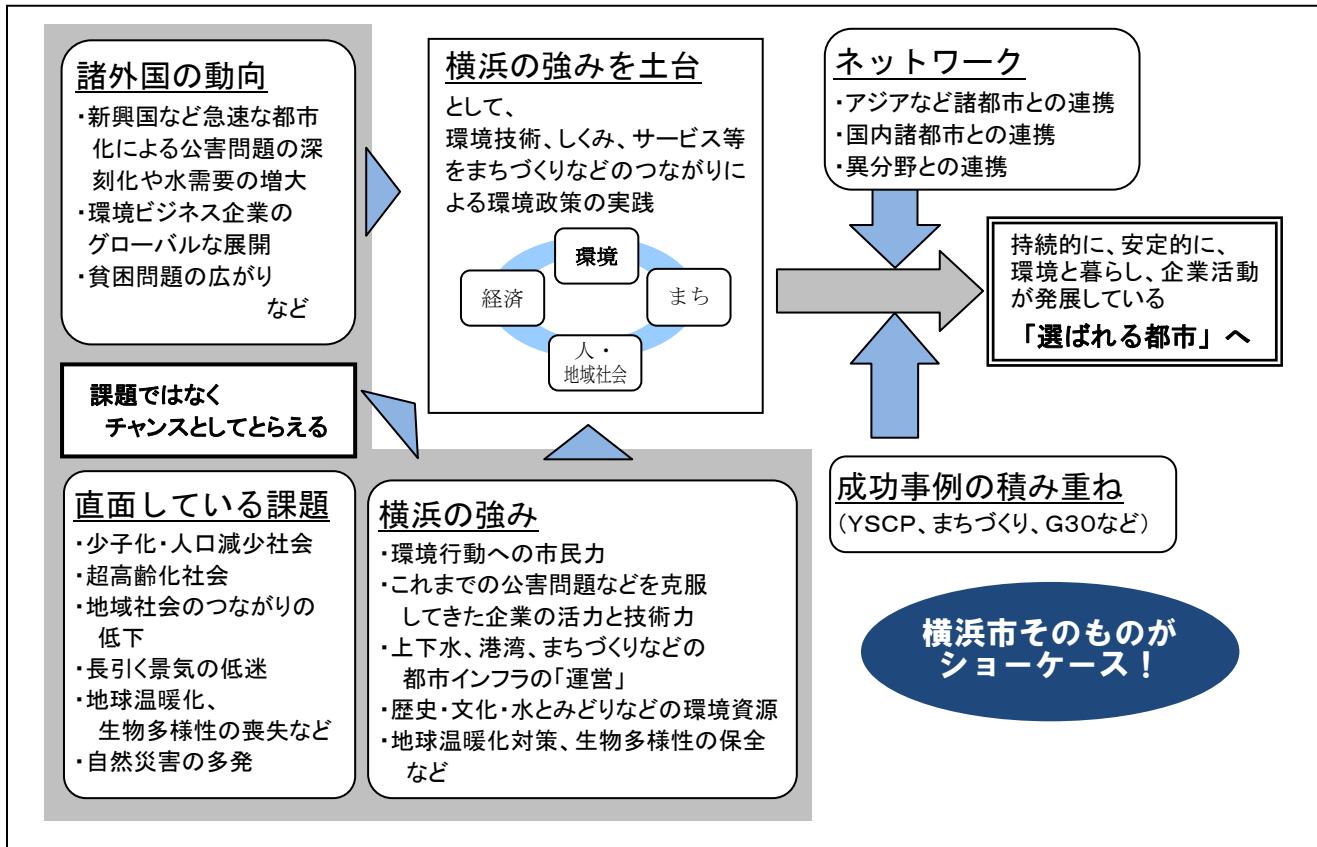


図 環境の取組により、「選ばれる都市」になるためのスキーム

■主な取組の概要

主な取組	取組内容	取組目標
①戦略的広報の実践	みどりアップ計画の推進、生物多様性横浜行動計画の取組、低炭素交通の取組などに関する広報を横断的に取り組む主要課題として位置づけ、広報戦略を立案し、実践します。	・推進
②活動団体・企業の行動PRと連携	横浜の特徴的な環境の取組を行政が広く広報します。表彰制度などにより、活動を支援します。NPOや企業等とタイアップしたイベントや広報を進めます。また、活動団体等のイベントを支援します。	・推進
③横浜の環境技術の海外展開	横浜の企業や行政の環境技術を海外へ向けて「売る」ための公民連携を進めます。	・推進
④横浜の環境のPR	企業誘致、観光コンベンションなどにつなげるため、横浜が持つ「美しい都市環境」や「環境を支える技術力」を積極的にPRします。	・推進

7.3 環境価値と防災機能の両立

東日本大震災や近年多発する大雨などの自然災害を受け、横浜においても都市の防災機能の強化が強く求められています。市民生活や企業活動が安全・安心に継続できるよう、災害による被害を可能な限り未然に防ぎ、また、発生した被害を最小限に抑えるためには、日ごろの備えである「自助」や地域の助け合いとしての「共助」が必要不可欠です。

一方で環境行政においても、「防災」の視点を考慮した取組を進めていくことが重要です。災害時に途切れない多様なエネルギー源の創出や、公園や樹林地が持つ多様な役割に配慮した取組、防災施策と連携したまちづくりなど、環境価値と防災機能を併せて高めていくことがこれまで以上に求められています。

■環境価値と防災機能が両立した取組

再生可能エネルギーや電気自動車などの普及促進

●太陽光発電や電気自動車などの普及促進

太陽光や水力などの再生可能エネルギーの導入、HEMSを活用した地域でのエネルギー管理を進めることは、温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、災害時において、途切れない多様なエネルギー源の創出につながります。また、電気自動車や燃料電池自動車は、走行中に温室効果ガスを排出せず、騒音も少ないだけでなく、災害時においては非常用電源として活用することができます。

●公共施設における多様なエネルギー源の確保

公共施設においても、災害時のエネルギー源の確保は急務となっています。本市では、水再生センターの施設上部を利用した太陽光発電の導入や、特定避難所への太陽光発電及び蓄電池の導入などによって、平常時の省エネを推進するだけでなく、災害時に非常用電源としての活用を進めています。



電気自動車の普及



蓄電池の設置

«主な取組» 公共施設における未利用エネルギー等のさらなる活用検討・導入 (p.58)
低炭素交通の普及促進 (p.60)

公園や樹林地が持つ多様な役割に配慮した取組

●公園の整備

公園は、平常時には緑の保全・創出や多様なレクリエーションへの対応などによって、生物多様性の保全や地域の活性化につながりますが、災害時には避難場所としての機能、火災時には特に延焼被害が大きいと想定されている木造密集市街地において延焼遮断帯の機能を持ちます。



まとまりのある森（樹林地）の保全

●まとまりのある森（樹林地）の保全

まとまりのある樹林地の空間は、都市の骨格を形成し、生き物の生息・生育環境を育むことや、クールスポットであるだけでなく、洪水抑制や火災の延焼防止にも役立ちます。

«主な取組» 多様なニーズに対応できる快適な公園の整備 (p.52)
市民とともに次世代につなぐ森を育む (p.74)

水循環の再生や治水対策と併せた環境への配慮

●水循環の再生

雨水浸透ますの設置や透水性舗装の展開などの取組によって、地中に浸みこむ雨水の量が増え、自然が本来有している水循環を再生することで、わき水や河川の水量が豊富になり、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和につながります。また、大雨の際には雨水の流出抑制など浸水被害の軽減にもつながります。



雨水浸透ますの設置

●治水対策と併せた環境への配慮

都市化と開発の進展の結果、雨水の流出量が増え、水害の危険性が増大していることから、河川や河川遊水地の整備といった河川改修や、雨水貯留浸透施設などの流域対策の推進によって、治水安全性の向上を図っています。

また、多自然川づくりとして、周辺の公園、樹林と一緒に、河床に低水路や魚道、瀬や淵を設けるなど生態系に配慮した整備を行っています。

治水対策と併せて環境に配慮した取組を行うことによって、生き物の生息・生育環境の保全や、市民が水辺に親しむことができる空間の形成につながります。



植生を施した多自然川づくり

«主な取組» 水循環の再生 (p.78)
多自然川づくりの推進 (p.78)

■防災施策と連携したまちづくり

横浜駅周辺地区とみなとみらい21地区の取組

●横浜駅周辺地区の取組

横浜駅周辺地区では、さらなる国際化への対応、環境問題、駅としての魅力向上、災害時の安全性確保などに取り組み、「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を進めるための指針を示した「エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）」を策定しています。

「エキサイトよこはま22」では、環境分野において、「災害安全性を高める自立・分散型エネルギー・マネジメントシステムの構築」、防災・防犯分野において、「治水安全性の向上と親水空間を確保した浸水対策」などがまちづくりのガイドラインとして示されています。

●みなとみらい21地区の取組

みなとみらい21地区では、事業開始から約30年が経過し、この間の社会情勢の変化を踏まえ、地球温暖化対策やBLC（業務・生活継続計画）への対応など、新しい要素を取り入れたまちづくりが求められています。このような背景を踏まえ、平成26年3月に「横浜市みなとみらい21地区におけるスマートなまちづくりの方針」について、横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくり審議会から答申を受けました。

答申では、災害に対して強じんな都市をつくることが、あらゆる目標の中でも優先的に重要な課題であるとし、エネルギー分野においては、低炭素化の推進とともに「災害時のエネルギー・システムの自立強化」といったBLCへの対応などについて、今後の取組の方向性が示されています。

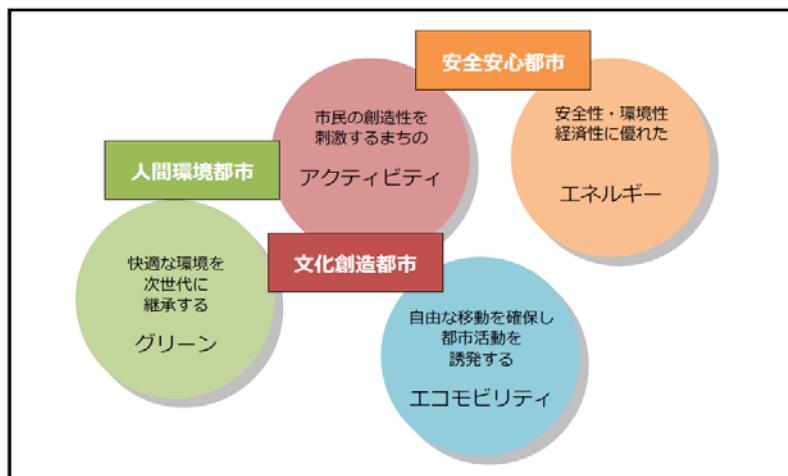


図 みなとみらい21地区の将来像と強化すべき4つの分野
(出典:「横浜市みなとみらい21地区スマートなまちづくりの方針(答申)」)

《主な取組》 エキサイトよこはま22における環境取組の推進 (p.46)
みなとみらい21地区における環境取組の推進 (p.46)

■市民意識

平成 23 年度から毎年実施している『環境に関する市民意識調査』では、「必要と思う環境行政と災害対策が連携した取組」について質問したところ、「ハザードマップの作成」「防災拠点（避難所）における自立的電源確保のための再エネ・蓄電池を利用した非常用電源の設置」「災害に強い下水道施設の整備」などが回答の上位を占めています。

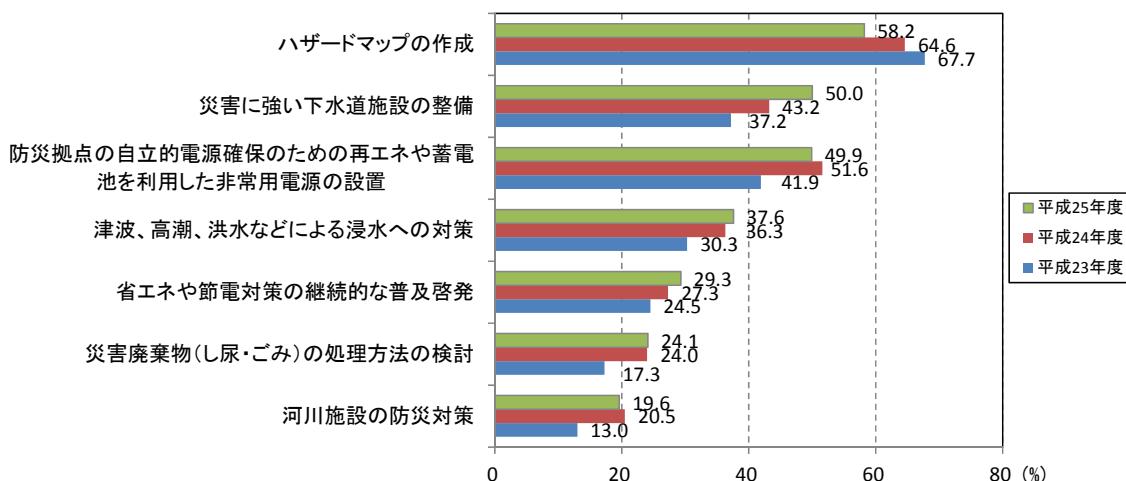


図 必要と思う環境行政と災害対策が連携した取組（複数回答）

（出典：「環境に関する市民意識調査」（平成 23～25 年度調査））

■防災計画との関わり

本市では、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「横浜市防災計画」（以下、「防災計画」という。）を策定しています。防災計画は、「震災対策編」「風水害等対策編」「都市災害対策編」の3 編で構成し、各編に必要な資料を「資料編」として編集しています。また、「震災対策編」については、減災目標を達成するための具体的対策をとりまとめたアクションプランとして、「横浜市地震防災戦略」（平成 25 年 4 月）を別途策定しています。

「地震防災戦略」や防災計画の「風水害等対策編」では、公園の防災機能確保や河川流域の治水対策など、環境に関連する取組が位置づけられています。

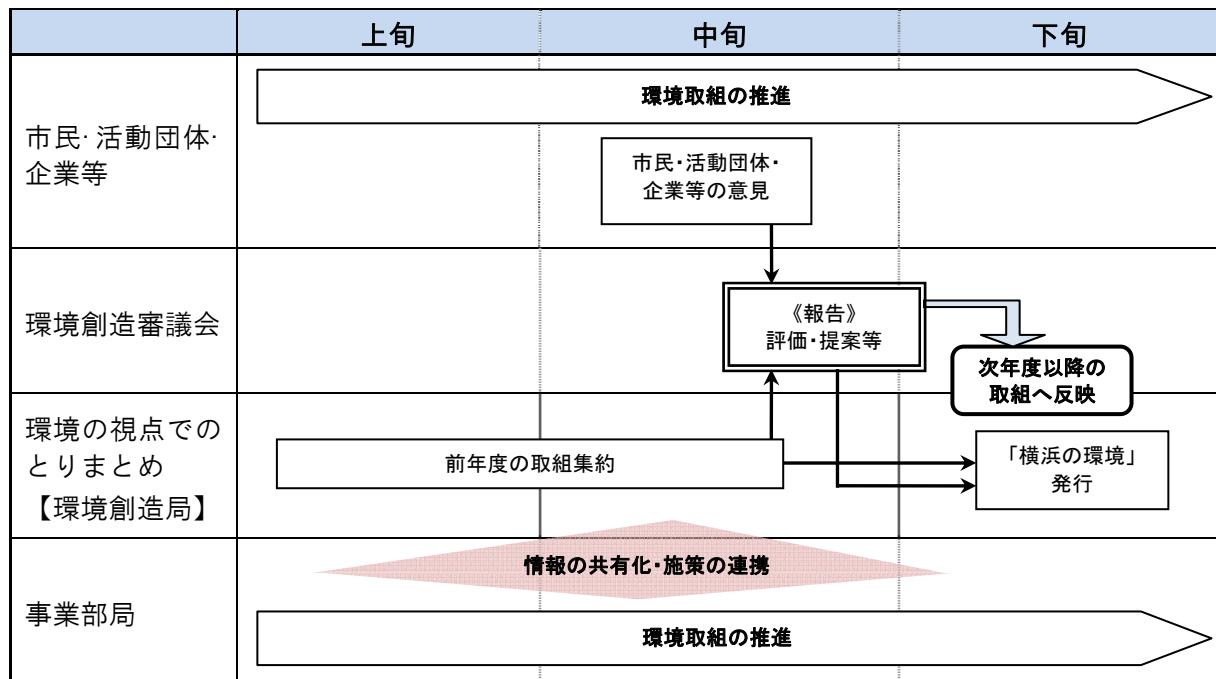
表 防災計画などに位置づけられた環境に関する主な取組

防災計画など	掲載場所		環境に関連する主な取組
「横浜市地震防災戦略」	施策 I - 2 火災による被害の軽減		身近な公園の整備【行動計画 4】
	施策 I - 5 市民及び地域の防災力向上		公園の防災機能確保・防災施設拡充【行動計画 13】
「横浜市防災計画（風水害等対策編）」	第 2 部 災害予防計画	第 1 章 風水害に強い都市づくりの推進	河川流域治水対策（樹林地・農地の保全、雨水浸透ますの設置など）、下水道施設等の整備【水害予防対策】
		第 2 章 災害警戒区域	ハザードマップ【市民等への周知】

7.4 環境行政のプロセス管理

環境管理計画では、環境行政が継続的に進化できるよう、多岐にわたる環境行政の取組状況を把握、効果検証を行い、「横浜の環境」（基本条例に基づき毎年発行する環境管理計画の年次報告書）を発行するとともに、個々の取組の評価と総合的な視点での提案などを含めて、体系的に取り組んできました。本計画においても、このプロセス管理を継続して実施します。

■環境管理のプロセス



■主な取組の概要

主な取組	取組内容	取組目標
①環境創造審議会による評価提案	常設の横浜市環境創造審議会において、横浜市の環境行政全体の進ちょく状況を把握し、市民意見等を踏まえ、評価提案を行います。	・毎年度、審議会にて評価提案を実施
②市民・活動団体・企業等の意見把握	環境に関する市民意識調査を継続的に実施します。 活動団体・企業等から横浜市の環境行政への意見をいただきます。	・継続して実施
③「横浜の環境」の発行	環境創造審議会の評価提案を盛り込み、これを主眼とした年次報告書を作成・発行します。	・継続して発行

7.5 環境に関する基本制度の見直し

本市は、環境行政の基本制度として「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定しており、現在、この基本条例に基づき取組を進めています。近年、地球規模で地球温暖化問題や生物多様性の喪失などが重要視されていること、市民や企業の取組内容や役割が変化・拡大していることなど、環境を取り巻く情勢は条例制定時から大きく変化していますが、平成7年3月に条例を制定して以来、内容に関する改正はなされていません。

そこで、本計画の策定を踏まえ、環境行政が市政においてこれまで以上に積極的な役割を果たすため、この条例を含めた環境行政の基本制度について、必要に応じて見直しを検討します。

■主な取組の概要

主な取組	取組内容	取組目標
①基本制度の見直し検討	「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を含めた基本制度の見直しについて、必要に応じて検討を行います。	・検討

7.6 連携範囲のさらなる拡大

環境管理計画は、まちづくり、経済などの分野との連携による施策を盛り込み、とりまとめました。あらゆる施策に環境の視点を取り入れて推進するためには、さらに連携の範囲を広げる必要があります。そのため、環境分野だけで取組を進める姿勢からの脱却を図り、他分野の施策を積極的に取り入れる姿勢を持って臨みます。

また、環境の課題は広域にわたり影響を及ぼすものであり、横浜だけで取組を進めるのではその効果に限界があります。そのため、他都市、他分野との連携による取組により、さらなる効果の拡大につなげます。

■主な取組の概要

主な取組	取組内容	取組目標
①子育てなど社会福祉分野との連携	樹林地や公園を子育てや健康づくりの場として活用するなど、地域のニーズに応じた整備、管理を進めます。	・推進
②歴史・文化等との連携	谷戸景観や田園風景などは、地域に根付いた歴史と文化とともに継承されています。歴史・文化の伝承と連携した取組を進めます。	・推進
③都市間の連携	都市間の連携は、低公害車の普及促進、東京湾の環境改善などの取組において、大きな効果を生み出します。横浜から積極的な提案を行うことで都市間の連携・取組の強化を図ります。	・推進
④都市競争力の強化との連携	環境を都市の強みという視点で評価します。企業誘致などにおいても環境へ評価が優位に働くため、環境を対外的に見せていきます。	・推進

7.7 環境の保全及び創造に向けた指針のあり方

■基本的な考え方

本市が目指す将来の環境の姿を実現するためには、本計画に基づき、行政が率先した取組を推進するのみならず、市民生活や事業活動を営む上で、市民や事業者が環境行動を自らの意思で実践することが重要です。事業活動等の実施に当たっては、関連する法令等の遵守が大前提となります。より良い環境の保全及び創造に向けて、さらに積極的な環境への配慮を行うことが期待されます。

ここでは、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき環境に関する基本項目を、「環境の保全及び創造に向けた基本的事項（以下、「基本的事項」という。）」として整理しました。市民・事業者・行政は共通認識を持ち、協働・連携して基本的事項の内容に配慮します。

■各指針を活用した環境の保全及び創造の推進

横浜市では、具体的な環境への配慮を促す手段として、様々な指針を定めています。具体的には、「横浜市環境影響評価条例」では、事業者が、事業の計画の立案に当たり環境影響について配慮するための「横浜市環境配慮指針」を定めています。

また、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」では、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するための「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」など、多くの指針を定めています。そのため、環境管理計画では、具体的な指針の内容を定めず、これらの指針の適正な運用などにより、より実効性のある環境行政の推進を目指します。

環境の保全及び創造に向けた基本的事項

考え方	基本的事項	配慮すべき内容
地球温暖化対策の推進など、地球環境への負荷の低減	地球温暖化・省エネルギー等	エネルギーの合理的・効率的な利用等、地球温暖化を防止・緩和するための配慮
	地球環境等	オゾン層破壊、酸性雨等、地球規模的影響に対する配慮
生物多様性や水循環、緑の創出など、身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動植物の生息・生育環境など、生物多様性の保全・再生及び創造に対する配慮
	みどり	みどりの保全・創造に対する配慮
	水循環	水源の保全、河川・海域の流量・流路等及び周辺地域の地下水かん養機能への影響に対する配慮
安心して快適に生活できる生活環境の保全	省資源	資源を合理的・効率的に利用するための配慮
	廃棄物等	一般廃棄物及び産業廃棄物等の発生の抑制、再生利用及び減量化の促進、二次公害の発生に対する配慮
	大気汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮
	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮
	土壤汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壤・地下水汚染物質の発生に対する配慮
	騒音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮
	振動	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす振動の発生に対する配慮
	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮
	悪臭	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす悪臭の発生に対する配慮
	ヒートアイランド	都市化に伴う気温の上昇に対する配慮
*具体的な対応策については、今後検討が必要な事項	低周波音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす低周波音の発生に対する配慮
	電波障害	テレビ、ラジオ等の受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
	日照阻害	生活環境、農作物等に影響を及ぼす日照阻害の発生に対する配慮
	風害	生活環境等に影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮
	光害等	生活環境及び動植物の生息・生育環境に及ぼす光害の発生に対する配慮
	バイオハザード	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす遺伝子組換え生物等の漏えい・排出に対する配慮
	電磁界	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす10kHz未満の漏えい電磁界に対する配慮
	安全	自然的・人為的災害に対する配慮
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断、交通安全等、地域生活環境への影響に対する配慮
	景観	自然景観（地形を含む）、地域景観（色彩を含む）、眺望等の保全・創造に対する配慮
	文化財等	有形文化財、史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財等の文化財及び名木・古木等に対する配慮

※ここでは、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき内容を記載しています。

※ここに記載した基本的事項は、前計画で示していた項目を、本計画の施策体系を踏まえて再整理したもので、事業活動等の種類によっては、ここに記載していない新たな項目についても配慮する必要があります。

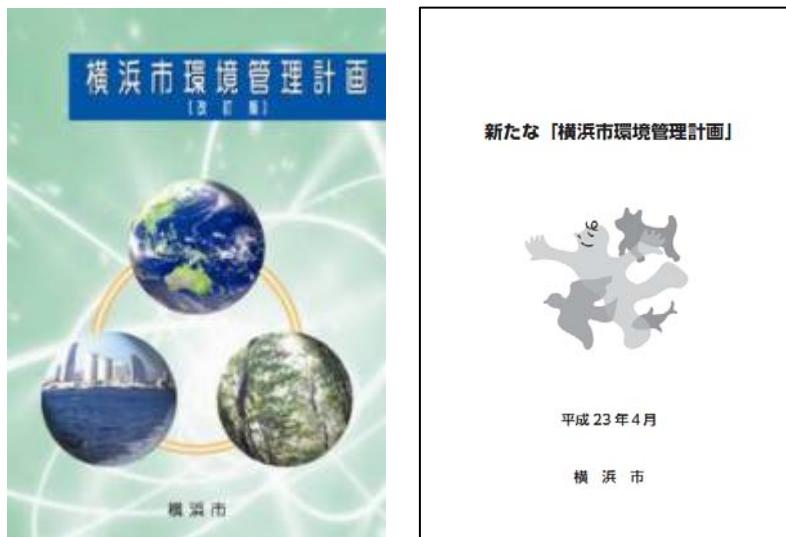
資 料

資料 1 計画策定の背景・経過

■横浜市環境管理計画のこれまでの経緯

- 昭和 61 年、本市は、産業型公害に加えて、自動車公害、生活系排水による河川・海域の汚濁等、いわゆる都市・生活型公害等の新たな環境問題の顕在化や、快適な環境を求める市民ニーズに対応するため、「横浜市環境管理計画－環境プラン 21－」を策定
- 平成 7 年 3 月に、「横浜市環境の保全と創造に関する基本条例」が制定されたことにより、環境管理計画の策定が義務付けられ、平成 22 年度までを計画期間とした「横浜市環境管理計画」を平成 8 年 9 月に策定
- 京都議定書の採択や地球温暖化対策関連法・循環型社会関連法などの整備等、環境管理計画策定後の国内の動向やそれに伴う法律・市条例の整備等に対応するため、環境管理計画を平成 16 年 3 月に改訂
- 人口減少、少子高齢化、地域のつながりの希薄化などの社会問題や、市内経済の長引く低迷、水辺環境やみどりの喪失など、広範な問題に対応するため、新たに「人・地域社会」「経済」「まちづくり」の 3 つの体系を構築し、総合的・横断的に施策を進めるため、「新たな『横浜市環境管理計画』」を平成 23 年 4 月に策定

昭和 61 年	横浜市環境管理計画－環境プラン 21－ 策定
平成 7 年 3 月	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例 制定
平成 8 年 9 月	横浜市環境管理計画 策定 ※計画期間：平成 22 年度まで
平成 16 年 3 月	横浜市環境管理計画 改訂
平成 23 年 4 月	新たな「横浜市環境管理計画」 策定 ※計画期間：[事業実施の視点]平成 25 年度まで [中長期的な視点]平成 37 年度まで



■新たな「横浜市環境管理計画」策定と改定までの経過

年月日	事 項
平成 21 年 6 月 25 日	横浜市環境創造審議会に「横浜市環境管理計画の改定について」諮問 環境管理計画部会の設置
↓	環境管理計画部会（8回開催）
平成 22 年 3 月 18 日	第 10 回横浜市環境創造審議会に環境管理計画部会での検討結果の報告
平成 22 年 3 月 29 日	横浜市環境創造審議会から「横浜市環境管理計画の改定について」答申
平成 22 年 5 月 20 日	横浜市環境創造審議会に「新たな「横浜市環境管理計画」における生活環境に関する目標等について」諮問 生活環境分野における目標等検討部会の設置
↓	生活環境分野における目標等検討部会（4回開催）
平成 22 年 10 月 1 日～ 10 月 30 日	新たな「横浜市環境管理計画」における生活環境に関する目標等についての中間とりまとめの公表、市民意見募集
↓	生活環境分野における目標等検討部会（1回開催）
平成 22 年 12 月 24 日	横浜市環境創造審議会から「新たな「横浜市環境管理計画」における生活環境に関する目標等について」答申
平成 23 年 2 月 17 日～ 3 月 18 日	新たな「横浜市環境管理計画」（素案）の公表 パブリックコメント（市民意見募集）の実施
平成 23 年 4 月	新たな「横浜市環境管理計画」の策定
平成 23 年 7 月 5 日	横浜市環境創造審議会に「これからの環境行政について」諮問 基本政策部会の設置
↓	基本政策部会（6回開催）
平成 25 年 12 月 25 日	横浜市環境創造審議会から「これからの環境行政について」答申
平成 26 年 10 月 1 日～ 10 月 31 日	新たな「横浜市環境管理計画」の改定版である「横浜市環境管理計画」（素案）の公表 パブリックコメント（市民意見募集）の実施
平成 27 年 1 月	「横浜市環境管理計画」改定

■計画（素案）に対するパブリックコメント（市民意見募集）の実施

【実施概要】

意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日（水）から 10 月 31 日（金）まで
意見提出方法	郵送、電子メール、FAX、ホームページ、持参
素案の公表場所	素案を市民情報センター、区役所広報相談係、環境創造局政策課及びホームページ閲覧

【実施結果】

提出者数	33 名			
提出方法	郵送 5、電子メール 7、ホームページ 3、持参 18			
意見数	65 件			
分類と意見数	計画全般 環境と人・地域社会 環境と経済 環境とまちづくり 地球温暖化対策 生物多様性	19 件 5 件 2 件 14 件 7 件 2 件	水とみどり 食と農 資源循環 生活環境 その他	8 件 1 件 3 件 3 件 1 件
※複数の分野に関連する意見は代表的な分野を選んで分類しました。				

【提出された意見の概要と意見に対する考え方】

意見の分類と素案への反映状況

①素案を変更する際に、意見の趣旨を参考としたもの	8 件 (12%)
②計画の推進に積極的な意見や、素案を評価いただいたもの	11 件 (17%)
③個別事業・取組に対する意見や質問で、参考として取り扱うもの	43 件 (66%)
④その他、横浜市環境管理計画との関係が見られないもの	3 件 (5%)
計	65 件 (100%)

【パブリックコメントに基づかない素案の修正について】

素案公表後の最新の知見やデータ等に基づき、表現等について必要な修正を行いました。

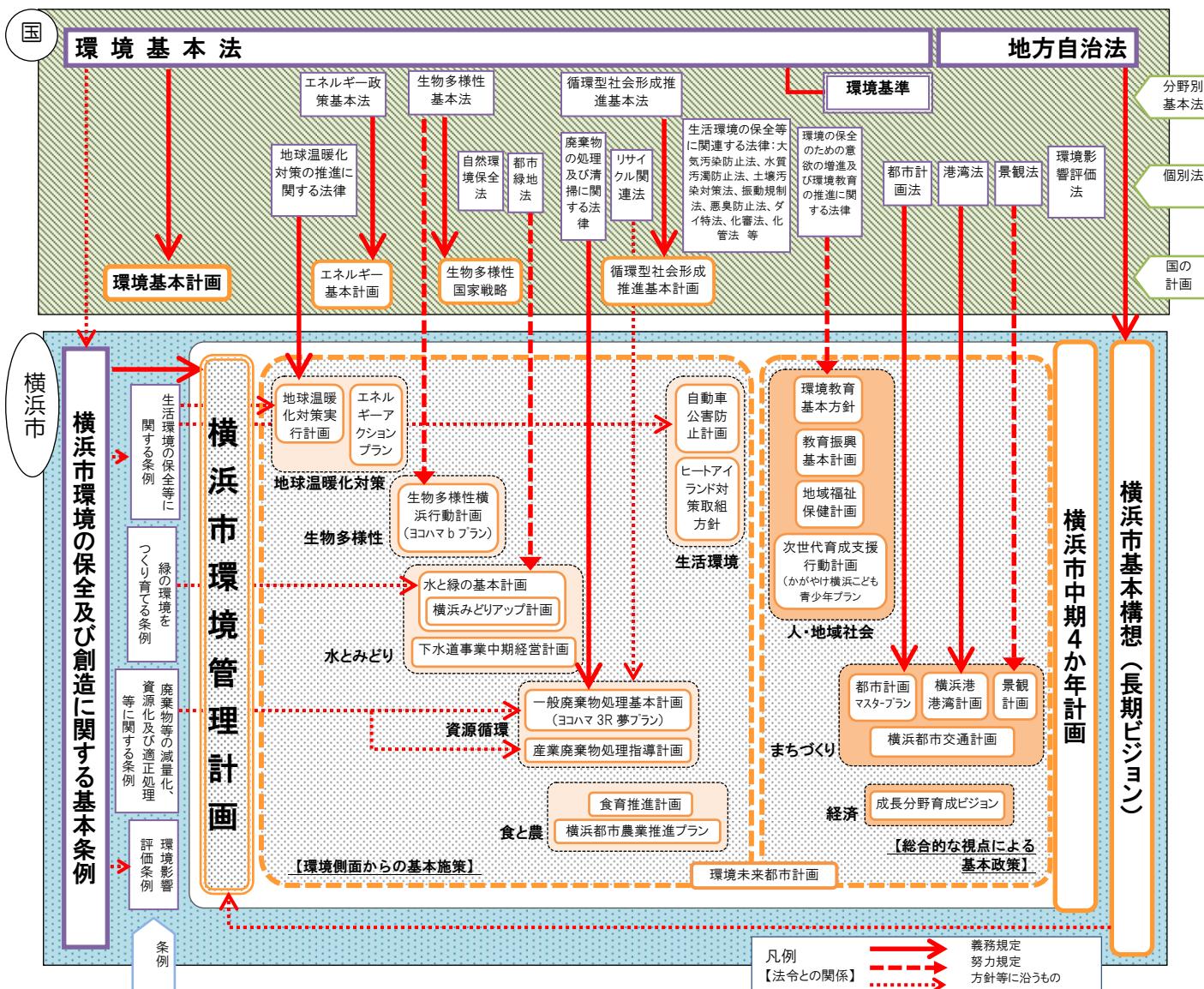
資料2 関連計画等の概要

本市は、平成18年6月に、横浜の20年（概ね2025年頃）を展望した市政運営の根本となる指針として、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定しました。また、平成22年12月に、この基本構想を着実に具体化していくための、実施計画として、「横浜市中期4か年計画」※を策定しました。

※ 現在、「横浜市中期4か年計画2014～2017」を策定中

環境管理計画は、基本構想を上位計画とした環境分野の総合計画です。「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」では、環境管理計画の策定と併せて、「市は、自らの施策を策定し、又は実施するにあたって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。」と規定しています。この規定に基づき、横浜市では環境管理計画と整合を図りながら、「横浜市地球温暖化対策実行計画」「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」「横浜市水と緑の基本計画」など、様々な環境分野の個別計画を策定しています。これらの個別計画や個々の施策・事業の着実な推進により、環境管理計画で掲げた目標の実現を目指します。

■関連計画等との関係図



■主な関連計画等の概要

横浜市基本構想（長期ビジョン）	平成 18（2006）年 6 月策定
市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるものです。平成 37（2025）年頃までを展望し、横浜市の目指すべき都市像を「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」とし、それを実現するための5つの柱として「交流拠点都市」「活力創造都市」「生活快適都市」「環境行動都市」「安全安心都市」を掲げ、その実現のための取組と基本姿勢を示しています。	

横浜市中期4か年計画 2014～2017	平成 26（2014）年 12 月策定
「横浜市基本構想」が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化するための実施計画で、平成 26（2014）～29（2017）年度の4か年で目指す姿や目標を示すとともに、計画期間中に達成を目指す指標を設定しています。「女性・子ども・若者・シニアの支援」「市民生活の安心・充実」「横浜経済の活性化」「都市機能・環境の充実」の4つの視点から 36 の基本施策を整理し、現状と課題を明示したうえで目標達成に向けた主な事業を示しています。	

横浜市地球温暖化対策実行計画	平成 26（2014）年 3 月改定
市民・事業者・横浜市の各主体が、相互に協働・連携し、地球温暖化対策の推進を図るための計画です。東日本大震災以降のわが国の温暖化対策やエネルギー政策を取り巻く状況の変化を考慮し、低炭素化を通じた活力ある持続可能な地域づくりを目指しています。温室効果ガス排出量削減目標として 2020 年度までに 16%、2030 年度までに 24%、2050 年度までに 80% 削減（いずれも 2005 年度比）を掲げています。	

生物多様性横浜行動計画（ヨコハマ b プラン）	平成 27（2015）年 1 月改定
横浜市における生物多様性の保全・再生・創造に向けた行動計画です。生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略に該当します。特に子どもたちの自然体験を重視しながら、市民・企業・行政が連携して取り組んでいくこととしています。将来像「身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができる豊かな暮らし」の実現に向け“5つの重点アピール”（「b-プロモーション」「ヨコハマ生き物探検」「つながりの森」「つながりの海」「生き物にぎわう環境づくり」）を中心として取組を進めます。	

横浜市水と緑の基本計画	平成 18（2006）年 12 月策定
横浜らしい魅力ある水と緑をまもり、つくり、育てるため、従来の「横浜市水環境計画」「水環境マスター プラン」「横浜市緑の基本計画」を統合した総合的な計画です。平成 37（2025）年を目標年次としており、目指すべき「水と緑の将来像」を 6 つの視点から明示するとともに、2 つの指標目標「基本指標」「流域指標」を設定しています。	

横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）	平成 25（2013）年 12 月策定
緑の保全・創出・維持管理とともに、市民が緑や農を身近に感じる機会を増やすための計画で、計画期間は平成 26（2014）～30（2018）年度です。「みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜」を目指し、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」「市民が身近に農を感じる場をつくる」「市民が実感できる緑をつくる」の 3 つの柱と、「効果的な広報の展開」に、市民や事業者の皆さんと連携しながら取組を進めます。	

横浜市下水道事業中期経営計画 2014	平成 27 (2015) 年 1 月策定
平成 29 (2017) 年度までの横浜市における下水道事業の中期的な計画です。経営理念や経営方針をはじめ、施策や財政運営の目標と取組を掲げています。浸水対策や公衆衛生の向上などの基本的な役割に加え、局地的集中豪雨などによる浸水被害への対応、下水道事業における温室効果ガス削減等の拡大する役割を果たしつつ、企業債未償還残高の削減や維持管理コストの削減など、健全な経営を図る内容としています。本計画に基づき、市民の皆さまがいつまでも安心して暮らせる「快適で安全・安心な市民生活の確保」に向けて、着実に取り組みます。	

横浜都市農業推進プラン	平成 27 (2015) 年 1 月策定
横浜の農業を取り巻く環境の変化や、農家の抱えている課題、多様な市民のニーズ等に対応するため、370 万人都市・横浜における今後の都市農業の目指す姿や取り組む事業など、これから農業施策をまとめ「横浜都市農業推進プラン」として策定しました。 横浜都市農業推進プランでは、「活力ある都市農業を未来へ」を基本理念とし、農業経営を支援する「持続できる都市農業を推進する」取組と、農景観の保全や地産地消など「市民が身近に農を感じる場をつくる」取組を二つの柱として設定しています。	

ヨコハマ 3R夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）	平成 23 (2011) 年 1 月策定
3Rの推進、とりわけ環境にやさしい「リデュース（発生抑制）」の取組を進め、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的にした計画で、計画期間は平成 22 (2010) ~ 37 (2025) 年度です。平成 21 年度比で平成 37 年度までに、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスを 50%以上（約 14 万トン-CO ₂ ）削減、総排出量（ごみ資源の総量）を 10%以上（約 13 万トン）削減とし、平成 26 年 3 月に策定した「第 2 期推進計画」では平成 29 年度までにそれぞれ、25%以上（約 7 万トン-CO ₂ ）削減、5%以上（約 6 万トン）削減を目指しています。	

第 6 次横浜市産業廃棄物処理指導計画	平成 23 (2011) 年 3 月策定
横浜市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示した計画で、計画期間は平成 23 (2011) ~ 27 (2015) 年度です。達成目標は、発生量指標（産業廃棄物発生量／市内総生産）、最終処分率で示しています。	

横浜市ヒートアイランド対策取組方針	平成 18 (2006) 年 3 月策定
ヒートアイランド現象による市域全体の熱帯夜日数減少を図る目標を示すなど、2025 年頃までを目標期間とした横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示した方針です。市域全体での目標を設定するとともに、5 類型（業務集積地域、建物密集地域、複合要因地域、高排熱地域、緑地地域）に分類した 15 の重点推進地域と、重点推進地域における目標を設定しています。	

横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）	平成 25 (2013) 年 3 月策定
「都市づくり」や「まちづくり」の際にまちのあり方を具体化するために必要事項を定める「都市計画」を作成するための方針を定めたものです。都市計画に関連する産業や福祉、環境、コミュニティ、防災などの分野についての計画を踏まえたうえで、市民生活全般を視野に入れて作成されています。人口規模・構成に見合った効率的な基盤整備や機能集約等を行う「コンパクトな市街地の形成」を筆頭とした、7 つの「都市づくりの目標」を設定しています。横浜市基本構想で定めた都市像『市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市』や横浜市中期 4 か年計画の「市民生活の姿」の実現を目指します。	

資料3 横浜市の地域特性

■位置・人口

横浜市は、神奈川県の東部に位置し、県内で最も大きい市であり、18の区（平成26（2014）年3月1日現在）からなります。

また、横浜市は、全国の市の中で最も人口が多い（平成26年3月1日現在：約370万人）点がその最大の特徴ですが、現在から5年後の平成31（2019）年には人口減少へと転じると予測されています。また、全国的な傾向と同様、少子高齢化が進んでいます〔p.43図参照〕。

■地形

横浜市の地形は、中央部を多摩・三浦丘陵が縦断し、丘陵地の縁や河川などにより広域的に連続した水・みどり環境を有しています。郊外部には、三保・新治地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区など「緑の七大拠点」があり、鶴見川や境川の中流域には、3つの「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」があります（あわせて「緑の10大拠点」と称しています〔p.18図参照〕）。また、帷子川流域、入江川・滝の川流域、大岡川流域、宮川流域や直接海にそぞぐ小流域の集まりは、横浜市内で完結した流域となっています。

このような丘陵地としての地形的特性を反映し、緑地（市街化調整区域）が住宅地（市街化区域）に入り込むような形で分布し、市民が身近な自然を享受しやすい環境が残されています。

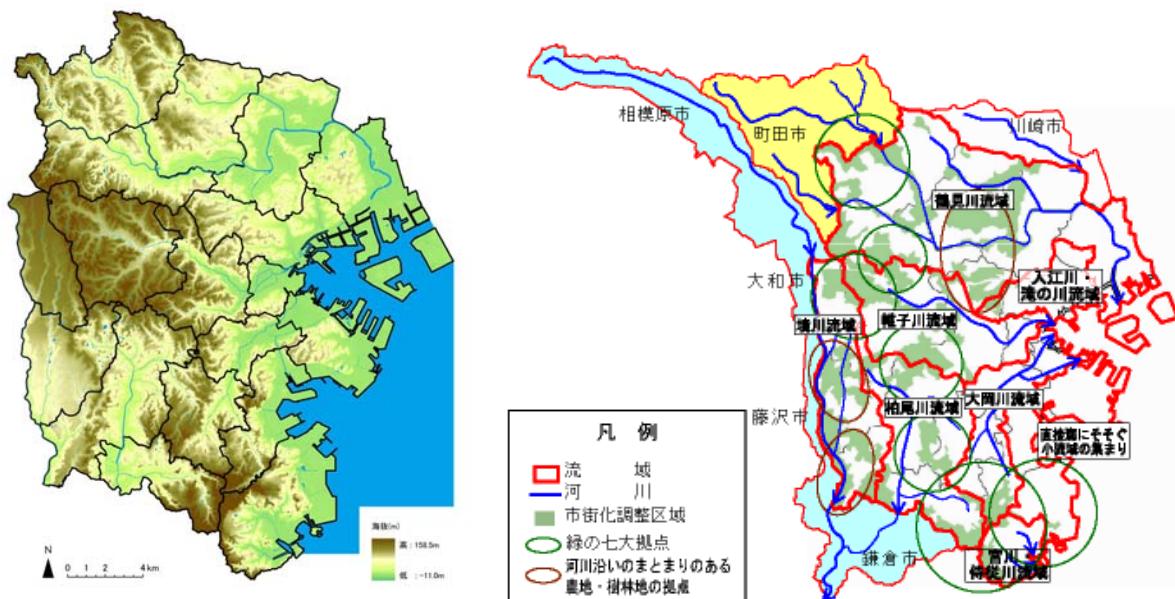


図 横浜の地形 慶應義塾大学 石川研究室提供
(出典:「横浜市水と緑の基本計画」)

図 横浜にある8つの流域
(出典:「横浜市水と緑の基本計画」)

■土地利用

平成4（1992）年～平成20（2008）年の土地利用の推移を見ると、住宅用地、公共公益施設用地、道路・交通施設用地などが増加しているのに対して、工業用地、公園緑地、農地・樹林地などが減少しています。

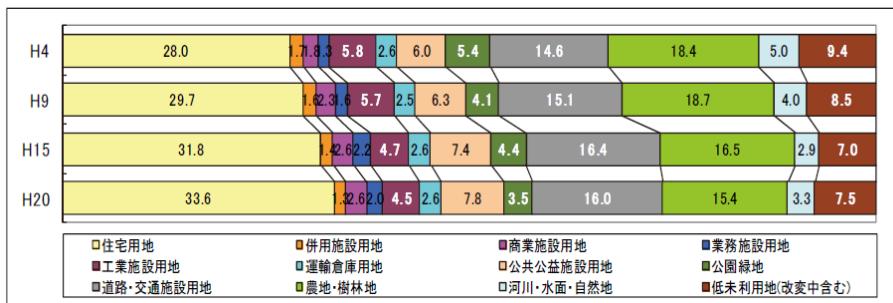


図 横浜市全体の土地利用の推移

(出典：「横浜市都市計画基礎調査」より作成)

■ 気象

横浜市は、海に面しており、温暖で雨量の多い太平洋側気候です。気温・降水量の推移は、図のとおりです。平均気温は、明治 33 (1900) 年には 14.2°C でしたが平成 25 (2013) 年には 16.6°C となっており、長期的には上昇傾向にあります。

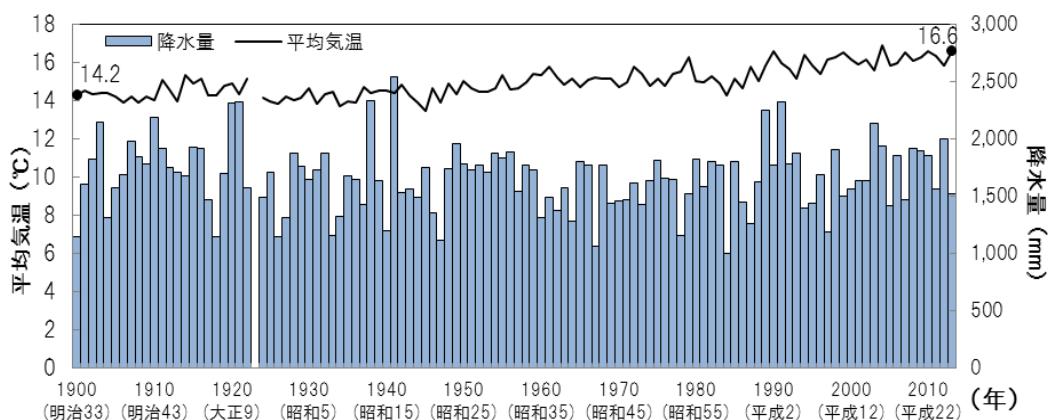


図 気温・降水量の推移

(出典：「過去の気象データ」気象庁)

注) 大正 12 (1923) 年のデータは資料が不足しているため、記述していません。

■ 経済

平成 22 (2010) 年度の産業別の市内総生産を見ると、第 2 次産業の割合が減少する一方で、第 3 次産業の割合が大きくなっています。

農業産出額は県内トップであり、大消費地を抱える市内農家は、市場出荷のほか、市内に約 1,000 か所ある直売所での販売や契約栽培など、多様な販売形態を持っています。

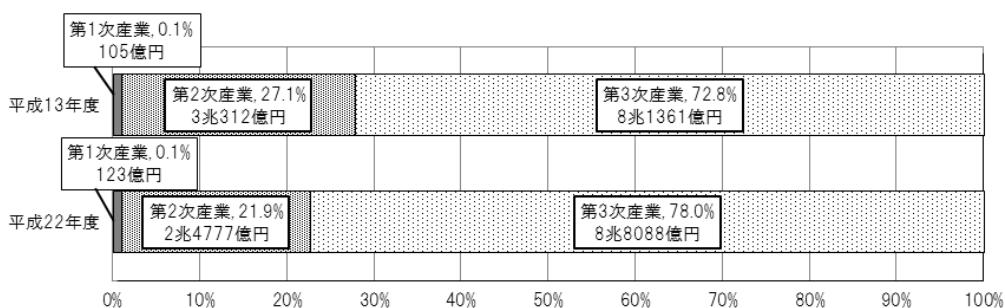


図 市内総生産 産業別構成比

(出典：「平成 22 年度 横浜市の市民経済計算」)

■ 歴史

横浜は、安政 6 (1859) 年の横浜港開港とともに発展した都市であり、開港以来の歴史と文化の遺産が豊富に存在し、その独特的な街並みや景観が、横浜港周辺をはじめとする地域の観光資源となっていることも横浜市の特徴の一つです。

資料4 環境に関する市民意識

本市は、平成25(2013)年7月に環境に関する施策に対する市民意識を把握することを目的に、市内在住の20歳以上の男女1,000人にインターネット調査を実施しました。

■横浜の環境についての意識

横浜の環境の現況についてどのように感じているか尋ねたところ、「かなり良好」「良好」という回答は41.9%であり、「悪い」「かなり悪い」という回答(8.9%)を上回っています。特に、60歳以上の回答者では、「かなり良好」「良好」という回答が50%を超え、最も高い結果になりました。また、地域別にみると、北部地域(港北区、緑区、青葉区、都筑区)では「かなり悪い」という回答がありませんでした。

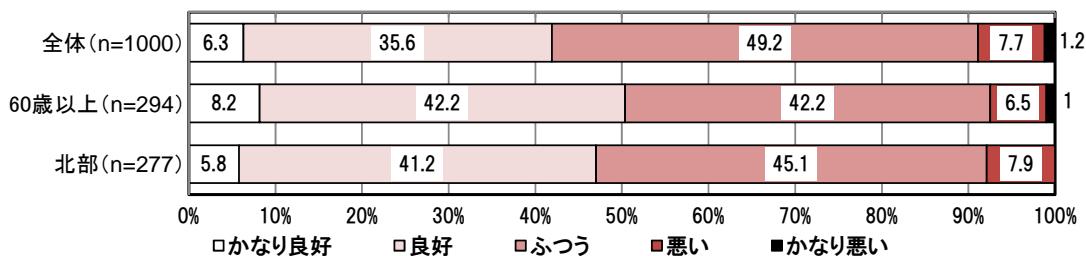


図 横浜市の環境に対する印象
(出典:「平成25年度 環境に関する市民意識調査」)

市内の環境の満足度を項目別に尋ねたところ、「公園や街路樹などの緑」「里山や森林などの緑」「街並み、景観」「鉄道やバスなど、公共交通の使いやすさ」については、「大変満足している」「満足している」という回答が60%を超えていました。一方、「横浜港の水質の状況」「昆虫や魚、鳥などの自然の中の生き物の状況」「大気や騒音・振動などの状況(生活環境の状況)」については、「大変満足している」「満足している」という回答が40%を下回っています。

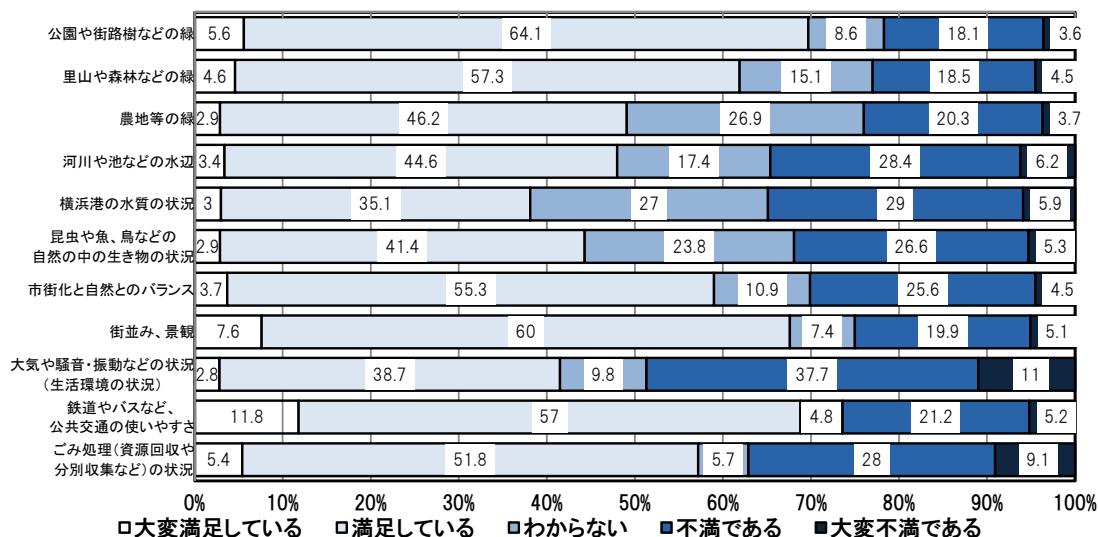


図 横浜市内の環境の満足度
(出典:「平成25年度 環境に関する市民意識調査」)

■環境に配慮した行動の実践状況

環境に対する関心や行動について尋ねたところ、「関心があるが、特に何もしていない」という回答が54.3%であり、「関心があり、地域や環境活動団体で環境活動を進めている」「関心があり、個人でできる行動をしている」という回答(38.2%)を上回っています。今後は、「関心があるが、特に何もしていない」と回答した人が、環境に配慮した行動を実践するるために、行政どのように後押ししていくかが課題です。

環境に配慮した生活をするために実践していることを尋ねたところ、「ごみは分別して出す」「家庭で省エネルギーを作り、電気やガス、水のムダづかいに気をつける」等の日々の生活の中での取組は多くの人が実践しています。一方、「太陽熱やヒートポンプ技術を利用した給湯設備、太陽光を利用した発電設備などを自宅に設置する」「雨水浸透ますや雨水貯留タンクを設置している」等の設備の導入については、「実践していない」という回答が約80%となっています。

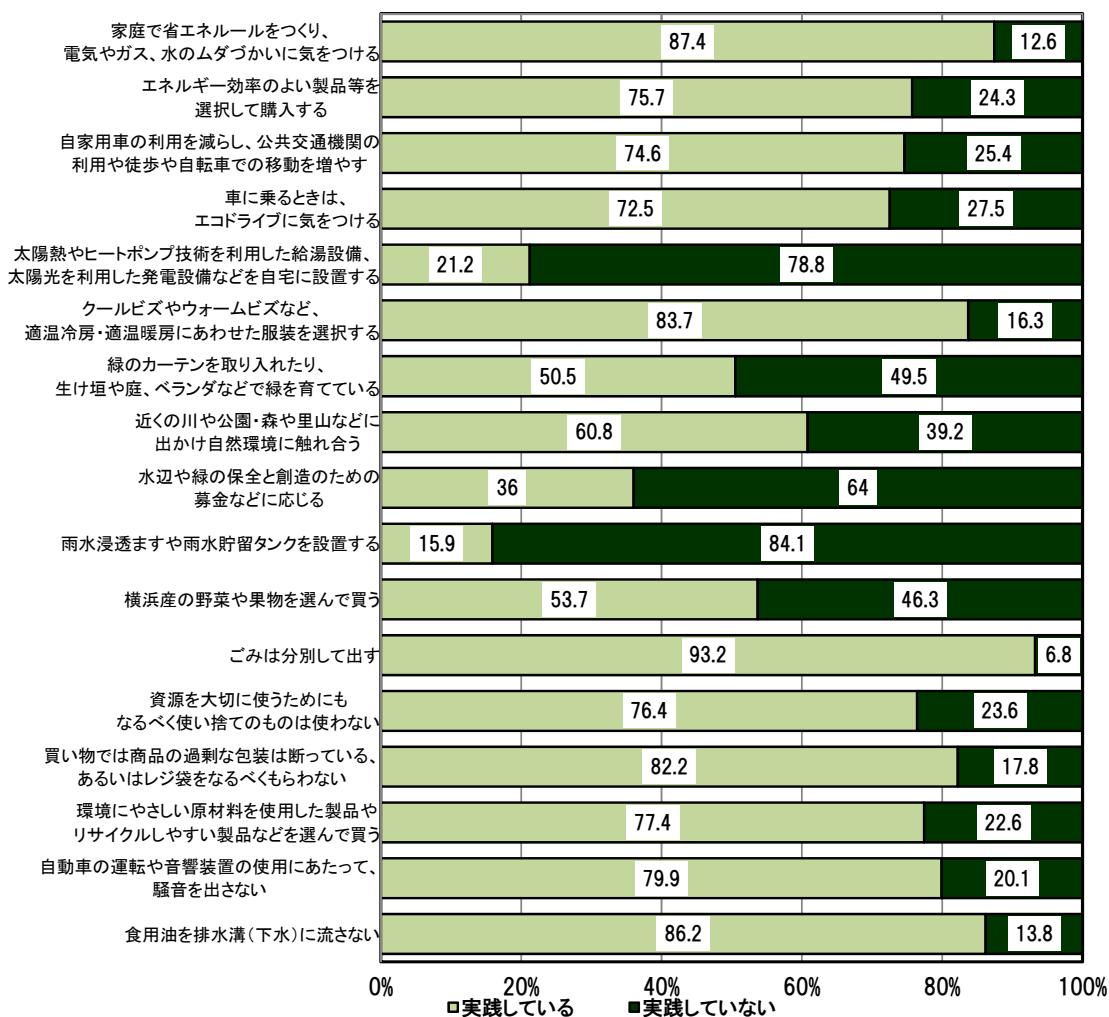


図 環境にやさしい生活をするために実践していること
(出典:「平成25年度 環境に関する市民意識調査」)

■横浜市の環境施策についての評価

本市の環境への取組についてどのように感じているか尋ねたところ、「情報の周知」「都心部など市街地での緑の創出」などに関する取組が不十分だという回答が多く、課題となっていることが分かりました。特に「情報の周知」については、「やや実施」「十分実施」という回答が比較的少なく（合計で 16.4%）、本市の取組が市民に十分に伝達できていないことが伺えます。本市の取組を評価していただき、市民の意見を施策に反映させるためにも、情報の周知は重要な課題です。

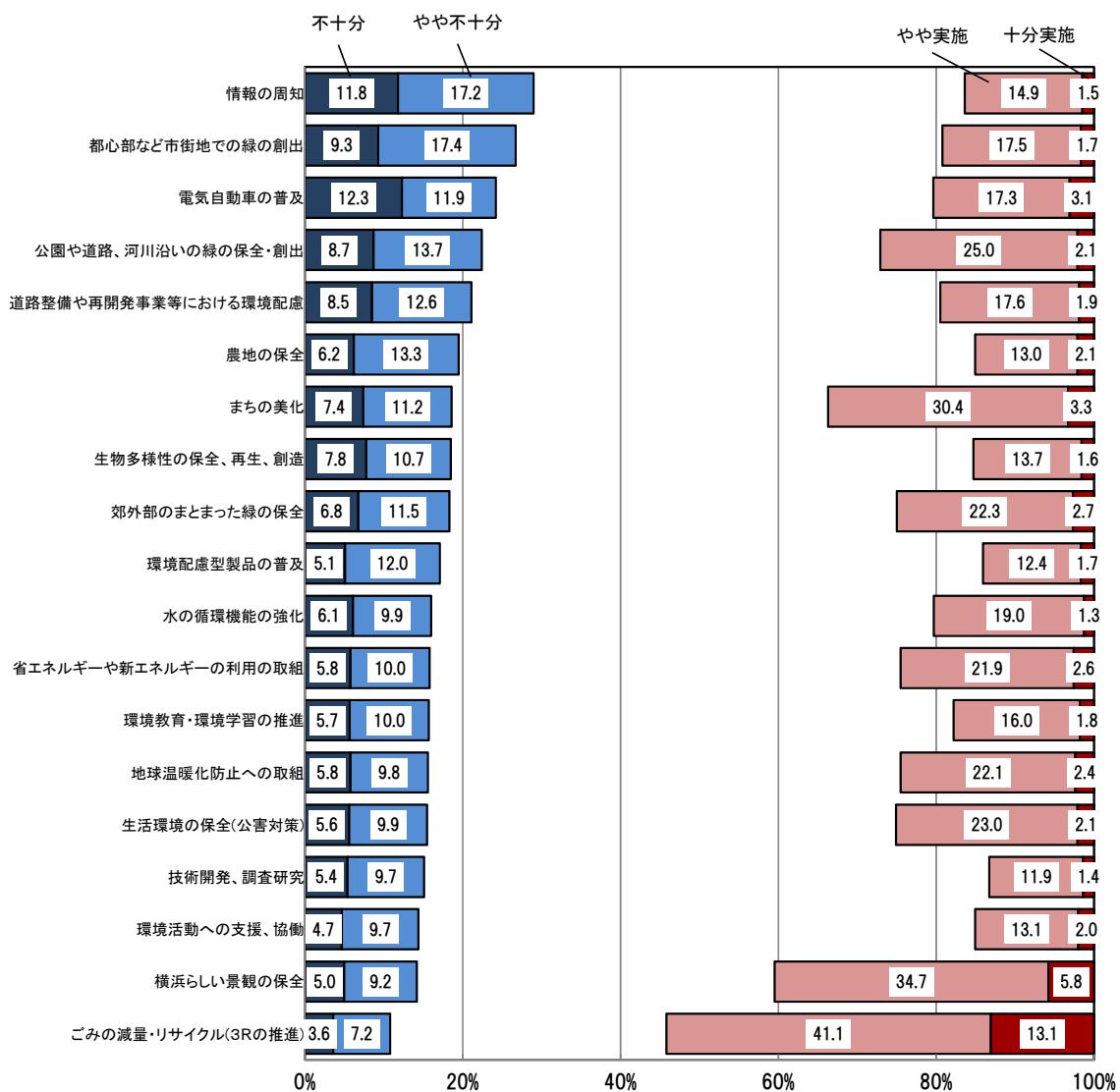


図 横浜市の環境に関する取組についての評価

(出典：「平成 25 年度 環境に関する市民意識調査」)

資料 5

横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 7 年 3 月 24 日条例第 17 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 7 条—第 17 条)
- 第 3 章 総合的推進のための施策(第 18 条—第 22 条)
- 第 4 章 効果的推進のための施策(第 23 条—第 27 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたりて維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、市域の自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(公害の防止等)

- 第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気の汚染、水質の汚濁又は土壤の汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(監視等の体制の整備)

- 第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

(公害に係る健康被害者の保護等)

- 第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

(自然環境の保全及び創造)

- 第10条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(快適な環境の確保)

第 11 条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

(エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等)

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 13 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 14 条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

(地球環境保全の推進等)

第 15 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

第 3 章 総合的推進のための施策

(環境管理計画の策定等)

第 18 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画(以下「環境管理計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境創造審議会条例(平成 6 年 6 月 横浜市条例第 19 号)に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

(平 18 条例 75・一部改正)

(施策の策定等と環境管理計画との整合等)

第 19 条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第 20 条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第 21 条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業(以下「開発事業等」という。)を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

(開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

第 22 条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 効果的推進のための施策

(情報の提供及び市民等の意見反映)

第 23 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民及び事業者との連携)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第 25 条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(経済的措置)

第 26 条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第 27 条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に關し必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月条例第 75 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料6 環境に関する主な指針

項目	名称	提供元
温暖化対策	エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針 『H25.12』	経済産業省資源エネルギー庁 HP 〈 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/ 〉
	工場または事業場、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から定められた基本方針	
	温室効果ガス排出抑制等指針 『H25.4』	
	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針	環境省 HP 〈 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ 〉
	エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針『H15.1』	
	推進すべき新エネルギー利用等の種類毎にエネルギー使用者が新エネルギー利用等に努める場合、新エネルギー利用等の種類及びそれぞれの種類に応じた具体的な取組方法について定めたもの	経済産業省HP (http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/shinene_data/23jigyoushyashien_18fy_riyoukeikaku_sisin.pdf)
	温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 『H22.3』	
	事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるもの	横浜市環境創造局環境管理課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉
	再生可能エネルギー導入検討報告制度 報告書作成マニュアル 『H25.11』	
	再生可能エネルギーとして太陽熱利用・太陽光発電を中心に、検討の進め方・手順、報告書の作成方法等をまとめたもの	横浜市環境創造局環境エネルギー課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/ondan/saiene/ 〉
	横浜市地域冷暖房推進指針 『H8.4』	
	地域冷暖房を推進するため、地域冷暖房推進地域や届出手続きを定めるとともに、必要に応じて導入の検討を求めるもの	横浜市環境創造局環境エネルギー課 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/ondan/chirei/ 〉
	ヒートアイランド対策ガイドライン改訂版 『H25.3』	
	地方公共団体等において計画的にヒートアイランド対策を進めていく際の手順、各種対策手法の効果的な活用事例等についての紹介	環境省 HP 〈 http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guideline/h24.html 〉
	ヒートアイランド対策マニュアル 『H24.3』	
	ヒートアイランド現象の最新状況を始め、地方公共団体における施策実施や民間事業者における環境技術導入の際に参考となる様々な情報、「適応策」等を体系的に整理したもの	環境省 HP 〈 http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/manual_01.html 〉
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針 『H18.3』	
	横浜市のヒートアイランド対策の方向性を示したもの	横浜市環境創造局政策課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kanryo/mamoru/heat/ 〉

項目	名称	提供元
温暖化対策	横浜市ヒートアイランド対策の手引き 《H19.2》	横浜市環境創造局政策課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/heat/ 〉
	市民の皆様が気軽に取り組むことができるアイディアをまとめたもの	
	神奈川県 ヒートアイランド対策ハンドブック《H26.5》	神奈川県 HP 〈 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6703/ 〉
	神奈川県内におけるヒートアイランド関連のデータや地方公共団体向けのヒートアイランド対策事例等をまとめたもの	
	二酸化炭素排出量の算定方法 《H24.9》	横浜市環境創造局交通環境対策課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉
生物多様性	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 84 条第 4 項に規定する二酸化炭素の排出量の算定方法	
	横浜市生物多様性保全再生指針 《H21.3》	横浜市環境創造局政策課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/tayou/shishin.html 〉
	横浜市における生物多様性の保全・再生に関する基本的な考え方	
	神奈川県鳥獣保護区等位置図 《H26.10》	神奈川県自然環境保全課 HP 〈 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f986/p10097.html 〉
	神奈川県内の鳥獣保護区、特定獣具使用禁止区域等を記載した県域図（10 万分の 1）	
生活環境全般	猛禽類保護の進め方（改訂版） 《H24.12》	
	開発事業との摩擦が依然として危惧され、かつ生息状況や生態について情報が蓄積しつつあるイヌワシ、クマタカ、オオタカの 3 種を中心に、各種開発行為に際しての保全措置の検討のための考え方を明らかにするもの	環境省 HP 〈 http://www.env.go.jp/nature/yasei/raptiores/protection.html 〉
	環境基準	
	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壤、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの	環境省 HP 〈 http://www.env.go.jp/kijun/ 〉
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項） 《H24.9》	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 39 条に規定する、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	横浜市環境創造局環境管理課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉
	環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項） 《H15.3》	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 39 条に規定する、飲食店等を営む事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	横浜市環境創造局環境管理課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉
	夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針 《H24.9》	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第 58 条に規定する、夜間営業を営む事業者が実施する取組を支援するため、事業者の配慮すべき事項を定めたもの	横浜市環境創造局環境管理課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉

項目	名称	提供元
生活環境全般	生活騒音防止に関する配慮すべき指針「H15.4」	横浜市環境創造局環境管理課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第147条に規定する、日常生活に伴って発生する騒音を防止について配慮等を支援するため、市民の配慮すべき事項を定めたもの	横浜市環境創造局環境管理課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉
光害	化学物質の適正な管理に関する指針「H18.4」	横浜市環境創造局環境管理課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉
	横浜市生活環境の保全等に関する条例第41条に規定する、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するための指針	横浜市環境創造局環境管理課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/seikatsu/index2.html 〉
安全	光害対策ガイドライン「H18.12」	環境省 HP 〈 http://www.env.go.jp/air/life/light_poll.html 〉
	光害の定義、夜空の明るさの問題を概説し、地域における照明環境の考え方の提案、光害対策を実施するうえでの環境者の定義、ガイドラインの使い方及び屋外照明等における具体的な対策について解説	環境省 HP 〈 http://www.env.go.jp/air/life/light_poll.html 〉
景観	地下空間における浸水対策ガイドライン	国土交通省 HP 〈 http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/chika/ 〉
	洪水時等に浸水のおそれのある土地で地階に設けられる居室等について、建築物の構造及び維持・管理方法についての指針を示したもの	国土交通省 HP 〈 http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/chika/ 〉
まちづくり方針	都市景観協議地区	横浜市都市整備局景観調整課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/keikan/list/ 〉
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針（行為指針）などを定めたもの	横浜市都市整備局景観調整課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/keikan/list/ 〉
まちづくり方針	山手地区景観風致保全要綱（区域図）「H7.7」	横浜市都市整備局都市再生推進課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tosai/yamate/ 〉
	山手地区における地域の魅力の維持保全、眺望や景観の確保のため、建築鬱の形態や用途などのデザイン調整を強化するための要綱	横浜市都市整備局都市再生推進課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tosai/yamate/ 〉
まちづくり方針	景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン「H16.3」	国土交通省 HP 〈 http://www.mlit.go.jp/road/road/bougosaku/ 〉
	道路景観全体の向上を目指すことを目的に、防護柵の設置・更新を検討するにあたって、本来の安全面での機能を確保したうえで景観に配慮するという考え方をまとめたもの	国土交通省 HP 〈 http://www.mlit.go.jp/road/road/bougosaku/ 〉
まちづくり方針	地区計画／建築協定	横浜市都市整備局地域まちづくり課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machirule/ 〉
	地区計画、建築計画の位置、方針等の概要	横浜市都市整備局地域まちづくり課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machirule/ 〉
まちづくり方針	街づくり協議地区制度「H25.1（要綱）」	横浜市都市整備局地域まちづくり課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machi-kyogi/ 〉
	駅周辺の商業・業務地区や、計画的開発地区など都市政策上重要な地区を、「街づくり協議地区」に指定し、地区別に街づくり協議指針を規定	横浜市都市整備局地域まちづくり課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/machi-kyogi/ 〉
建築物	臨港地区	横浜市港湾局管財第一課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/rinkochiku.html 〉
	商港区・工業地区・マリーナ港区・修景厚生港区の4つの分区を設け、それぞれの分区の目的にあわない構築物の建設や用途の変更を禁止	横浜市港湾局管財第一課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/rinkochiku.html 〉
建築物	CASSBEE横浜（横浜市建築物環境配慮制度）	横浜市建築局建築環境課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kankyo/casbee/ 〉
	建築主が、その建物の「建築物環境配慮計画」を作成することにより、総合的な環境配慮の取組を進めるもの	横浜市建築局建築環境課 HP 〈 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/kankyo/casbee/ 〉

資料7 用語説明

《A-Z》

B L C P（業務・生活継続計画：Business Living Continuity Planning）

災害などリスクが発生した時に重要業務や最低限の生活を行うために、また、事業活動やライフラインが中断した場合でも、可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。

B O D（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。微生物の働きで有機物（汚泥）を分解するときに消費される酸素の量である。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

C A S B E E（建築環境総合性能評価システム：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）

建築環境総合性能評価システムは、建築物の耐震性、省エネ、資源の再利用など約90の評価項目を入力することで、総合的な評価ができるソフト。横浜市では、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、長寿命化対策、まちなみ・景観への配慮、の4つの項目を中心に取組を推進する重点項目として位置づけるなど、横浜市用に改良した「C A S B E E 横浜」を使用して評価している。

C O D（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）

有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。汚濁物質などを酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

C O P11（生物多様性条約第11回締約国会議）

2012年10月にハイデラバード（インド）で行われた生物多様性に関する国際会議。名古屋議定書の作業計画、資源動員戦略、海洋と沿岸の生物多様性など広範な分野について議論された。その結果、生物多様性条約の目的等の達成に向けて取組を強化していくことが合意された。

C S R（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

H E M S（Home Energy Management System）

家庭内のエネルギー管理システム。家電製品などの消費電力が可視化され、効率的な節電、蓄電をコントロールし、CO₂削減と快適なライフスタイルの両立をサポートする。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）

各国の研究者が政府の資格で参加し、気候変動のリスクや影響及び対策について議論するための公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置されたもの。目的は、地球温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討すること。I P C Cは新たな研究を行うための機関ではなく、気候変動に関する科学技術文献をレビューして、評価することをその役割とする。

I S O 14001

国際標準化機構（ISO）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するための仕組みについての規定である。

《あ》

赤潮

海域で特定のプランクトンが大量に発生し、かつ水面近くに集積することによって、海水が変色する現象。海水中の窒素、りん等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。東京湾では、春から夏にかけて水温が上昇し日照時間が長くなると植物プランクトンが増殖し、赤潮が発生しやすい。

《か》

一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収される。ヘモグロビンとの親和力が酸素の240倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招く。高濃度の汚染に曝されると、中毒症状として、頭痛、めまいから始まり、意識障害、さらには死亡に至ることもある。

雨水浸透ます

雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填したもので、雨水を地中にしみ込みやすくする。

エコツーリズム

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験・学習するとともに、自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

エコリノベーション

既存住宅の環境性能や利便性の向上など、住宅の価値を高める改修。

エネルギー管理システム（EMS：Energy Management System）

センサーヤやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化（可視化）を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステム。

温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」「パーフルオロカーボン（PFC）」「六ふつ化硫黄（SF₆）」の6物質が指定されており、平成27年4月からは新たに「三ふつ化窒素（NF₃）」が追加される。

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動（植林や自然エネルギーの利用等）に投資することで、排出された温室効果ガスを相殺するという考え方。

外来生物

本来の生態系には生息しないにもかかわらず、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のこと。在来種を駆逐したり、在来種と交雑するなどして生態系を激変させる侵略的な外来種も少なくない。

2005年6月に施行された外来生物法は、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来種を、「特定外来生物」として指定し、輸入、飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

環境アセスメント（環境影響評価）

土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表、及びこれに対する意見を求め、これらの事業の実施に際し、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。

環境汚染物質排出・移動登録（PRTR：Pollutant Release and Transfer Register）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）において定められた制度。対象事業者が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを自ら把握し、年に一度届出を行い、国がそのデータを集計し、公表する仕組み。排出量として大気への排出、公共用水域への排出、土壤への排出、埋立処分の4つ、移動量として下水道への移動量、廃棄物としての移動量（事業所外への移動量）の2つに分けられる。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁・地下水、土壤汚染、騒音及びダイオキシン類について環境基準が定められている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」としている。

環境未来都市

環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の3つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域。2014年3月現在、11の自治体が選定されており、横浜市は2011年12月に選定された。

環境モデル都市

温室効果ガスの排出削減などで先駆的な取組を行う自治体のこと。国が全国の自治体に呼びかけて先駆的な取組案を募り、2008年7月に提案があった82件（89自治体）から6自治体を選定した。2014年3月現在では23の自治体が選定されており、横浜市は2008年7月に選定された。

揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。光化学オキシダント発生要因の一つと言われている。

クリーンエネルギー

電気や熱などのエネルギーに変えて、二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの有害物質を排出しない、または排出量が少ないエネルギー源。

光化学オキシダント（O_x）

光化学スモッグの指標となり、工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い揮発性有機化合物（VOC）等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その濃度が高くなると人体や動植物に被害を与える。

光化学スモッグ

夏季に多く日射が強くて、風の弱い日に光化学オキシダントが大気中に滞留した結果、空が霞んで、白いモヤがかかったような状態になることを「光化学スモッグ」が発生しているという。その影響は目やのどの粘膜を冒し、植物被害や視覚障害など広範囲にわたる。

高度処理

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類等があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式がある。

コミュニティサイクル

都市の交通手段として、安価な料金で自転車がレンタルできるシステム。従来型のレンタサイクルとは異なり、一定のエリアに複数のサイクルポート（貸出拠点）を設置し、どのサイクルポートでも貸出、返却が可能であり、近年欧米などで導入が進んでいる。

コンソーシアム

いくつかの企業（国営機関を含む）がシェアを決めて一つの事業を遂行する形態のこと。共同事業体ともいう。

コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醸酵分解させ、たい肥にしたもの。しかし、日本では主に都市の生ごみから作られるたい肥を指している。

《さ》

再使用（リユース）

一度使用し、不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。

再生利用（リサイクル）

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」とも言う。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

持続可能

将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような活動を持続的・永続的に営むこと。

遮熱性舗装

太陽光を反射し、舗装が吸収する熱量を少なくすることにより、舗装の温度上昇を抑制する舗装。

集約型都市構造

人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約などの都市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じ、都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市の構造。これにより、にぎわいがあり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、環境負荷定下型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備を実現することを目標とする。

循環型社会

雨水の地中涵養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会を指している。

すず風舗装

ヒートアイランド現象を緩和する効果のある道路の舗装の方法。横浜市では「保水性舗装」と「遮熱性舗装」の2種類を行っている。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給する設備。水素ステーションには、工場で製造した水素をステーションに輸送する方法（オフサイト型）と、水素ステーション内で原料（灯油、LPG、天然ガスなど）を改質して製造する方法（オンサイト型）がある。（出典：JX日鉱日石エネルギー株HP）

スマートグリッド

情報通信技術（ICT）を取り入れた次世代の送電網。供給側と需要側で電気の流れを制御・調整することで、太陽光等によるエネルギーも安定して供給することができる。

スマートコミュニティ

太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、かつ、エネルギーの消費を最小限に抑えていく社会を実現するため、家庭やビル、交通システムをICTのネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

スマートシティ、スマートタウンと呼ばれることもある。

3R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語である。
①廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、
②資源や製品の再使用（Reuse：リユース）、
③再生利用（Recycle：リサイクル）の順で、リサイクルよりもリデュースを優先する。3Rに、不要なものをもらわない・買わない（Refuse:リフューズ）、修理して使う（Repair:リペア）を加えて4Rや5Rと呼ぶこともある。

生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。

世界大都市気候先導グループ（C40）

2005年に当時のロンドン市長の提案により創設された、気候変動対策に取り組む大都市で構成された都市ネットワーク。横浜市は2008年に加盟し、参加都市が実践する優れたCO₂削減事例を学んだり、横浜市の先駆的な温暖化対策や技術を世界に向けて発信している。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料等として有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。1994年に国連大学が提唱した考え方。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすること。具体的には、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げて廃棄物の発生量を減らしたり、廃棄物を徹底的にリサイクルする。

全窒素

アンモニア性窒素などの無機性窒素とたんぱく質などに含まれる有機性窒素の総量。

全りん

りん酸やその化合物に含まれるりんの総量。

《た》

ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月施行）により、ポリ塩化ジベンゾーパラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾーフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の3物質群と定義されている（単一の物質でないため、「物質群」としている）。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があげられている。水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温（800℃以上）ではほとんど分解する。

第4次一括法

一括法とは、地方分権を目的として、国から地方自治体への権限移譲や手続きや基準の見直し等を一括で行うために、関係法律の改正を一度に行う法律。第4次一括法は2014年5月に成立し、63法律を一括で改正した。

地産地消

地域で作られた旬の農作物を、その地域内で消費する考え方のこと。季節に応じた栽培であり、遠距離の輸送が必要ないことから、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出が少なく、地域の農業の活性化にもつながる。

地中熱

地中の、比較的地表に近い部分の熱。もっぱら地球内部に由来する熱源を意味する「地熱」とは区別される。地中熱には、気象・気候の変化を受けにくく、一年を通して同じ気温を保持する性質がある。そのため、夏は涼しく、冬は暖かい。近年、地中熱をヒートポンプで汲み上げ、屋内の室温管理に利用する仕組みの普及が進みつつある。

窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の合計で表され、物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、主な発生源は工場・事業場の燃焼施設や自動車である。発生源から排出される際には大部分が一酸化窒素であり、排出後に大気中に広がっていく過程で酸化され、二酸化窒素に変化する。

低騒音舗装

自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り、この空気が、圧縮・膨張し騒音を発している。低騒音舗装は、こうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を3dB程度低減する効果がある。

低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスをできる限り排出しない社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

電気自動車（EV：Electric Vehicle）

ガソリンエンジンを搭載せず、電気駆動のモーターで動く自動車。一般家庭の100V電源でも充電することができる。走行中にCO₂などを全く排出せず、騒音も少ない。2014年現在、充電時間をおいかに短くするかという点と、1回の充電で走行できる距離をおいかに延ばすかという点が、広く普及するための課題となっている。

透水性舗装

雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。水をそのまま地下に浸透させるため、設計許容量を超えた豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生や地中生態の改善、地下水の涵養などの効果がある。

都市農業

都市及びその周辺における農業と規定（食料・農業・農村基本法）されている。消費地に近いという利点を生かした新鮮な農畜産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、身近な農業体験の場の提供や災害に備えたオープンスペースの確保、潤いや安らぎといった緑地空間の提供など、多面的な役割を果たしている。

《な》

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄又は硫黄を含有する燃料が燃えるとき発生する無色、刺激臭の気体。二酸化硫黄は、大気中で太陽光線により三酸化硫黄(SO₃)に酸化される。主な発生源は重油を燃料とするボイラーである。

二酸化窒素（NO₂）

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。（→「窒素酸化物(NO_x)」）

熱帯夜

夜間の最低気温が25℃以上の日のことである。

燃料電池自動車（FCV：Fuel Cell Vehicle）

燃料電池において水素と酸素の化学反応をさせて発電した電気を動力源とし、電気駆動のモーターで動く自動車。エネルギー利用効率が高く、走行中にCO₂などを全く排出せず、騒音も少ない。

《は》

バイオ燃料

バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源）から作る燃料のこと。石炭、石油などの化石燃料と同じく燃やせば二酸化炭素が発生するが、もともと植物が大気中から光合成で取り込んだものなので、植物資源を再生すれば大気中の二酸化炭素濃度は上がらない。そのため地球温暖化と化石燃料の枯渇に対応したエネルギー資源として注目されている。

発生抑制（リデュース）

生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすこと。

ビオトープ

生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。地域計画においては、計画上重要な生物の生息空間の意味で使われる。生態系の保全の観点からは、個々にビオトープを整備（確保）するのではなく、生物の移動が確保できるようなビオトープ・ネットワークの形成が重要とされている。

ビジネスマッチング

企業の事業展開を支援する目的で、商品やサービスの提供側とその利用者の間に入り、両者を引き合わせてビジネスにつなげること。

微小粒子状物質（PM2.5）

浮遊粒子状物質（SPM）の中でも粒径2.5μm以下の物質を指す。粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されており、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことから、健康への影響が懸念され、平成21年に環境基準が制定された。

富栄養化

湖沼や内湾などの閉鎖性水域において、窒素やりんなどの栄養塩類が過剰に流入することによって、プランクトンの異常発生が起こり、アオコの発生や赤潮といった現象が起こりやすくなること。従来の水処理方法では排水中の窒素やりんの除去が難しく、生活排水が富栄養化の原因になることもある。排水の高度処理による窒素・りん等の除去の必要性が高まっている。

浮遊粒子状物質（S P M : Suspended Particulate Matter）

環境基準に定められている粒径 10 μm(0.01mm)以下の大气中に浮かんでいる微小な粉じんで、肺などに沈着すると呼吸器疾患の原因となる。その発生源には、地表から舞い上がった土壤や海塩粒子等の自然起源のものと、工場等の固定発生源や自動車・船舶等の移動発生源に由来する人工起源のものがあり、それぞれ発生源は複雑かつ多岐にわたる。さらに、大気中のガス状物質が物理的・化学的に変化して二次粒子が生成される。

プラグインハイブリット自動車（P H V : Plug-in Hybrid Vehicle）

ハイブリットカー（電気モーターとガソリンエンジンを搭載した車）のうち、電気プラグを自動車に差し込んで充電することができるタイプの自動車。外部電源から充電できるので、短距離であれば走行時にCO₂などを全く排出しない電気自動車として走行可能。また、長距離であればガソリンエンジンとモーターを併用してハイブリッド自動車として走行する。

ブルーカーボン

海洋に生息する生物（プランクトン、海藻、塩水性の湿原の植物など）によって吸收・捕捉される炭素。

分散型のエネルギー供給

再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電など）や、地域の資源（森林資源、農業資源、水資源、地熱資源など）を利用して需要地の近傍でエネルギーを創出・供給すること。系統電力と効率的に組み合わせ、地域内でエネルギーを有効活用することで、低炭素化が促進される。また、災害時に基幹系統からの電力供給が途絶えた場合でも、地域で自立したエネルギーの供給が可能になる。

保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装。

《ま》

真夏日

真夏日は、一日の最高気温が摂氏 30°C 以上になる日のこと、真冬日は、一日の最高気温が摂氏 0°C 未満の日のことである。なお、一日の最高気温が摂氏 25°C 以上になる日は夏日といい、一日の最低気温が摂氏 0°C 未満になる日を冬日という。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのことをいう。これらの未利用エネルギーを、地域の特性に応じつつ、ヒートポンプ技術等を活用し利用する等、高温域から低温域にわたる各段階において無駄なく組み合わせるエネルギー・システムを整備することにより、民生用の熱需要に対応させることができた。具体的な未利用エネルギーの種類としては①生活排水や中・下水・下水処理水の熱、②清掃工場の排熱、③変電所の排熱、④河川水・海水・地下水の熱、⑤工場排熱、⑥地下鉄や地下街の冷暖房排熱、⑦雪氷熱、等がある。

《や》

有害化学物質

人間の健康や生態系などに悪影響を及ぼす化学物質の総称。

有機汚濁

食べ物や動植物の死骸などの有機物によって水環境が汚れること。このような有機物は流れ込む量が少なければ、水中の微生物によって分解されるが、多量に流れ込んだ場合、分解しきれず、ヘドロとなって堆積していく。有機物が分解されるときに酸素を消費するため、有機物の量が多いと水中が無酸素状態になり、生物が住めなくなる。

《ら》

リスクコミュニケーション

市民、事業者、行政のすべての者が化学物質の環境リスクに関する正確な情報を共有し、相互理解と意思の疎通を図り、問題の改善を目指すこと。

流域

河川に流れ込む雨水（冰雪水も含む）が降り集まる地域のこと。集水域または排水域ともいう。

緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できる。

6次産業化

第1次産業（農林水産物の生産）に第2次産業（食品加工）・第3次産業（流通販売）を融合し、生産者自身が単独、又は共同して付加価値を得ることのできる地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組。

横浜市環境創造局政策調整部政策課

平成 27 年 1 月発行

横浜市中区港町 1-1

TEL : 045-671-4102

FAX : 045-641-3490

